

337-468



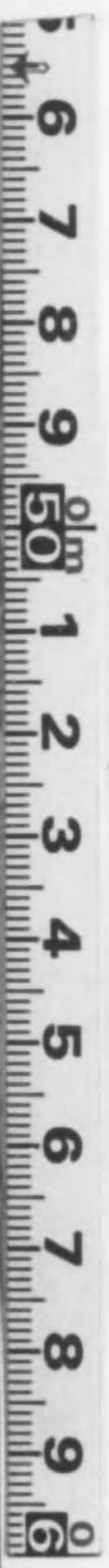
1200501394703

37

68

山高郷土史研究会考古學研究報告書

山口高等學校史教室編



始



337  
458

昭和二年六月

山高郷土史研究會考古學研究報告書

— 台覽紀念號 —

山口高等學校歷史教室發行

「台覽記念號」發刊に際して

大正十五年五月廿九日は 東宮殿下、中國行啓に際して鶴駕を我山口高等學校に枉げられた佳日である。

是れより先、東宮殿下、我校に、台臨あらせらるゝと洩れ承はるや、學校當局者は二つの御準備を申上げて 殿下を御迎へする事にした。一は晴天時の準備で、他は降雨の際の準備であつた。蓋し五月末は恰かも雨期に迫り居る事とて萬一の際に處するたためである。而して前者として選ばれたのは文理科對抗の蹴球競技であり、後者は郷土史研究會員努力の結晶たる考古資料を台覽に供し奉ることであつた。素より前者が正準備であり、後者は副準備であつた事、  
までもない。



けれども、學校から其命を受けた三十名の郷土史研究會員は、これを非常なる光榮とし、防長上代遺跡分布圖の謹製に、或は歴史教室所藏品の整理に、各人誠意を披瀝してこれに當つた。かくて行啓の前々日までに 台覽室圖書室を以て之に充つたの整備を完成して 行啓を御待ち申上げた。

然るに 行啓當日は夜來の豪雨で、正準備であつた蹴球を 台覽に供し奉る事は不可能になつた。そこで生徒全員は講堂で 御親閱を賜ふ事となり、次いで考古資料の 台覽を瞻ひ奉る事となつた。



午後三時十分、殿下には 玉歩を陳列室に運ばせ給ふ、不肖御説明を申上げつゝ、順次 台  
覽を乞ふ事、約二十分、其間、始終二百余點の遺物に對して、御熱心に御目を止められ且つ未熟な  
る不肖の説明に御耳を傾け給ふ御態度には、實に、く、恐懼し奉つた。同三十分御出門、御機謙麗  
はしく縣廳の御假泊所に御歸館わらせられた。

嗚呼、五月二十九日よ！當日は我山口高等學校の歴史に光榮ある佳日であつたのみならず  
我山高郷土史研究会にとつても無上の光榮ある佳日である。

此の光榮に感激した會員は、將來の研究活躍を誓ふと同時に、此の佳き日を永久に記念する  
ため、本年度の研究報告書を「台覽記念號」として發刊する事とした。  
幸に此報告書が少しでも學界に貢獻する事が出来るならば會員一同の悦び、これに過ぎる  
ものはない。

匹田 直 謹書

言

- 一、本冊に附 諸篇は昨秋發表せる「山高郷土史研究会  
過去一 年に於て吾人の調査研究せる結果の實し  
に同く所以 産せんとする遺跡を記録によつて永  
ける遺跡研究 に及ばず乍ら微力を致さんとする眞  
而して本冊を 念號としたる所以は今春五月長くも 室は 東宮殿下を迎へ  
奉るの光榮に浴し ば、是を未く紀念せんとする素志より、ものである。  
一、向本報告は舊海館主 兵衛氏の御厚意に據り印刷の寄贈、受けたるものにして巻頭  
先づこのことを記し、式の御援助を謝する。
- 一、次に本編起草に當つては指示誘導を賜はりたる京都帝國大學文學部教授文學博士濱田  
耕作先生、同考古學教室助手島田貞彦氏、宮内省和田千吉氏に深謝し更に小野田遺跡調査  
に際しては小野田町長笠井健次郎、伊藤作一、山根榮三、永富三、次坂田祐一、國吉貞次郎、濱田  
仁吉の諸氏、西下津古墳調査に當つては熊谷彌之助氏の御盡力に負ふ處少なからず更に  
亦見島調査の刺戟を與へられたる山口縣名勝天然紀念物調査委員岩根又重氏及び調査  
に便宜を受けたる見島村長有田暢介、多田守家、多田義男、吉屋晋弘長明勤の諸氏に衷心感  
謝の意を表する。
- 一、最後に尙吾人の常に感激措く能はざるは本校新保寅次、戸澤正保氏の本教室に對する、甚

大なる御同情御援助である。こゝに兩氏に對しても亦吾人は感謝の誠意を披瀝する次第である。

大正十五年九月下浣

山口高等學校歴史教室

三 小 弘 四  
七 平 田  
宗 五 史  
悦 郎 文 直

### 目次

## 一、周防國吉敷郡山口町糸米山口高等學校校内 土器包含地發掘調査報告

一、發見及經過……………	三宅宗悦……………	一
二、遺跡の位置及面積……………	……………	二
三、包含状態及發掘……………	……………	二
四、出土品……………	……………	五
五、結 論……………	……………	八

## 二、周防國吉敷郡仁保村坂本の經塚

一、發見遺物……………	弘津史文……………	二
-------------	-----------	---

(イ) 銅鑄物渡銀經筒  
(ロ) 經 軸  
(ハ) 紙片の寫錄せるもの

(三) 白磁合子	.....	二
(*) 壘	.....	二
(一) 白砂	.....	二
(下) 木炭	.....	二
二、内部構造并埋藏状態	.....	六
三、記録	.....	九
四、結論	.....	二〇

### 三、長門國厚狹郡小野田の上代遺跡

小川五郎  
伊藤作一

#### 一、緒論

第一章 發掘調査の經過	.....	三
第二章 小野田町の位置及地勢	.....	三

#### 二、各論

第一編 小野田町の古墳	.....	三
第一章 古墳の分布とその構造形式	.....	三

#### 第二章 古墳各説

探川古墳	.....	六
鳥取古墳	.....	六
焼野古墳	.....	六
後地瀧古墳	.....	六
大領墓古墳	.....	六
大判山組合石棺	.....	六
高尾組合石棺群	.....	六
壘墓古墳	.....	六
且古墳	.....	六

#### 第三章 小野田古墳文化の考察

第二編 小野田町の上代窯址	.....	三
第一章 窯址發見の沿革と發掘調査研究の經過	.....	三
第二章 二焼野、奈良原、西高尾窯址の位置と其現状	.....	三
第三章 東高尾窯址の位置と窯の構造形式	.....	三
第四章 遺物に就て	.....	四〇
第五章 遺跡の経緯年代に就て	.....	四

四、長門國厚狹郡厚狹町西下津古墳調査報告

小川五郎

一、總論

第一章 發掘調査の經過……………五

第二章 古墳の位置及地形……………三

第三章 古墳の外形及内部石室の構造……………三

二、各論

遺物篇……………五

三、結論……………五

五、阿武郡見島文化の研究

匹田直文 弘津史 小川五郎 三宅宗悅 姉川從義

一、見島の位置と地勢(緒論)……………三

二、見島本村出土彌生式土器に就て……………三

三、見島本村字横浦群集古墳に就て……………三

四、見島チゴンボ發見の人骨に就て……………三

五、見島に於ける古佛像及び金石文に就て……………三

緒論……………三

各論……………三

第一章 在銘大日如來座像に就て……………三

第二章 懸佛に就て……………三

第三章 金石文に就て……………三

一、三島八幡宮跡口

二、宇津觀音堂跡口

三、覺滿宮洪鐘

四、底井野觀音堂跡口

六、傘石に就て……………三

七、見島近世史上の二大史實……………三

一、緒論……………七

二、共同負債の起因及償還沿革……………七

三、日本海大海戦時の見島……………七

四、結論……………七

六

圖版目錄

圖版第一

一、本會報告山口縣遺跡分布圖

二、周防國吉敷郡大字上宇野令字糸米山口高等學校遺物包含地實測圖

圖版第二

一、周防國吉敷郡仁保村字坂本經塚位置圖

二、長門國厚狹郡小野田附近遺跡分布圖

三、長門國厚狹郡厚狹町大字郡字西下津古墳附近地圖

四、長門國阿武郡見島地圖

圖版第三

一、仁保經塚構造断面圖

二、全上發見壘

圖版第四

一、仁保經塚發見白磁合子

二、全上經木

三、全上經筒

圖版第五

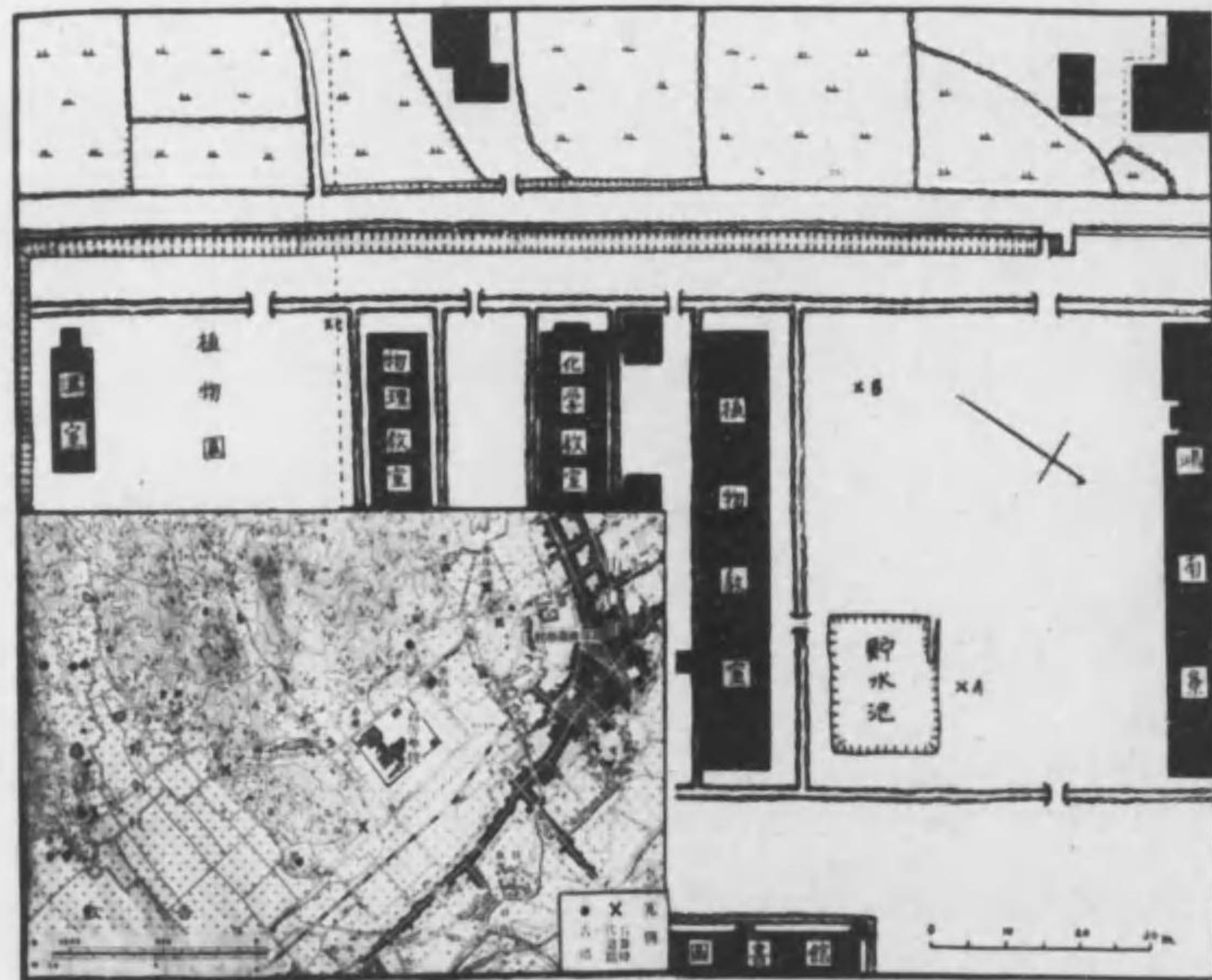
一、西下津古墳發見鏡

二、全上石製品





圖布分跡遺縣口山告報會本 1



米系字令野字上字大郡敷吉國防周 2  
圖測實地含包物遺校學等高口山

(大正十五年二月六日三宅宗悅實測)

圖版第六

- 一、小野田窯址發見陶質板
- 二、見島證成坊在銘佛依

圖版第七

- 一、見島樂石
- 二、傘石榭圖

圖版第八

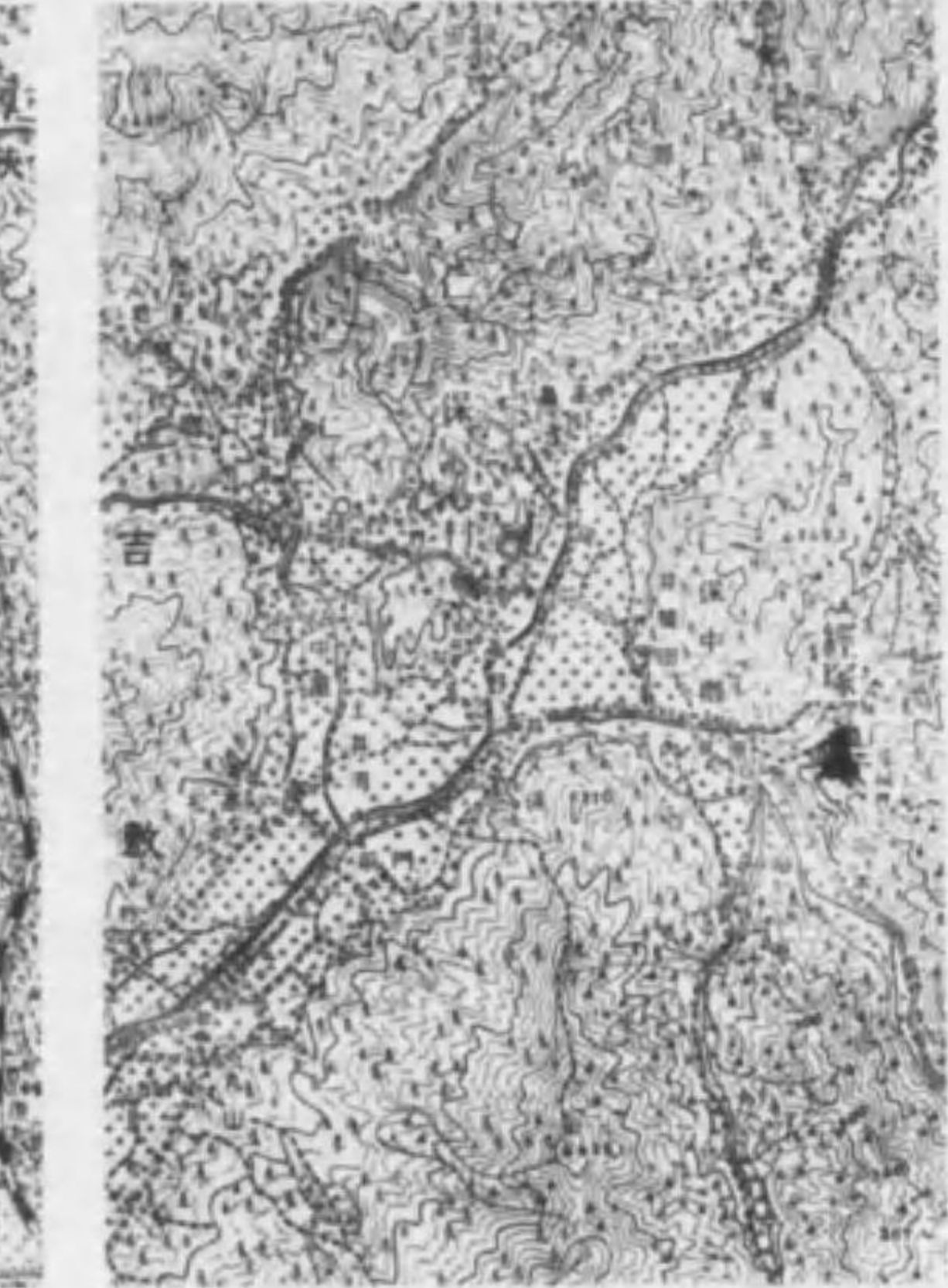
- 一、見島橫浦古墳分布圖(一紙)
- 二、橫浦A墳洞圖
- 三、橫浦B墳洞圖

圖版第九

- 一、見島古墳位置圖(一紙)
- 二、A墳發見圖
- 三、全上陶器
- 四、見島發見彌生式土器

圖

版 第 二 長門國厚狹郡厚狹町大字郡字西下津古地附近地圖

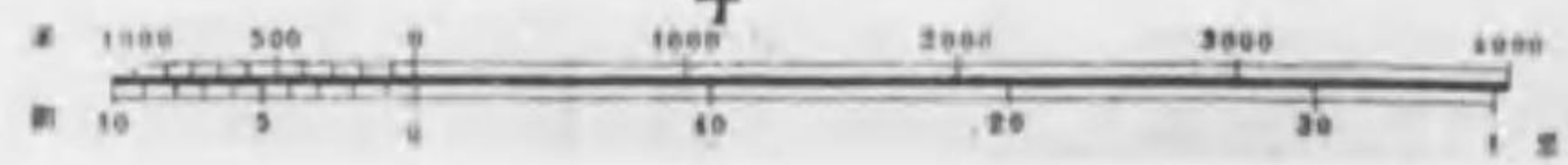


長門國吉敷郡仁保村字坂本窪位置圖

長門國河武郡見嶋村地圖

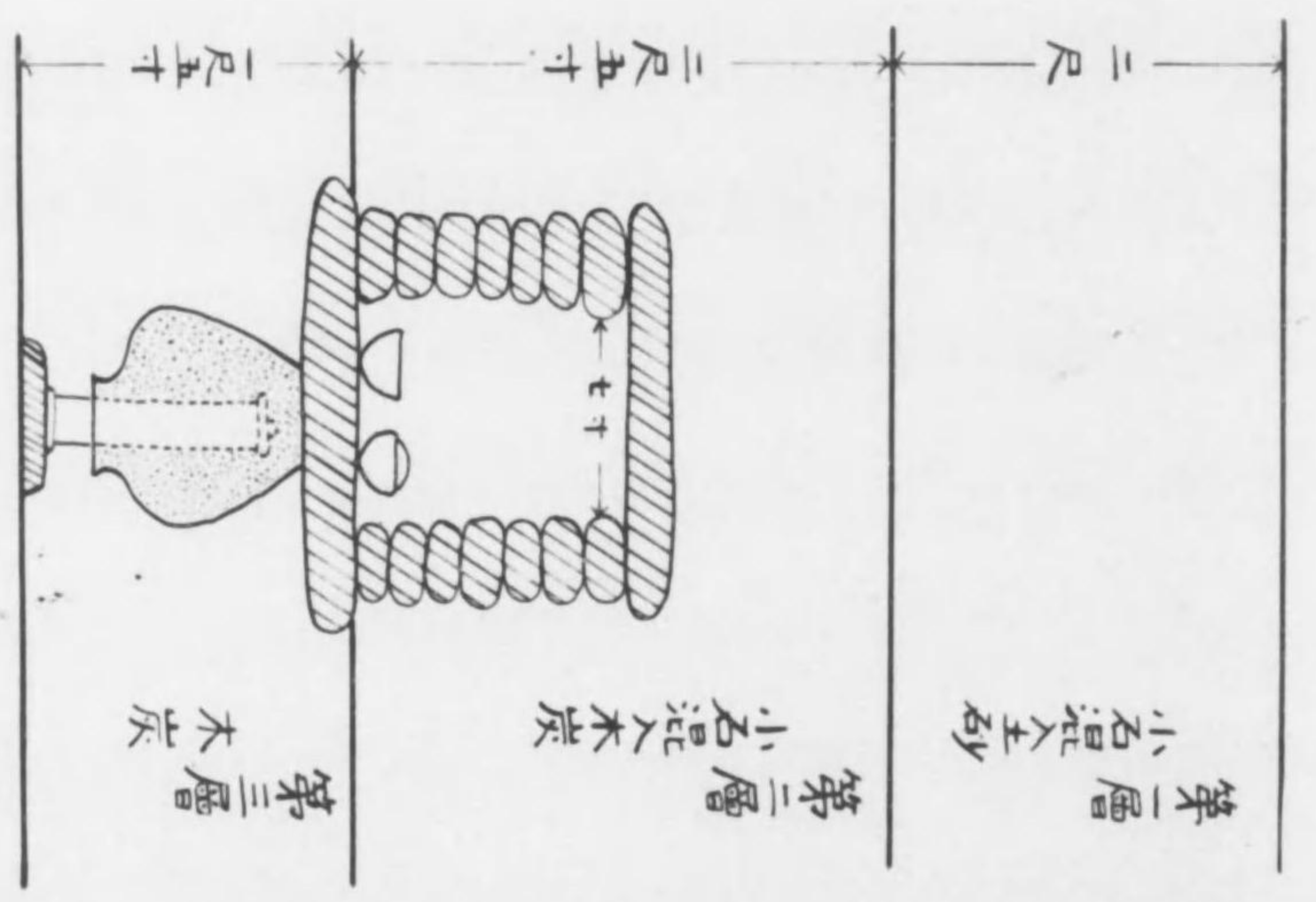


長門國厚狹郡小野田町附近遺跡分布圖



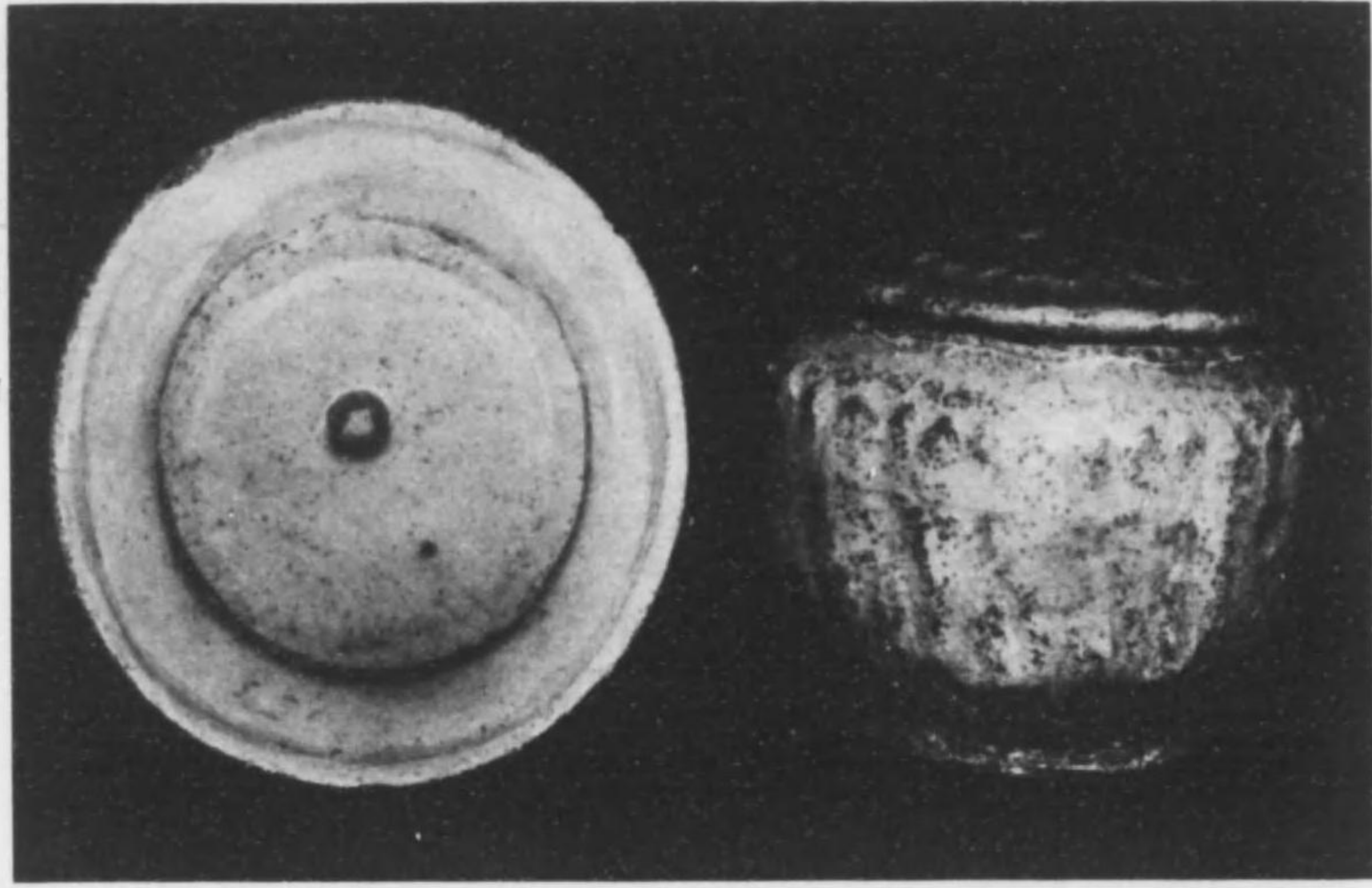


高防國吉敦郡仁保村字坂本塚構造断面圖



仁保塚發見甕

2



宮防國吉敷郡仁保村字坂本経塚發見白磁合子

1



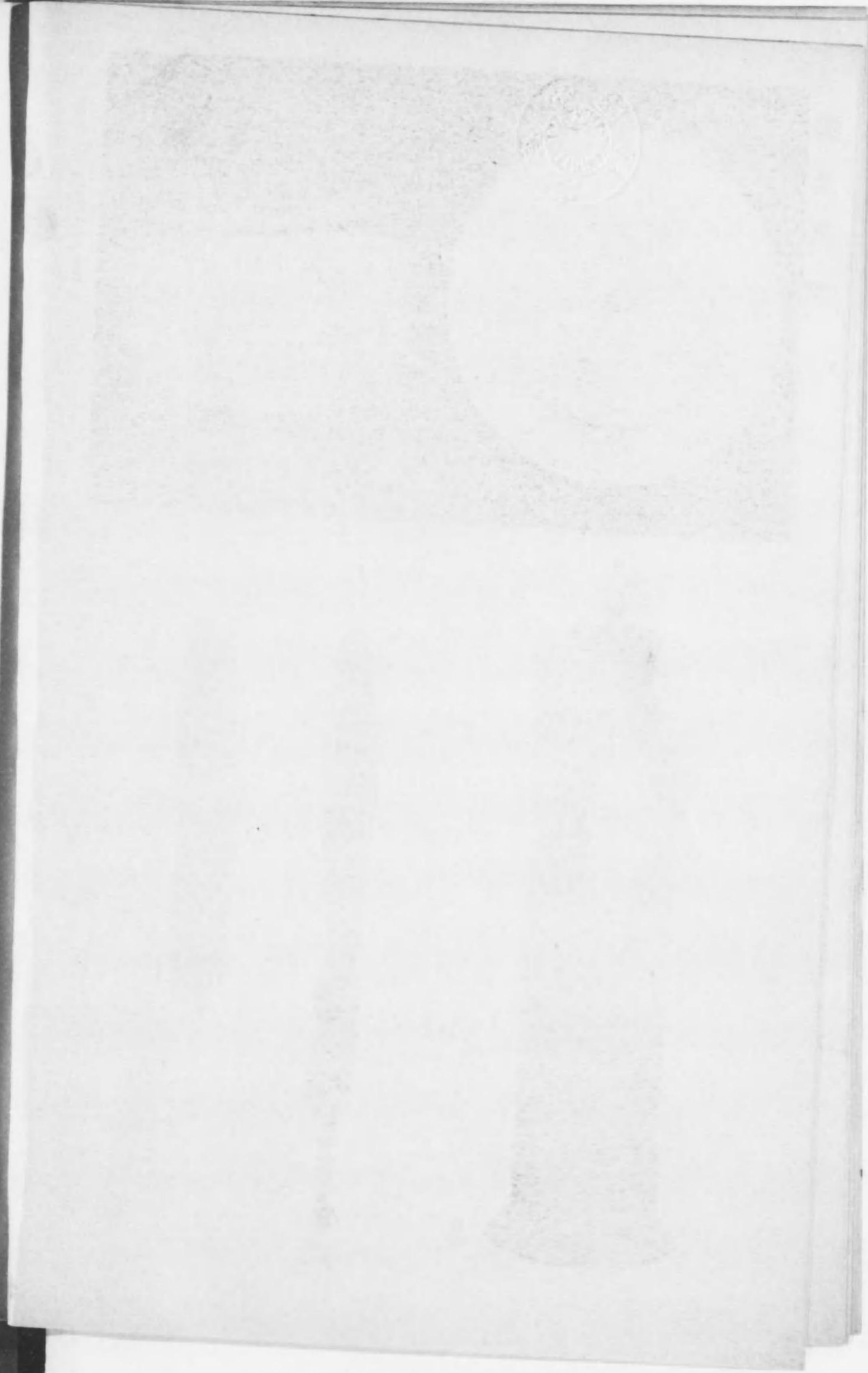
同上経筒

3



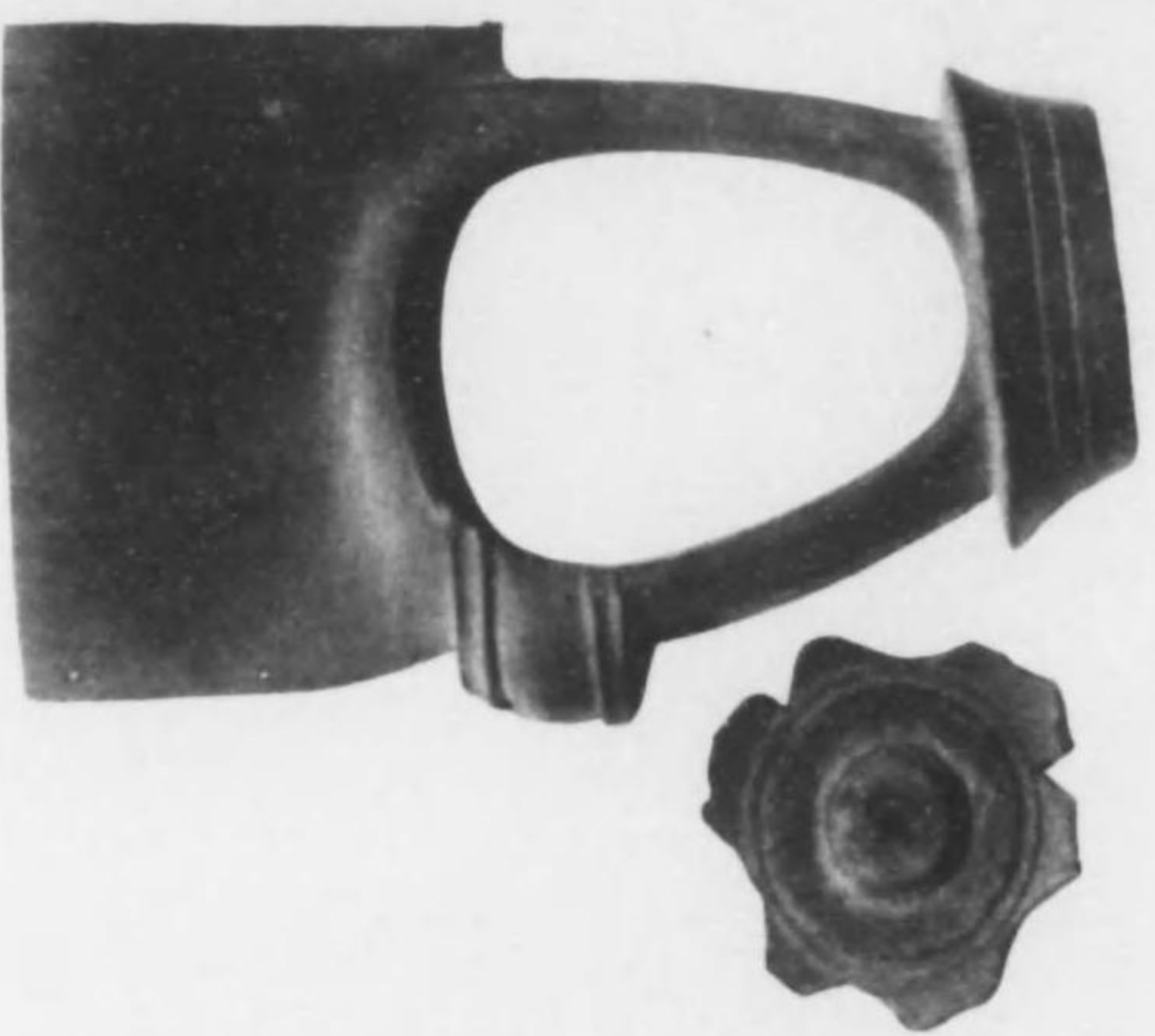
同上経木

2



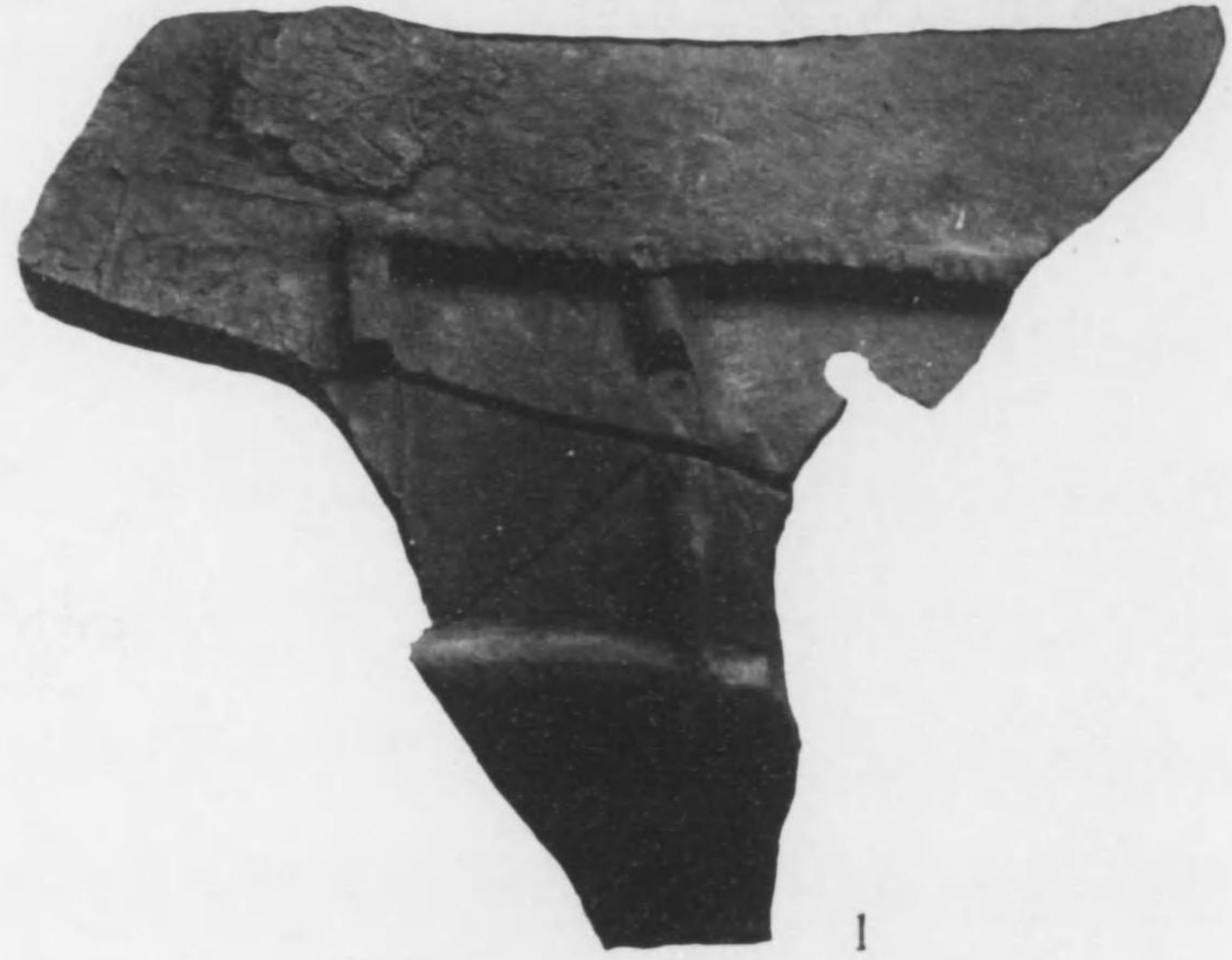


長門國厚狹郡厚狹町西下津古墳發見鏡



西下津古墳發見 石製器

圖版第五



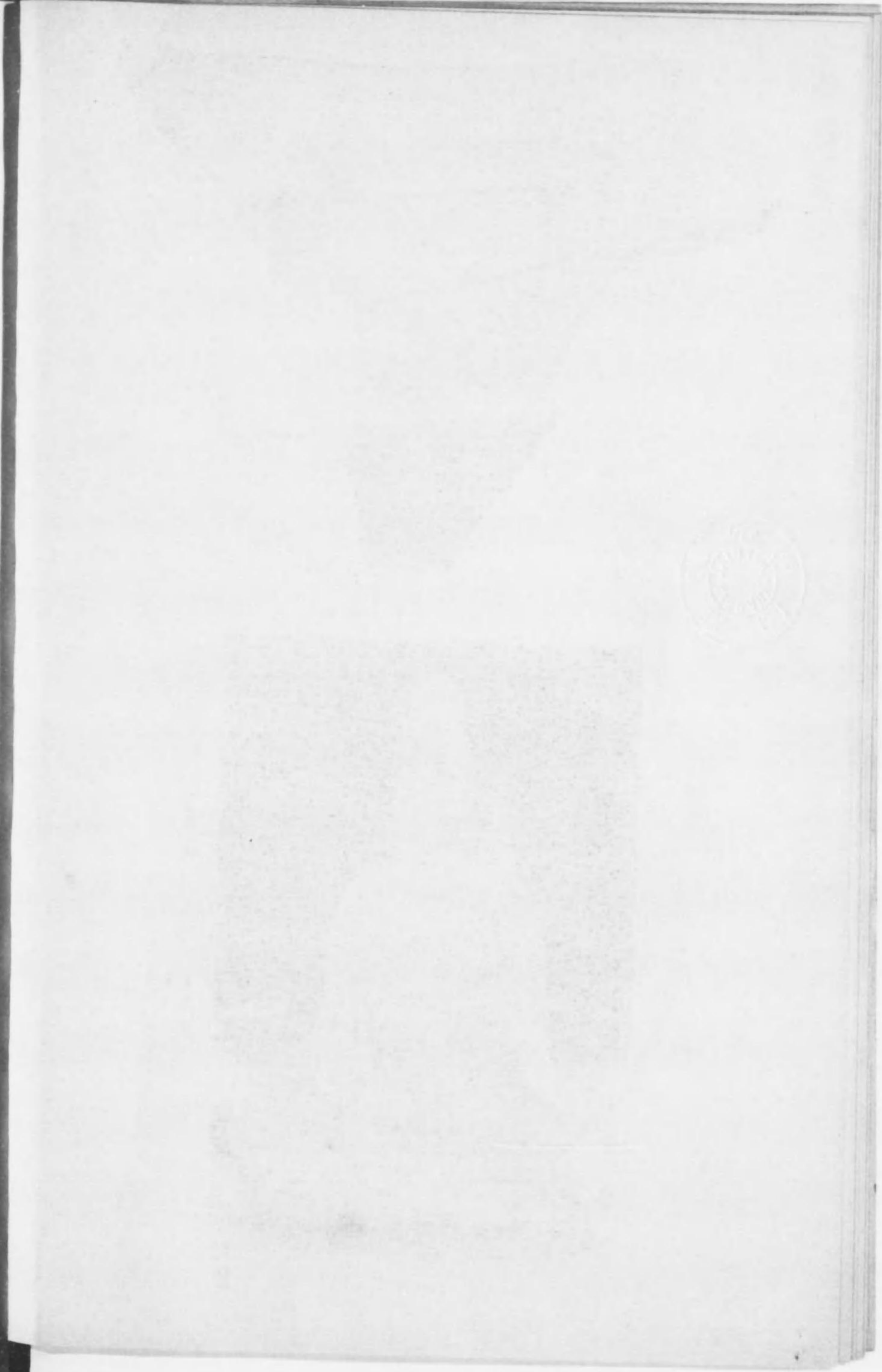
1

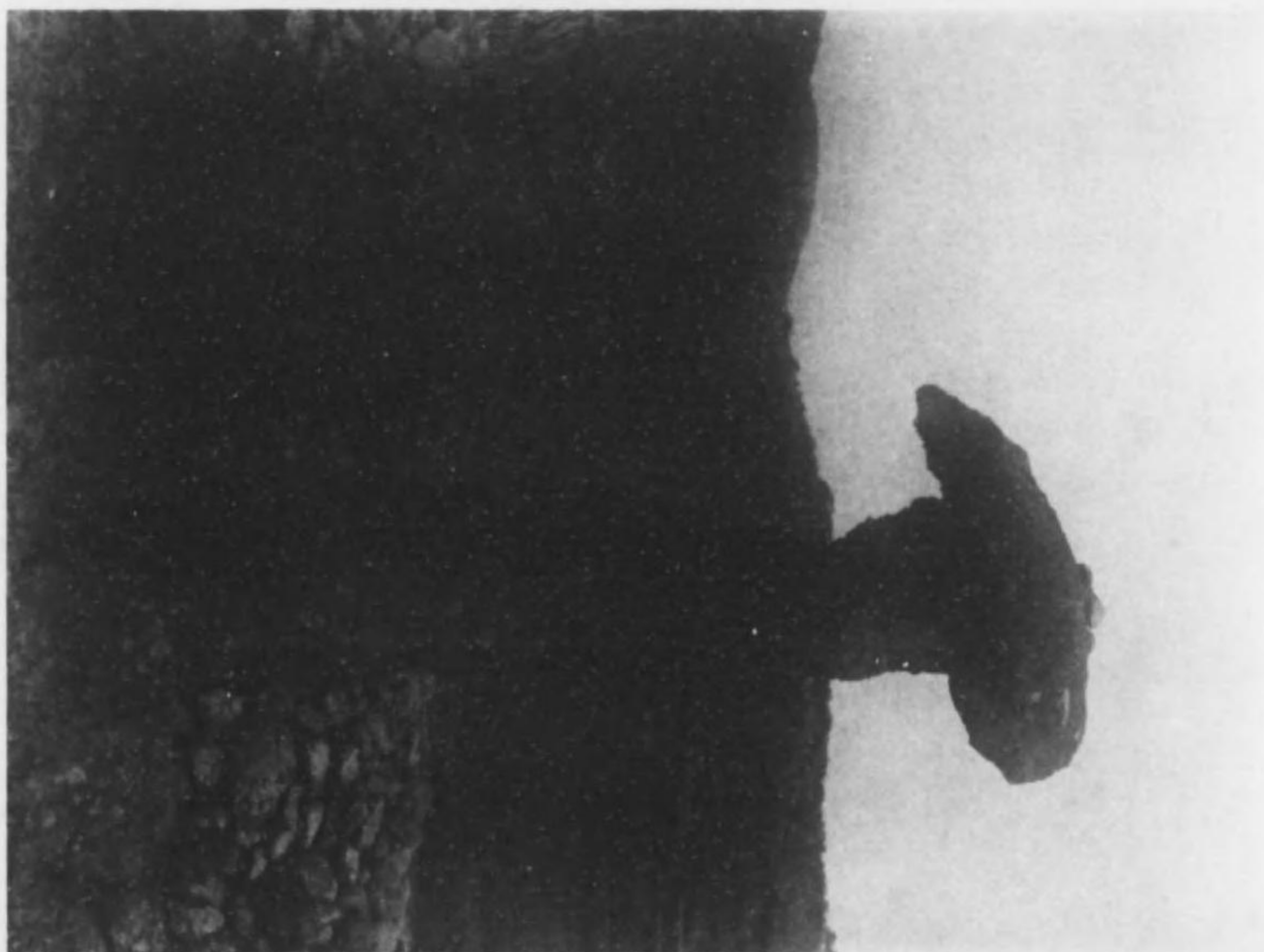
長門國厚狹郡小野田宮跡發見陶管板



2

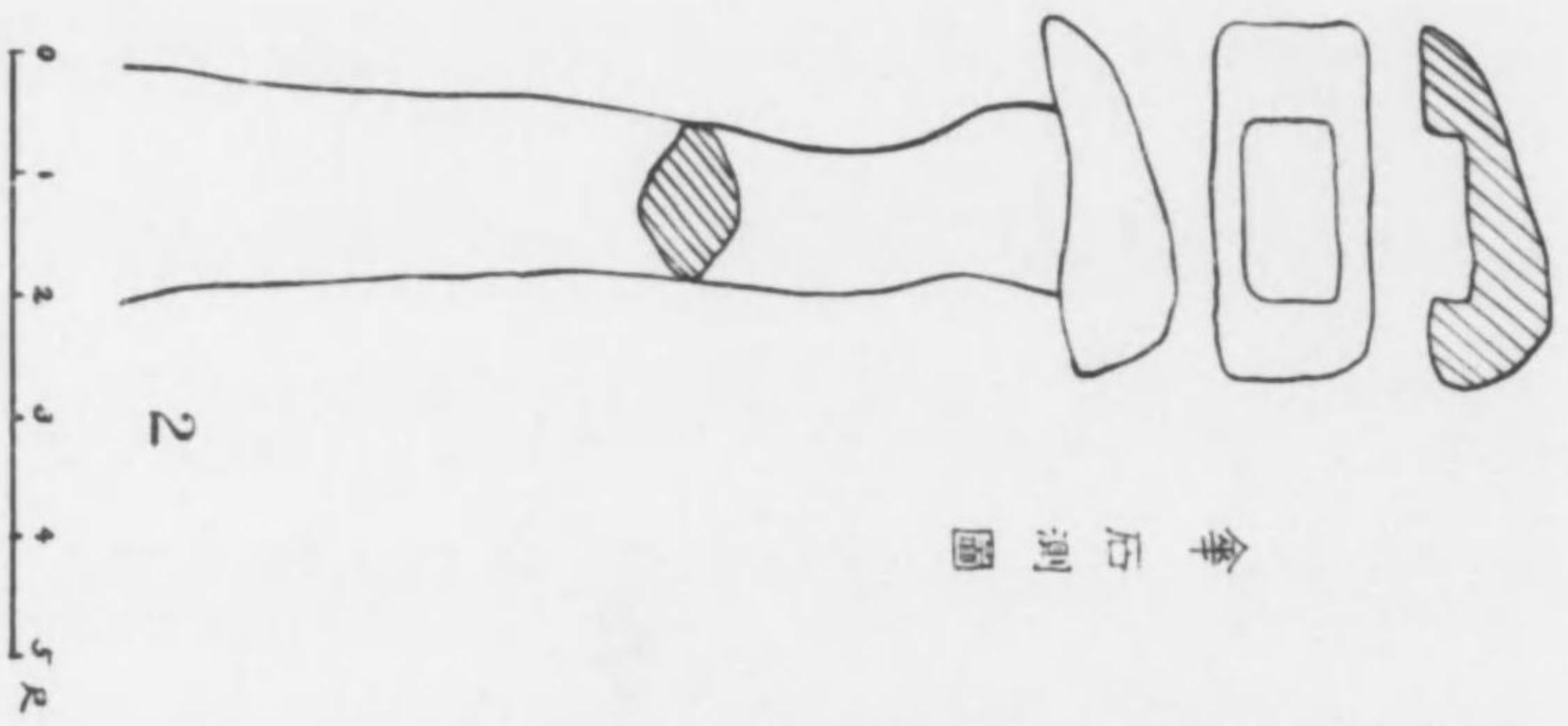
長門國阿武郡足嶋讚岐坊所藏大日如來座像



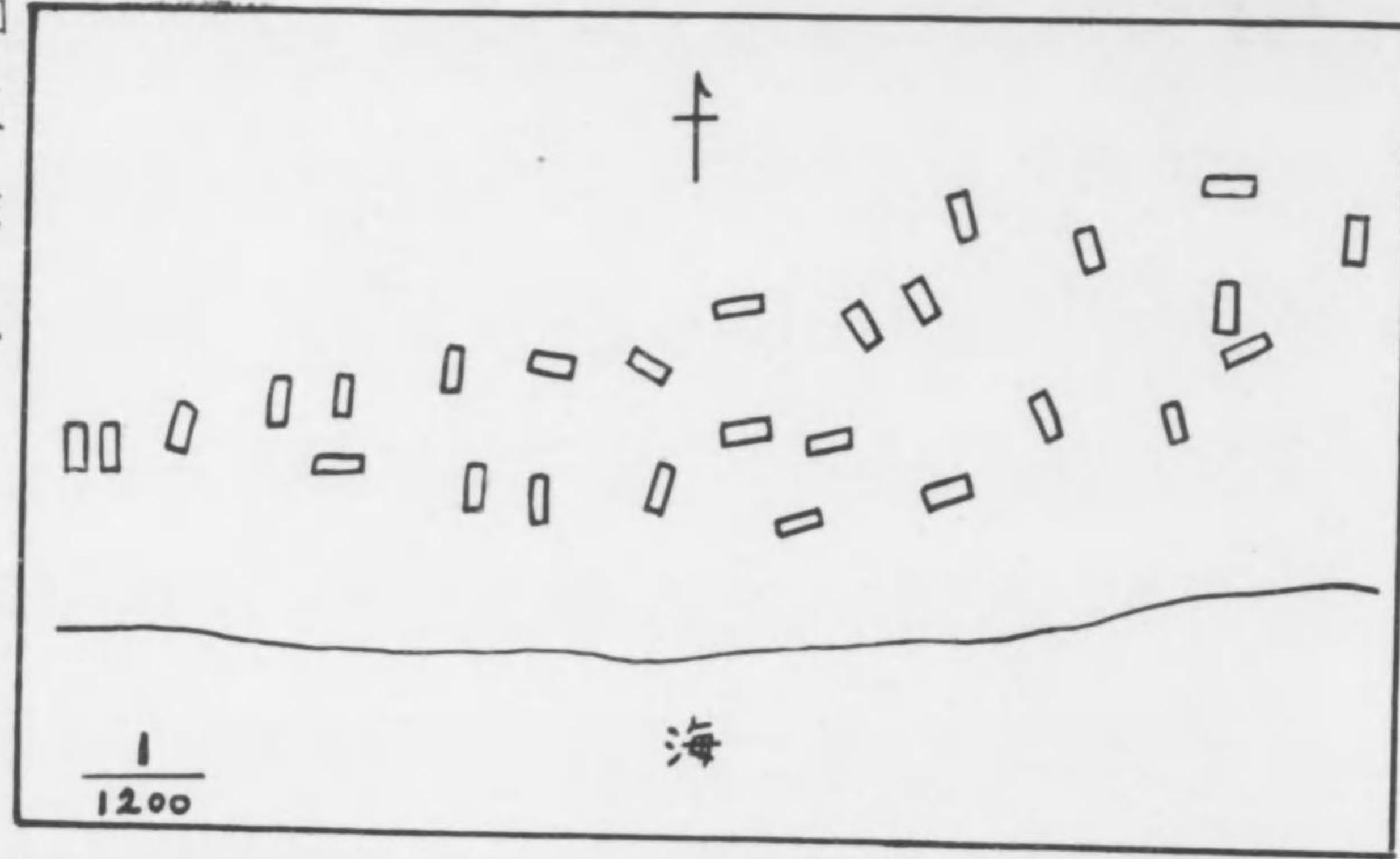


長門國阿武郡見嶋傘石

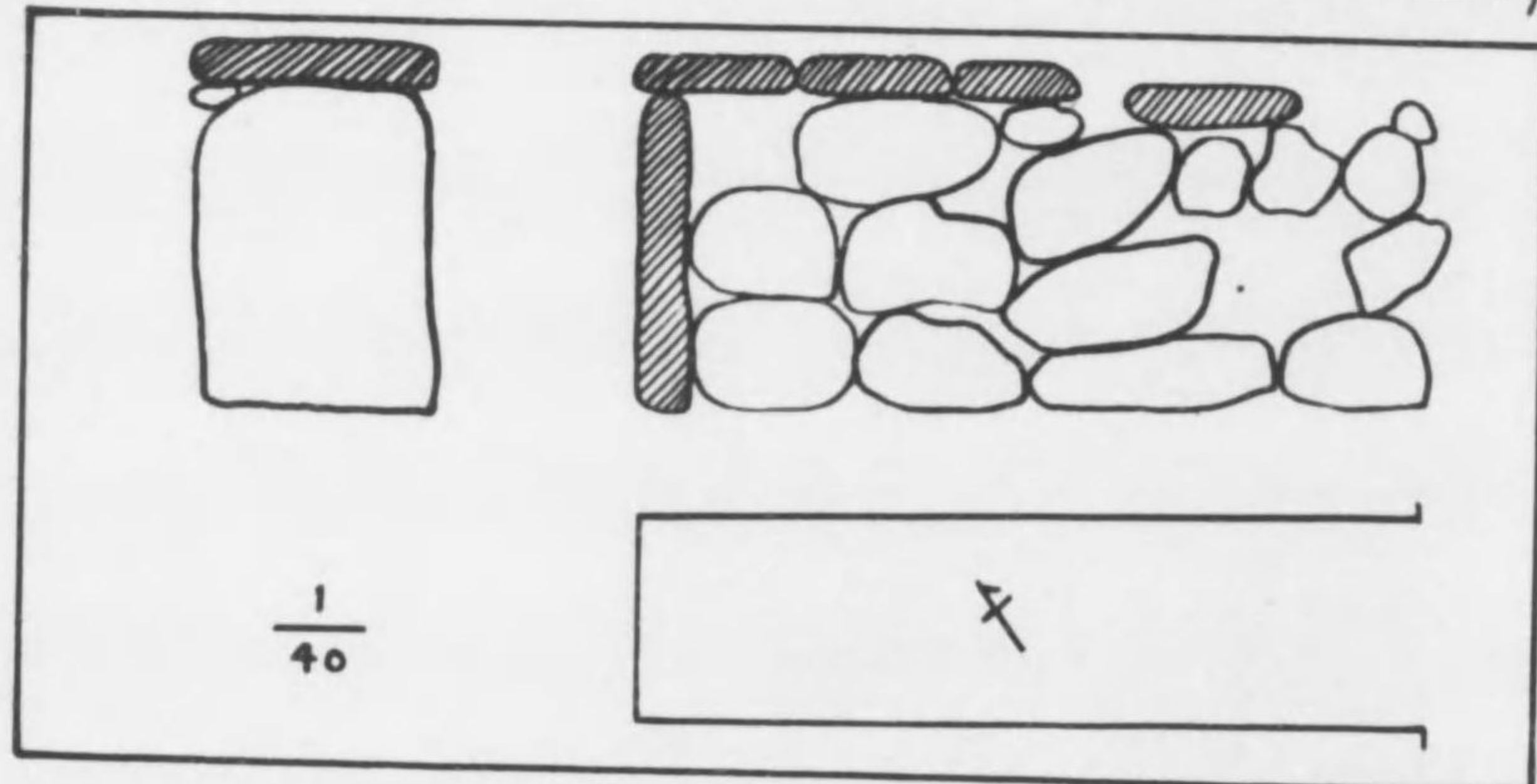
1



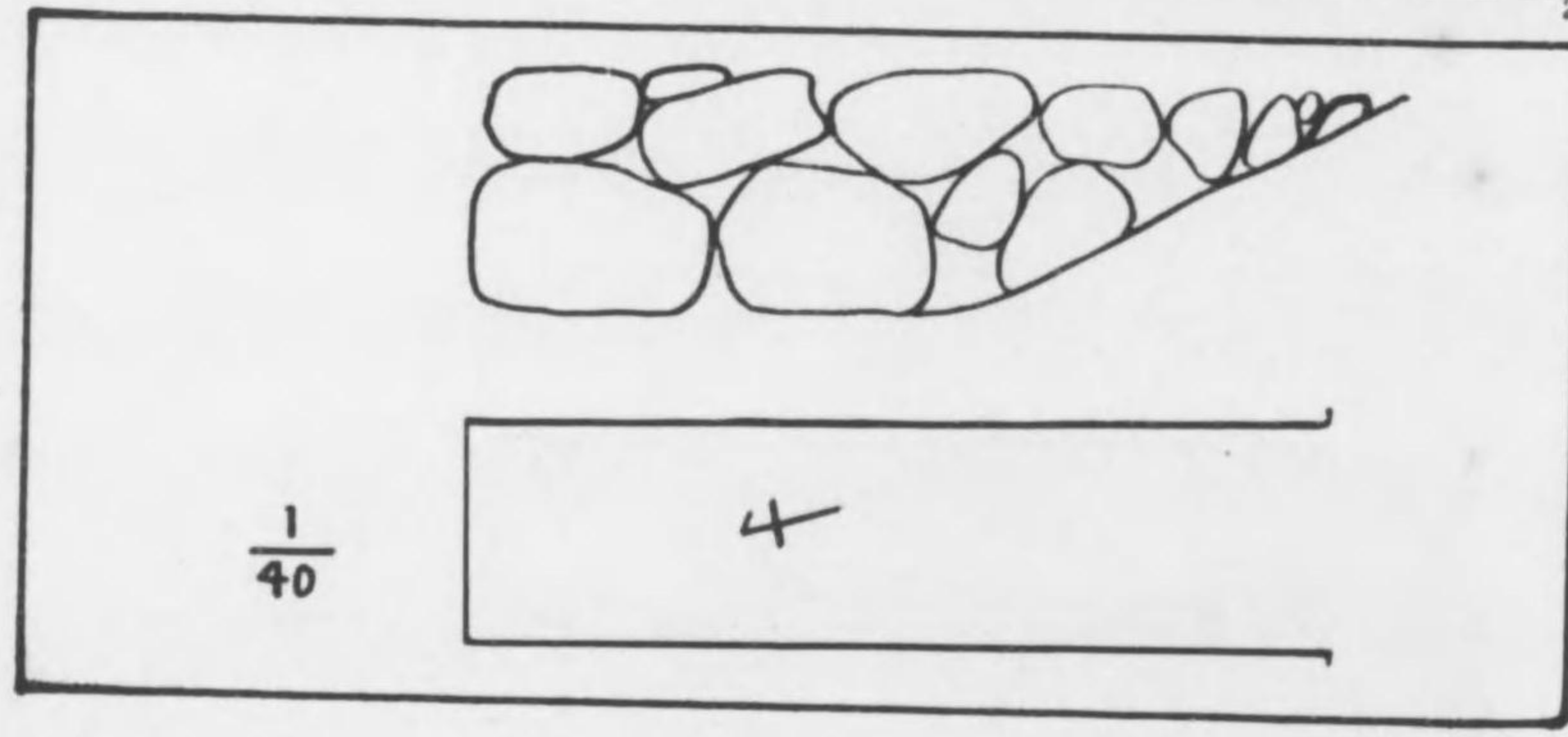
傘石測圖



長門國阿武郡見嶋横浦古墳分布圖



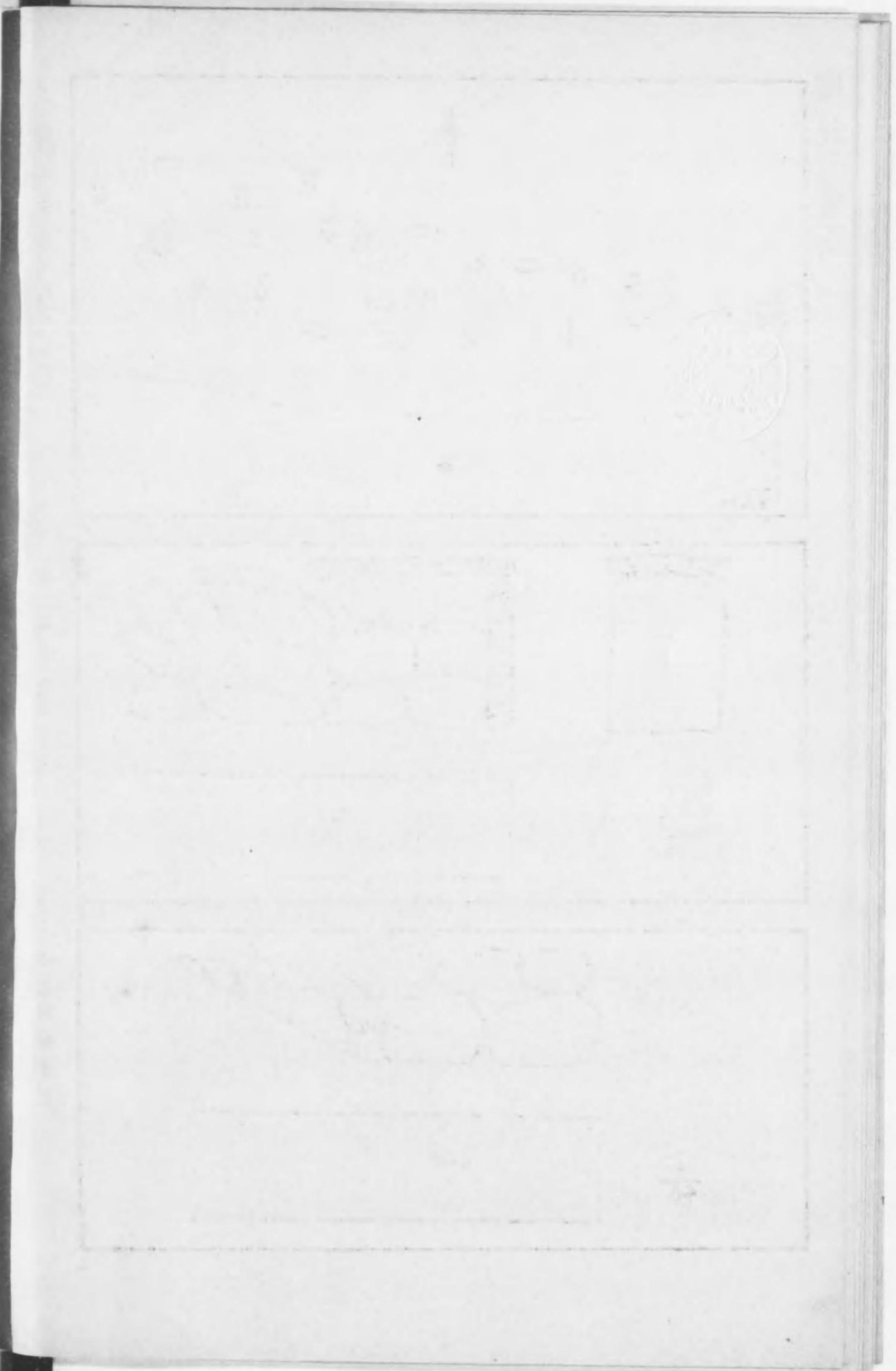
同上A墳測圖



同上B墳測圖

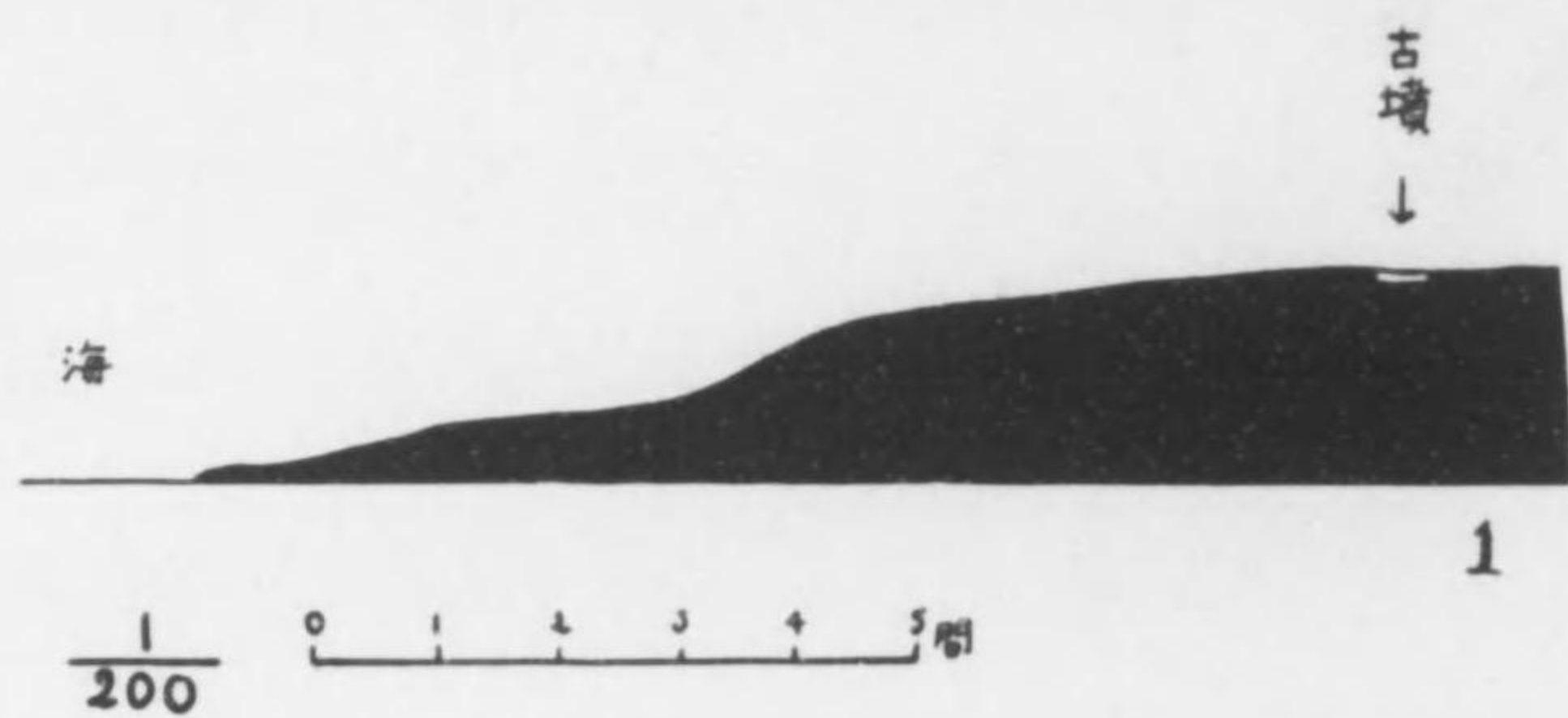
2

3

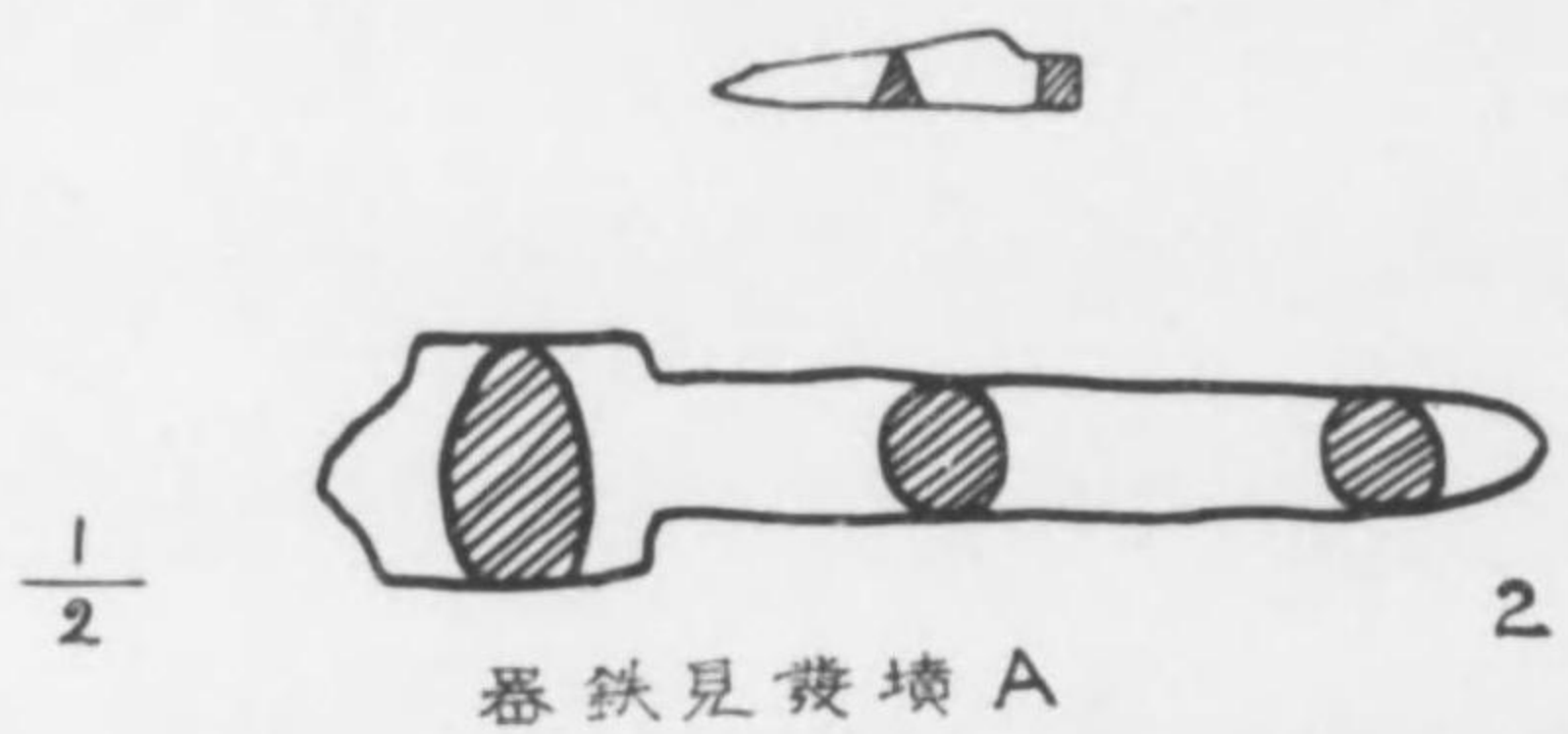




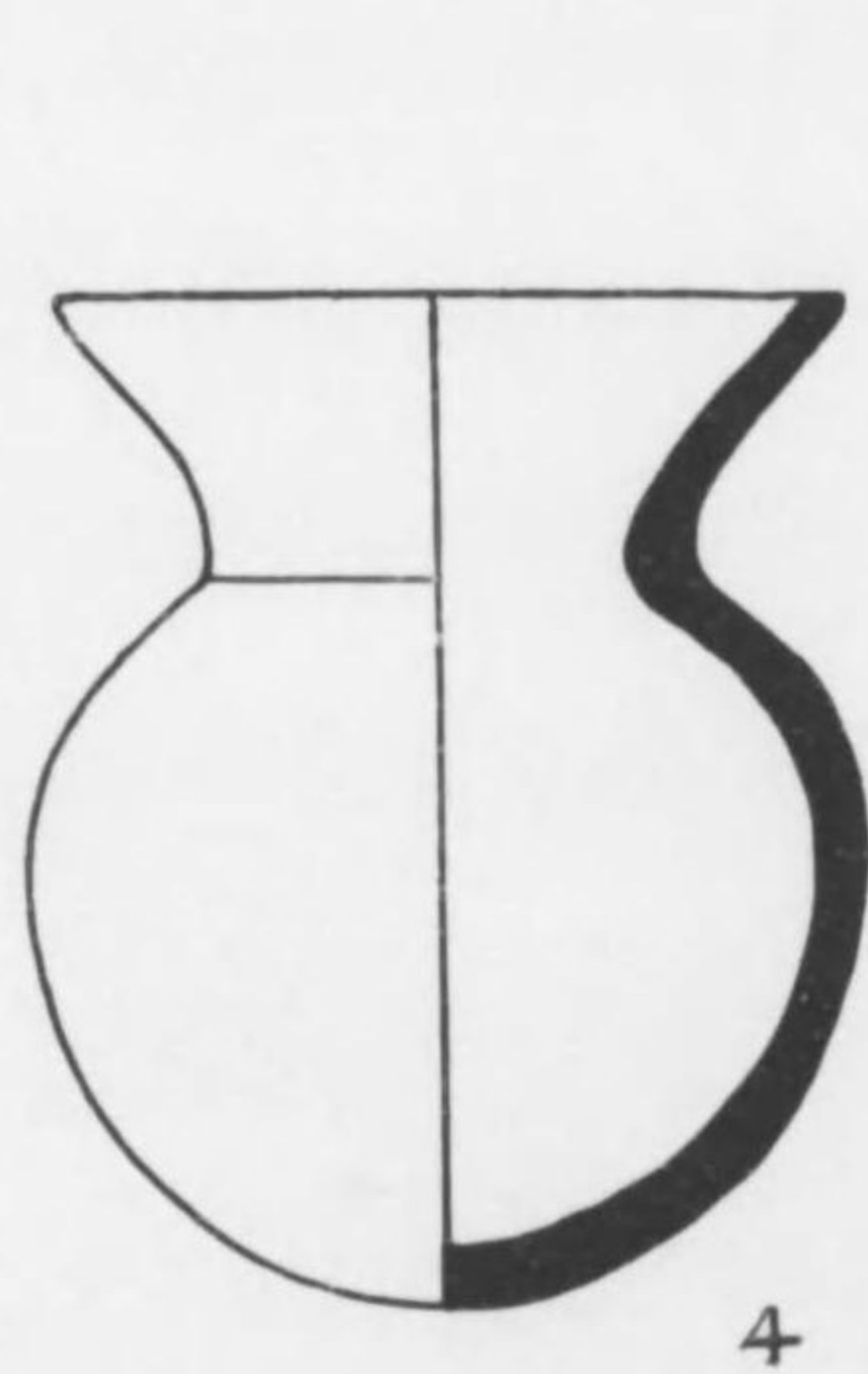
圖版第九



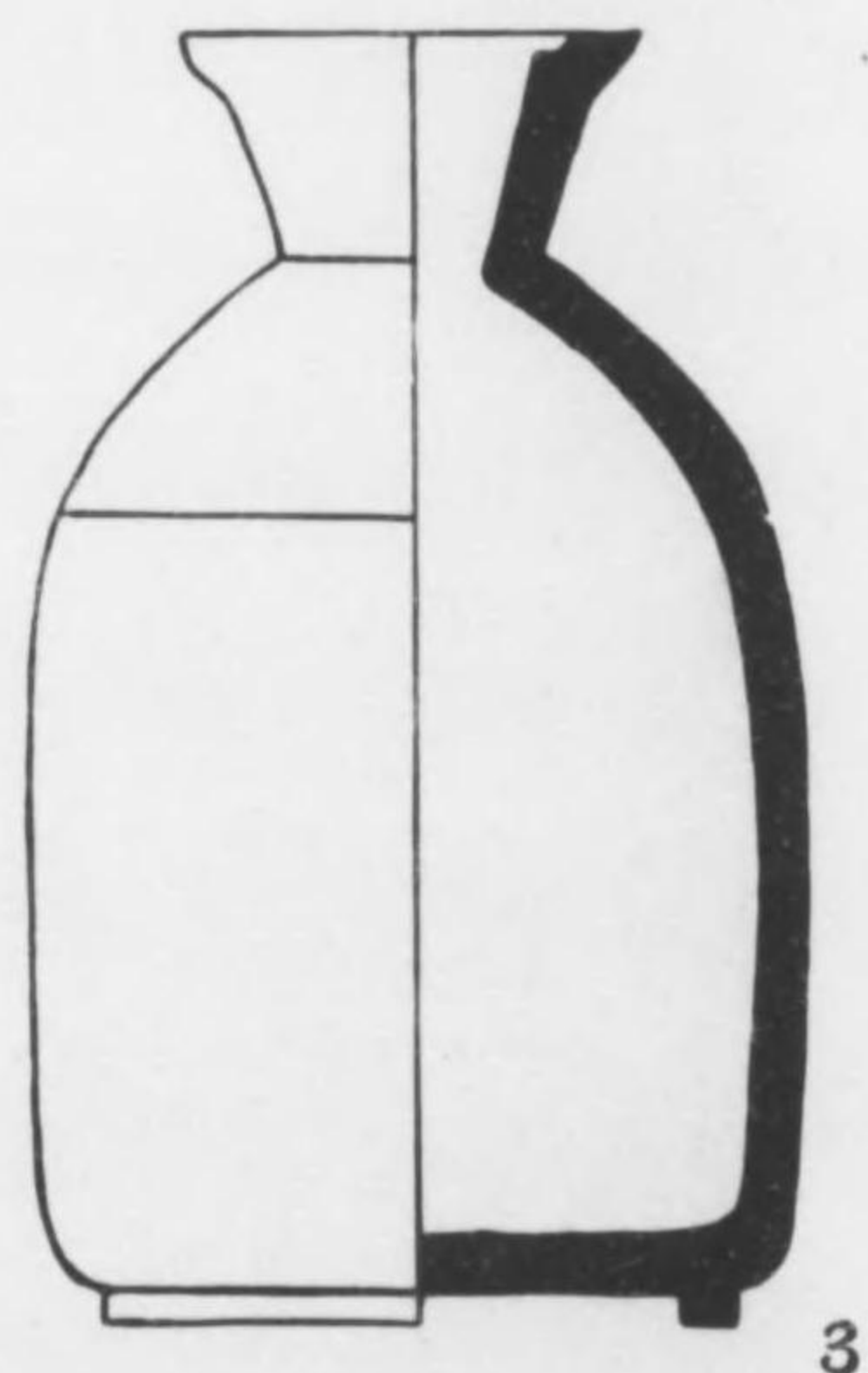
長門國阿武郡見嶋橫浦古墳位置断面圖



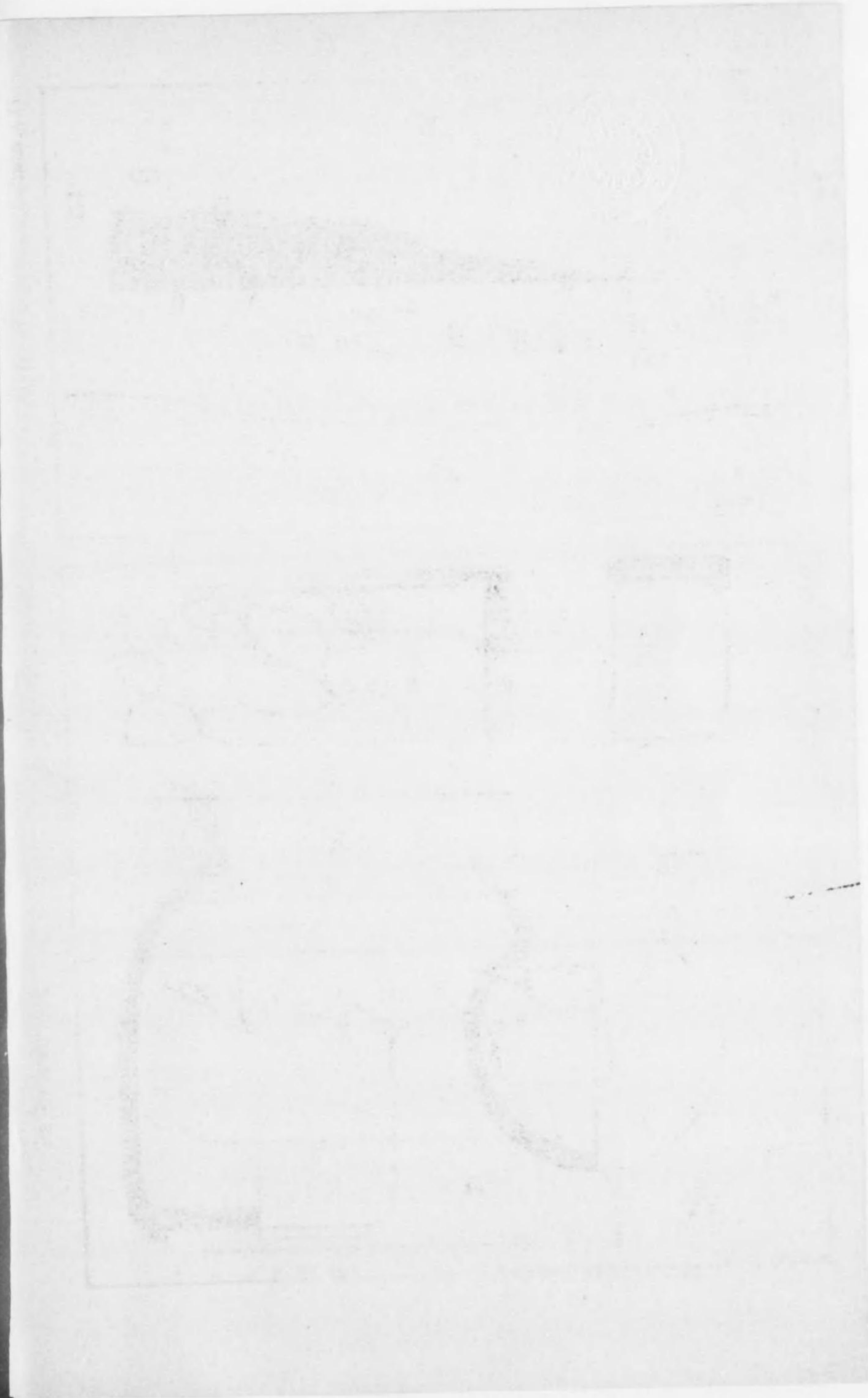
A墳發見鐵器



見嶋發見甕式土器



A墳發見陶器



# 周防國吉敷郡山口町糸米山口高等學校 校内土器包含地發掘調査報告

三宅宗悦

## 一 發見及經過

大正十二年十月半頃より本校建築物防火の目的を以つて校内植物教室と鴻南寮との中間に貯水池が開掘せられた當時少しく土器等に興味を持つて居た森本勇君と吾人は毎日放課後發掘堆積せられた土砂を検する内一日素焼土器破片の混入せるを發見し尙引續き蒐集次第で祝部土器彌生式土器各破片の存在を認めるに到る當時校内に於ては現今の如き考古學研究機關なく森本勇君及び吾人の蒐集した土器破片に興味をひかれて先輩宮本忠孝君小早川欣吾君の蒐集になり越えて翌十三年一月當時山口に於ける斯界の權威者なりし山口高等商業學校々長横地石太郎氏の出土品調査あつて疑ひもなく上代土器包含地なる確證を得たのである。

發掘當時は人夫により無意識に發掘せられた爲各出土土器陶器破片の層序的關係は不明であつて該地土砂は校内運動場修理に用ひられ運動場は一見遺物散布地の如き觀を呈するに



至つた本遺跡の出土品はいづれも貧弱であるが本校郷土史研究會及歴史教室今日の礎を來たした記念的遺跡であるより大正十五年二月六日郷土史研究會々員諸君と共に發掘實測していさゝかその出土状態を明かにするを得た。

二

### 一 遺跡の位置及面積 (圖版第一ノ二)

本土器包含地の所在位置は周防國吉敷郡山口町大字上宇野令字糸米なる山口高等學校々内植物教室の北方鴻南寮との中間空地所謂山口盆地の西南に位し鴻ノ峯(標高三三八・三米)の山のゆるやかに南に延びる地點にして西に向山標高九四・一米(下宇野令との境界をなし東に低い丘陵性の茶白山が突出する。北西に山々を有する爲冬期割合に暖く包含地より東南約千米の所には山口盆地を貫流する天神川仁保川と合流して樺野川を形成する。)

扱本遺跡地點は大正八年本校創立に際し周圍田畑より約數尺低下平坦にしたものであつて内包含地と目される、面積は貯水池より東約二十米西五十米南百米北三十米位の範圍に於て包含又は散布の状態にて存在するのである而して遺跡地一体は樺野川により形成せられた沖積層の緩斜面であつて北四百米の鴻峯西三百米の向山に於て千枚岩の露出を見る

### 二 包含状態及發掘

本包含地は前述の如く最初發見した地點に於ては人夫により無意識に發掘せられたためその正確なる出土状態は全然不明であつて當時注意して居た森本勇君と吾人との記憶の綜合及最初發見蒐集せし土器陶器破片はいづれも發掘堆積せられた粘土上に於て得たる點よりして現在地表以下約三尺の粘土層以下より出土したものと思はれる。而して發掘四尺餘に到ればもどく、この地下水田なりし爲地下水の湧出多く土器片の出土も漸次僅少になり地下五尺に達すれば自然出土を見なくなつた。

本稿起草に當り各出土土器陶器片の層序的關係及包含状態調査の必要を感じたれども最多く土器陶器片を出せし水溜地點にては現在水深約五尺あり到底同一地點の調査不可能なるため貯水池に近接せる西北二米のA地點を選び大正十五年二月六日發掘を行ふ。

A地點にては約一坪許り發掘を行ひしに表土層一尺五寸粘土層一尺を見ついで砂礫混入の層に會すこの層に於て初て土器陶器片の包含を見る即ち地下二尺八寸にて初て祝部土器破片出で三尺にて坏の破片とも思はるゝ素焼土器出で三尺四寸より四尺の層に於て彌生式土器片の出土を見る更に發掘を進めんとするも既に地下水の湧出のため四尺五寸以下發掘不可能となつたされど四尺以下は純然たる砂礫層にして土器片の混入なきため發掘を中止した。

次いで本包含地の包含面積を知るためにA點より西南三十九米のB點の發掘を行つた此地點に於ては表土層一尺四寸粘土層九寸にしてその下層に砂礫混入層あつて二尺五寸にして祝部土器片出で二尺七寸にして素焼土器片の出土を見尙發掘四尺に及びしも彌生式土器片の出土なく且地下水の湧出多ければ發掘を中止した。

更にA地點より正南九十六米なる植物園花壇に於ては屢々彌生式土器祝部素焼土器各破片

三

散列状に出土するより植物園の一隅と地點の發掘を行ふこの地點にては表土層一尺八寸にして粘土層は四寸にすぎずA B兩地點同様砂礫混入層の二尺四寸にて祝部破片を出土したされどこの地點は溝のすぐ傍なるより下水の滲出多く二尺六寸以下發掘不可能に終る。

以上三地點の發掘により不充分ながら包含區域及出土狀態をいさゝか明かにするを得た。A B C三地點ともに表土層の厚薄はあれどもいづれも砂礫混入層に於て各土器陶器片の出土を見るは同一にして唯植物園全面及植物教室南側の空地花壇に於て散列状に出土するは例外とも見るべきである然して包含狀態にて彌生式土器祝部土器素焼土器の三者を出せしはA地點のみにして該地點に於ける三土器の層序的關係は彌生式土器最下部より出でその上層に素焼土器最上層にて祝部土器の包含を見る然れどもその三者の包含層に正確なる境界なく祝部土器と素焼土器混在し素焼土器と彌生式土器の一部と混在する大正十二年貯水池築造の際にも彌生式土器を最後に出せし點及貯水池とA地點とは距離僅に二米をへだたるに過ぎざれば貯水池地點もA地點と同様の包含狀態を示せしものと推定せらる植物教室南側空地花壇物理教室南側植物園に於ける散列状の出土は前者にては花壇築造の際幾尺か掘りかへされたため包含されをりし土器陶器の露出せしものにあらざるかと思はれ後者に於ては現在校内地表は物理教室南側に於て校外西側田畑と等高線を示しそれ以南の植物園は本校創立の際いくらか埋立てられしものと思像せらるその際偶然包含區域の土砂を用ひしため今日彌生式土器祝部土器素焼土器各破片の露出を見るのであろう然してA、B、C、三地點とも出土土器陶器片の數少く既に中心部にあらざる事は明瞭にしてしかも貯水池點に

四

於ては大正十二年最も多數の破片を出せしより本包含地は貯水池を中心としB地點を略々西南端C地點植物園附近を東南端として擴りしものと見るべきである。

#### 四 出 土 品

本包含地の出土品はいづれも土器陶器破片にして數に於ては多量なるも完形のもの及器形を復原し得るものは絶無にしていづれも殆んど單獨の破片にすぎないしかも各土器の相互關係は吉敷郡大蔵村宇高井土器包含地に於けるが如き意識的配列を見ず只混亂狀体に包含されて居るのである又考古學雜誌第十四卷第五號の新聞所見記載の大正十三年一月二十日附門司新報の「彌生式土器發見」の記事中に「土器破片はさ程珍らしいものでないが此等と共に出た二三の石器は當地方では稍珍らしいもので殊に把握用石斧は他に多く類を見ないものである」と石器の出土を報導せるもこれらの所謂石器は自然石の偶然石斧型をなせるものにして把握用石斧と云はるゝものも柔き水成岩にしてその特異なる形狀よりしても決して石斧に非ざる事は明瞭である思ふに當時報導者の誤りて記載したものと思ふよりこゝに石器破見の誤れるを訂正する。

出土土器陶器片を大別すれば彌生式土器素焼土器祝部土器の三種類にして以下各土器陶器破片につき少しく記載する。  
彌生式土器、前述の如く本包含地最下部より出土し量に於て最も多數を占む各破片を見るにその原型に次の三種あり。

高坏型粘土比較的精練せられ砂粒の混入少き灰褐色のものど砂粒混入多き赭色のものどあり形式に於ては脚の中空なるものと充實せるものとの二種を區別す。

前者に於ては稍形をなせるものに高三寸上部徑一寸五分脚部現存最下部徑一寸七分厚二分にして脚の上部より一寸六分及び二寸二分のところ徑一分五厘の小孔あり二つを一組としこれと對稱の位置にも存す土質は灰褐色なりこれと略同大と推定せらるもの二個を出せり後者に於ては高一寸一分上部徑一寸二分脚最下部徑一寸三分にして柱狀をなし灰黄色にして質緻密なり尙脚部の小破片は多數ありていづれも原型に於ては小孔の透を有せしものゝ如し脚部破片中には直線刷目紋をのみ存するもの二個あり。

鉢型粘土は高坏型のものより不良なるも可なり良好である砂粒混入度色々にして従つて粗密の度も各々異なる比較的型をなせるものに底部を残すもの二個あり一つは高一寸八分上部徑一寸九分中部最短徑一寸七分底部徑二寸一分上部深九分底部四分にして粘土不良なり大粒砂粒を混入し一見祝部土器の如き鼠色にして粗大なる厚手のものである他の一つは高一寸一分上部徑二寸六分中部最短徑一寸下部徑一寸二分上部深四分下部四分にして粘土質は稍良好である可成りの薄手にして表面及裏に直線刷目紋を見る尙鉢型土器の小破片は多數あるも刷目紋以外に裝飾的意識による紋様を見ない。

壺型彌生式土器破片中最多數を占め粘土質は鉢型のものと同程度であるが一般に砂粒の混入が多いいづれも小破片として紋様は簡單な幾何學的紋を見るにすぎない最も多く見られるは口縁部に帯狀縁を附しいづれも竹筥模のものにて鈍なる鋸齒狀に刻むこの種類のもの

は壺型土器中でも最も原始的な感じを與へる又頸下部に一系列の陰刻×紋の連続を有するものは二個あつて一個は更に×紋の上下に陰刻横線をめぐらし前者とは粘土質不良にして粗雑である又腹部に刷目よりなる直線と流水紋を有するもの二個を數へる一個は粘土質良好にして手法に於ても精巧であり直線紋は巾六分に刷目九條をめぐらしその上部にある流水紋は巾六分に刷目十二條を見る流水下部と直線上部とは略々切線なし次のものと共に轆轤により作られた事はその紋様の手法に於てうかがはれる他の一個は前者と全く同意匠であるが刷目太くかなり難に書かれて居る又肩部に竹筥模のものにより作られた長約五分の斜線を六分位の間隔でめぐらすものが一個ある腹部破片中に左下に向ふ斜線列の下に數條の直線列あり更にその下に右下に向ふ斜線列を有するものも見られる裝飾的意識により作られた紋様は以上にすぎない他はいづれも刷目のみであるが刷目に數種あつた事がうかがはれる。

素焼土器 彌生式土器の上層より出土しいづれも小破片であり量も質弱である質は脆く赭色を呈し僅に原型に於て坏型壺形皿型等のあつた事が想像せられるいづれも古墳出土の素焼土器と同質のものである。

祝部土器 本包含地最上層より出土せるものにして量は最も少い破片により埴及坏横瓶等の存在がうかがはれる破片の一個に表面及裏面に刷目を有するものがあるこのものは祝部の割合に砂粒の混入多く製造當時の火力の低かつた爲か爪にて傷つけらる程柔いのは注目すべきである。

五 結 論

以上述ふる如く本包含地は單に土器陶器破片のみを出し石器類の伴出を見ないのである我國土器論の未だ解決せられざる今日判然たる彌生式土器使用の年代を云ひ得ないが本包含地出土の彌生式土器に於ては明かに轆轤の使用を認められ且素焼土器と混在して出土するものもあるしかも未だ石器類の發見なき點等よりして既に石器を使用せなくなつた時に尙石器時代同様の彌生式土器の手法を傳へて盛んに土器製造の行はれて居た事が想像せられることに注目すべきは本包含地より北々東約五百米の字白石にて明治三十年に彼の北九州にて發見されるものと同様の高二尺 寸口徑一尺の甕棺が鐵鏝を伴つて發掘された事である。

本包含地の形成せられた年代は可成り續いたものであろうけれどもその初期に於ては甕棺と路々同時代にして以來彌生式土器が祝部に移行した頃まで續いたものと考へられる終りに本包含地の周圍遺跡を列記して上代に於ける本包含地の位置を明かにしたい。

地 名	包含地よりの距離	備 考
山口町龜山公園	東々北八〇メートル	彌生式土器數個(内一個現存)
山口町春日山	東 北九〇〇メートル	石斧(單獨出土)
山口町西白石	北々東五〇〇メートル	甕棺(鐵鏝)
山口町茶臼山	東々北三五〇メートル	圓墳(陪墳九、銅銚、馬具、玉類、陶器、土器)

山口町向山麓	南々西四〇〇メートル	彌生式土器(鉢型底部)
山口町萩峠	西 九五〇メートル	彌生式土器(鉢型底部)
山口町權現山	西南 八〇〇メートル	横口式石槨
山口町河内	西々北七五〇メートル	横口式石槨
山口町赤妻	西 一八五〇メートル	圓墳(鏡、武器、農具、裝身具、埴輪)
平川村字坂本	南 二六〇〇メートル	横穴六(金環、武器、陶器)

右に見る如く本包含地をとりまいて相當の遺跡が存在し自ら本包含地の上代に於ける立場が明かにされる今尙は美はしの山峽鴻南の地は古く石器時代の頃より原史時代へかけて彼等上代民族の住居地であつた事がうかゞはれる。

# 周防國吉敷郡仁保村坂本の經塚

弘津史文

大正十五年七月十九日周防國吉敷郡仁保村大字仁保中郷字坂本小字馬場三鬼社下祇園社々地に於て發掘せられしものにしてその遺跡埋藏の状態を觀るに考古學上興味多く好資料たるものにして我が防長に於ける經塚研究の資に供せんとすものなり。(本遺物は坂本區の所有にして今は山口縣立博物館に陳列せらる)

## 發見遺物

(一)	銅鑄物鍍銀經筒	一	個
(二)	經卷軸木	二	個
(三)	紙片の腐蝕せるもの	少	量
(四)	白磁合子	二	個
(五)	壺	一	個
(六)	白砂	少	量
(七)	木炭	多	量

此の經塚の發見遺物は以上列記せるものにして今各個に就て之れが説明を試みる。

(一) 銅鑄物鍍銀經筒〔圖版第四ノ三〕

(A) 經筒の大きさ。

鑄物製にして鍍銀をなせしものなりその蓋と身との接合せる所に銀色を残せり無銘なり總高九寸壹分身高八寸七分蓋高一寸蓋と身との重なり三分口徑二寸三分重量壹百二十二匁あり内に經卷軸木二本と紙片の腐蝕せるものを殘せり。

此の經筒は大きさの割合に口徑の狭きものにしてこれ等の形式は周防、長門兩國に於ける特色とも見るべきものなり防長兩國出土のもの此の經筒に類似のものを列記してその年代の考證の資となすべし。

(1) 周防國吉敷郡仁保村字仁保下郷仁保舟山八幡宮社地出土

發見年月 大正三年(頃)

高(蓋共) 九寸七分

口徑 二寸七分

(2) 周防國吉敷郡平川村大字黒川廣澤山林

發見年月 明治二十九年

身 高 八寸九分五厘

蓋 高 一寸三分

口 徑 二寸四分

(3) 周防國佐波郡防府町大字三田尻桑山西峯

發見年月 嘉永七年七月

高(蓋共) 七寸

口 徑 一寸五分

此の經筒には左記の銘文を刻せり。

爲吉備三子理世 口口口生菩提也

保延六年庚申九月丙戌五日丙午書寫供養

周防國佐波郡仁井倉石井寺日輪寺於書寫供養已畢

行人速如嚴勝口勸進也

爲母口さみ口三子也

(4) 周防國熊毛郡周防村立野

發見年月 大正六年八月

高 六寸七分

口 徑 四寸

此の經筒は高さの割合に口徑の廣きものなり伴出物として和鏡四面(一)瑞花鴛鴦八稜鏡徑三寸六分五厘緣高さ一分五厘重量四十三匁(二)秋草飛雀鏡徑二寸六分緣高五厘重量十匁(三)柴垣山吹鏡徑二寸七分緣高七厘重量十四匁(四)藤花飛雀鏡徑二寸九分緣高七分重量十九匁(五)白磁器一個甕一個軸木三本等なり此の經塚築造年代は鎌倉時代と見られたるものなり。



(5) 長門國大津郡日置村大字利生山寺

發見年月 不詳

高 壹尺〇七分

口 徑 三寸六分五厘

此の經筒には左記の銘文を刻せり。

寛治七年十一月廿甲午日

雀部 重吉

此の經筒は讃岐國琴平町金比羅神社に傳はれり

(6) 長門國阿武郡大井村明光山頂

發見年月 嘉永壬子正月二十四日

高(蓋共) 壹尺二寸

口 徑 三寸八分

此の經筒は石室中にあり鏡二枚銀數本磁器五六個槍扇念珠等ありまた左記銘文を刻せり、

康和三年辛巳歲

同年壬午五月畢

十月廿九日入管供

十一月九日 會

願主天臺僧惟超

銅施主 椿武則  
鑄師雀部 重吉

また播磨國美濃郡志染村大字岩屋出土の仁平三年の銘あるものあり九州出土のものには之れに似たるもの少なからず豊前國蒲生に於て明治三十九年出土せしものは總高九寸四分口徑二寸五分永久六年の銘あり豊前國平山に於て明治四十年出土のものは總高九寸口徑二寸二分二厘これは保安四年の銘あり筑前國大宰府町に於て明治三十九年出土のものは總高一尺三寸口徑二寸七分のものと總高一尺二寸七分口徑二寸五分との二個ありこれには仁平二年の銘あり又同所に無銘の總高一尺七分口徑二寸六分のものあり豊前國京都郡久保村霜田光圓寺舊藏の古く出土せしものには總高一尺口徑一寸九分これには天永元年の銘あり以上はすべて鑄物製にして打物製には下野國出土のものに類似の品あり時代は應永頃のものにして上野國水澤出土のものも又之れと類せしものなり蓋の形狀に就て見るに紐を有する段蓋にて外被蓋となり類品としては伊豫國に於て明治三十一年出土のもの山城國石作に於て明治四十三年出土のものあり

(B) 經筒臺の形狀

今回出土の經筒には臺を有するものにて類品としては前記周防國平川出土のもの筑前國大宰府出土のもの、二個筑前國蒲生出土のもの豊前國霜田光圓寺舊藏のものあり

(C) 鍍銀

經筒の蓋と身の接合せる部分に僅に残れる銀色はたしかに鍍銀をなせしものと思はるゝも

のにて鍍銀をなせしものは至つて渺なく山城國稻荷山より明治四十四年出土せるもの京都清水寺境内音羽山に於て明治四十五年出土せるもの攝津國出野より明治三十五年出土せしもの但馬國材木町より出土せるもの神戸市石井より出土せるもの下野益子より出土せるもの伊豫國より出土せるもの此例あり

(二) 經 軸 (圖版第四ノ二)

内部にありし軸木二本は經卷の殘缺にて軸とすれば二卷になせしものか又法華經八卷中のものかかゝる例は他に多く發見せらるゝものなり

(三) 紙片の腐蝕せるもの

經卷の蝕腐せるものにして細片となり灰の如くまた軸木に巻き附きてその紙質明らかならず

(四) 白磁合子 (圖版第四ノ一)

甲、(寫真左側)

高さ一寸八分口徑一寸八分底徑一寸五分にして少しく青味あるものなれども白磁なりその形状は内被蓋にして背を高くしあり山城國稻荷山出土のものと同様なり此種のもの他にも多くあれども印籠蓋にて平なるものより渺しこれは平安朝時代より鎌倉時代のものにて高麗白磁にて朝鮮より船來せしものなり香入れとして使用せしものにて朝鮮にては此の種のものに白粉を入れありしを發掘せし事あり

乙、(寫真右側)

徑二寸六分これも白磁にて身は失はれたるものなり甲と同様内被蓋にて甲と殆んど同形式のものなり

(五) 甕 (圖版第三ノ二)

四ヶ所に紐通しの把手を有する高七寸八分口徑三寸五分のものなり此の甕を逆さにして經筒に覆せ下に自然石長五寸幅二寸五分厚さ二寸のものを置きその上に經筒を置けり此の甕の高七寸八分にて經筒の高九寸壹分あれば差引二寸七分甕の方短く經筒の下方を甕の口より露出して臺石に密着せざるものにてかゝる形式の埋藏はまだその例を見ざるものなるべし

色は褐色にて相當堅き燒のものにてその製作年代は足利時代。に下るものなるべし。かまた鎌倉時代。に入るべきものなるべし。

此の甕と同様のものを周防國吉敷郡仁保字仁保下郷仁保舟山八幡宮より經筒を入れありしもの發見せられたりまた長門國大津郡向津具村久津峠よりは遠來群雀鏡直徑三寸四分を此の種の甕にて高七寸口徑三寸一分の蓋として中に經筒を入れず此甕を經筒の代用として使用せしもの發見せられたりまた長門國大津郡深川村板持にては同様の甕にて高八寸九分口徑二寸四分五厘のもの二個と古鏡二面(甲直徑二寸八分乙二寸七分を各甕の蓋として)を發見せり

(六) 白 砂

川砂にして經筒を入れし甕の内部に入れしものにして何づれ經筒保護の爲めになされしものなるべし

(七) 木炭  
稍堅きものにして多量に發見せらる此の經塚遺物の埋藏せられたる周圍に埋めたるものなり

内部構造并埋藏の状態に就て (圖版第三ノ一)

同所は小山の頂にてもと五尺周圍三間位の封土ありしを切開きて社地となしたるものにして遺物發掘當時は地上より約二尺の地下にて發見せりその構造は上部第一層は小石混入の土砂あり二尺にして第二層の小石混入の木炭層あり此の層二尺五寸その上層に自然石の長一尺三寸幅一尺二寸厚二寸五分のものを置き蓋石としその下を長一尺より七寸位の自然石を以て高一尺五寸幅七寸の石室を作り下部に自然石の長一尺四寸幅一尺二寸厚二寸五分の自然石を置き石室の底石となす此の石室内部に白磁合子二個を入れあり此の底石の下層忽ち第三層は二尺五寸の深さを有し周圍を木炭を以て埋む第二層の石室底石の下部に甕を逆さに置き經筒を覆せたり

甕中には白砂を入れあり經筒の臺には長五寸幅二寸五分厚一寸五分の自然石を以てせり注意すべきは白磁合子の發見は他に例あれども經筒の上に小石室を作り之れを納めし例は他に見ざるものなり

かゝる例は但馬國出石郡出石町大字材木町入佐山々頂に於て明治四十四年七月七日發掘したるもの扁平なる自然石の上に銅製鑄物、鍍銀經筒一個を置き其中に腐蝕せる經典の塊と大

觀通寶三個を納り之を甕にて伏せ傍に鑄物經筒二個と短刀身三本を埋めありしもの攝津國三嶋郡石河村大字大門寺宇宮山にて明治四十三年四月二十日發掘せしものは自然の平石の上に甕を伏せ内部に銅製經筒二個を納り何れも甕の中央に横はり一個の經筒中には腐蝕せる經典の一塊を殘留せり、また別防國熊毛郡島田村立野經塚にては自然石上に經筒を置き周圍を自然石にてつめたるものを發見せり

記 録

山口縣立圖書館所藏の山口古圖には左文の記事を載す

本文

後光嚴院の御宇延文五年庚子の年京都三郷方御下り面々は從三位梅小路大納言相國寺豐玄大和尚越前中納言師氏卿御三方被下周防國山口は山川四神相應に相叶也所柄に依東西南北中應定め都の地の古例を引て法華經入軸を地に鋪置古實に任也第一に町割を作り替るも無益なるに依て在掛の町に叶ひたる町筋を新たにす八疊の袈裟に作らしむ中央は札ノ辻に法華經を五尺に埋東は西法寺の上向山の山頂に埋む西は鳳凰山の半腹に埋む北は七尾山に埋む南は姫山に埋む也叡山は仁保坂本に三王七社宮三鬼社二十一社、祇園社、愛宕山、宮野、北山に寫清東山古熊野に建立す以上宮二十八ヶ所寺七十餘寺都を移したる故に自然と寺社分に過たり

## 結 論

仁保坂本發掘の経塚はその構造埋藏状態より見て鎌倉時代または足利時代のものと見るべし。經筒に就てその形式を見るに鎌倉時代のものと見るべく合子は平安朝時代より鎌倉時代に盛んに使用されしものにて變に至りては鎌倉足利兩時代に使用されしものなり。仁保村源久寺由緒録記に平子重經治承四庚子豆州石橋山の合戦に於て偉勳を奉し其賞として右大將頼朝公より周防國仁保深野長野吉田恒富多々良の六ヶ所を下賜せられ建久八丁巳年始りて下向仁保庄に任し而して正治元巳未年頼朝公逝去に付故君の靈を弔せんとて源久寺を建立す云々とありまた山口古關に附せられし記事を見るに南北朝時代盛んに經筒の埋藏せられしを知るべく「叡山は仁保坂本」の記事は當時坂本に寺院の有りし事を思はしむものにして今回發掘されし經筒は古るく見て鎌倉時代なるべく新らしくも足利時代初期に埋藏されし遺物と見るべきものなり。

## 長門國厚狹郡小野田町の上代遺跡

小川 五郎

伊藤 作一

## 緒 論

## 第一章 發掘調査の經過

昨大正十四年秋十一月十五日吾人は山口高等學校教授四田直氏と共に小野田町長笠井健二郎氏の依頼を受け小野田町附近に累々群を成して遺存する古墳及び古代陶窯遺跡等に就いて若干調査する處があつた。しかるにこれが機縁となり小野田町有志就中伊藤作一、山根榮三、永富三次諸氏の奮起となり其後氏等の熱心なる調査及び研究は小野田町附近の遺跡を闡明して餘す處なからしむるに至つたのである。而して吾人は第一回の調査に於て小野田町に存在する上代陶窯遺跡に最も興味を感じ歳と共に殲滅に歸する遺跡の爲に調査研究を爲すは學徒としての一大義務たることを思ひ既に昨年來之が徹底的調査を希望すること久しかつた。而して荏苒徒に過ぎ行きしが大正十五年四月九日漸くその宿願を果し然かも像期以上の發見を爲すに至つたことは伊藤氏等が熱心なる遺跡探求の結果によると雖も吾人にどつて

は蓋し望外の喜びであつた。

吾人は今本論文に於ては主としてこの窯址發掘の顛末を述べ併せて該遺跡附近に散在する  
數多の古墳を攻究し以て小野田上代文化の概觀を考察せんと欲するものである。

### 第二章 小野田町の位置及び地勢 (圖版第二ノ二)

長門國厚狹郡小野田町は王喜生田、厚西諸村を連ねた長汀曲浦が厚狹川に依つて一度斷絶さ  
れ再轉して一大突出部即ち本山岬を突端とする須惠半島と成つたものと主軸とするもので  
ある。而して北は有帆川を境として高千帆村に對し東北方は厚南村に接する。北部及び東部に  
かけては一帶の丘陵性台地が起伏し更に其の延長は龍王山(標高百三十六米二)に及び本山山  
地帯となりこゝに大判山を起す。其他の部分即ち西部は海に面する後年の開作地である。而し  
て現今の小野田町は舊制小野田、須惠兩村の合同せるものにして北部即ち小野田南部即ち龍  
王山附近は總て舊制須惠村に屬するものである。吾人が本稿に於て主として述ふる處の考古  
學上の遺跡は即ち此の龍王山及び本山々帯に散在若しくは群集するものである。此附近の地  
點は地勢上から云つても住居地として好適地である。即ち渺々たる内海の涯には北九州の山  
影が一脈の線を引き龍王山に依つて北風を防ぎたる南面の暖地は一冬の降霜十日を出ぬと  
稱せられ地味豊饒は耕作に適し且つ陶器製造には良質粘土の豊富なる埋藏がある。是等生活  
資料の豊富さが古代人をして永く此地に住居せしめ従つて其墳墓を此處に築造せしむるに  
至つたことは當然の歸結と云はなければならぬ。

## 各 論

### 第一編 小野田町の古墳

#### 第一章 古墳の分布と其の構造形式 (圖版第二ノ二)

緒論第二章に於て既に其の概況を述べたるが如く小野田町に於ける古墳は殆どその大部分  
龍王山を圍繞して存在するものである。即ち圖版第一圖に示す如く龍王山南麓字田ノ尻、字鳥  
取、字燒野を始め字塚川に其の遺跡を發見し又本山々帯には字高尾大判山々頂、字東高尾、字西  
高尾、字大須惠、字後地洞に各々數個の古墳存在する。而して向北方字山手鷹巢に管て一發見を  
傳へらるゝものがあるは注意すべきである。今是等の古墳散在乃至は群集の狀況を表示すれ  
ば次の如くなる。

地名	石室	組合石棺	現狀
且古墳	—		破壊
山手鷹巢	—		破壊
塚川	—		現存
田ノ	—		破壊

鳥取	一	破壊	一
焼野	一	破壊	一
後地	三	破壊	一
高尾大判山	一	現存	一
東高尾	五	破壊	一
西高尾	七	破壊	一
大須惠	二	破壊	一
合計	一五		一五

即ち合計三十個の古墳を存在せしむるのである。勿論上表は調査可能の範囲内に於ける概數にして龍王山一帯は既に早くより開拓耕地とされた關係上幾多の古墳が荒廢に歸し空しく田畑と變改せられたるもの尙多數あることは想像に難くない。桑滄の變は現實を過去に變じ更に一轉して茫たる幻夢の裡に趾方もなく消滅せしむる。考古學徒のロマンチズムを笑ふものは現在の自己本然の相を永遠に求め且つ望む者と云はむ。

次に是等古墳の形式構造を考察するに既に表示せるが如く石室を有する稍々大なる古墳と簡單なる組合式石棺(阿波式石棺)のものに大別することを得る。尙は特異例として大判山々頂の組合石棺あるもこれは後に詳述することとする。

石室を有する古墳は何れも圓墳の形式に屬するもので今尙完全に封土を存するものは塚川

及び焼野古墳である。石室の構造は塚川古墳に於ては可成り大なる石を以て壁を疊み天井石蓋石の如きも夫相當の大きさの石材を使用して居る。其他の古墳も概ね之に類似して居るが田ノ尻、焼野鳥取の諸古墳は稍々小規模の觀がある。而し乍ら鳥取第二號古墳は小規模乍ら其の構造に於て稍々他と異なり壁上方部は小なる割石を以て組上げ天井部自ら穹窿形を爲し天井は二尺六寸に四尺の一枚石を以て形成られて居る。これは既に(註1)梅原末治氏も指摘されたるが如く石室構造上面白き變化で注意するに足るものであると思ふ。

組合石棺型の古墳は頗る簡單なるものであり珍稀とするものに非ざればこゝには誌さない。唯組合石棺の中に入るべきも他の者と異り凝灰岩を以て箱型に作り宛も石室内に有する石棺に類するものある。大判山古墳は一言するに足る。この石棺は吾人の考察する處では割板の船形石棺と類を同じうするものであると思ふ。本地方に産出せざる凝灰岩を使用せると云ふことは本地方の上代交易の狀況從つて其の文化系統を知る上に最も有力なる根據となることを附記して置かう。

此くて吾人は本章述べたる處を綜合要約するに蓋して本地方の古墳は其の構造に於て壯大と云ふを得ず恐らく中心文化より遠ざかつて居たものと云へる。今尙遺存する是等の古墳を權力ありし貴族の墳墓と見るはいさゝか街ふ者に非ざるか。吾人は古墳時代の小野田文化を特異なる者と認めず古墳築造時代に在つては少くとも西陲の一工業部落にすぎすと云ふを妥當だと考へるのである。(小川)

註一 京都府史蹟調査報告第二冊(鹿野郡細村字平尾古墳)

## 第二章 古墳各説

## 塚川古墳

位置。小野田町字塚の川山林六八八番地六八九番地

地勢。龍王山の東方赤崎神社より東三町南面に傾斜せる小丘の上に南向きにある。現在の附近は耕地なるも昔は此の小丘と龍王山の間は入江なりしが如く、海波は岡の裾を洗ひしものと想像さる。

現状。傾斜せる畑の中の圓墳にして其上には蒲等の雜木茨繁茂し、南側の羨道と玄室の間に裂目を生じ此所より出入が出来、封土の高さは耕地面より十三尺にして徑は三十五尺ある。

石槨は口を南に向けたるも入口は三個の石にて塞がれ出入は出来ぬ、羨道は長さ十尺幅三尺九寸、高さ四尺一寸、玄室は長さ九尺六寸、幅六尺七寸、高さ六尺。

備考。本古墳は既發掘なるも、發掘年代副葬品の出土等は全く不明であるが附近耕地からは腕部式土器片が出る。

## 鳥取古墳

位置。(一)小野田町字鳥取山林一八〇四番地

(二)全 町字全 山林 七七四番地

(三)全 町字全 畑 七七六番地

(四)全 町字田ノ尻山林一八〇六番地

地勢。龍王山の西南麓海岸に近き南向きの傾斜地に散在して、九州の山々を指顧の裡に望むの地にある。

現状。(一)本地番には併列して次の如く古墳がある。

第一號古墳。土地の東南端にあつて石槨は天井の入口と思はるゝ南面に僅か口を開き、大半は土の流入して埋るが如きも此の口から灯を入れて檢せば上半内部の状態は窺ふ事を得る、其長さ八尺、幅約六尺、羨道は損してない。

第二號古墳。前記第一號古墳と並んで西四間の所にある、羨道及び玄室の一部は破損して居る、而して此の石槨は其構造が石を次第に内側に寄せて積める故、天井は底よりも狭くなる、即ち長さ底部七尺五寸、天井四尺、幅底部五尺五寸、天井二尺六寸、高さは六尺。

第三號古墳。前記第二號古墳に並行し西に二間の個所に組合せ石棺の蓋を除いたものがあ

る。  
第四號古墳。前記第三號古墳に並行し西に三間全字山林七六九番地に石槨の破損せると思はる石材及び地形を存する。

(二)此の地は前記(一)の更に西南部に連続せる地番にして石槨の天井石を露出せるものがある、此の石は長さ十二尺ある、尙此の隣西に横く全字山林七七五番地にも石槨の

破損せると思はる石壁の一部を殘存する。

(三) 前記(二)の西に連る地にして其畑の一隅に口を南に向け羨道を缺ける石柵がある、封土は無きも内部を窺ふ事は出来ぬ。

(四) 本字は字鳥取の北に隣る地にして此所には石柵を壊し石材は搬出せる如き形跡を認むる附近から祝部土器片出土がする。

備考。此の附近は山林となるものもあるも曾ては耕地であつたのが荒廢して山林となつたもので古墳は殆ど此所一圓に群在して居る、尙此所の丘上高地に小石を圓錐形に堆積せるものがある。

燒野古墳

位置。小野田町字二ノ燒野畑六六六番地

地勢。龍王山の南麓にして山裾の廣される南向傾斜地にあり海に突出する本山岬の尖端部を見下すの位置にある。

現狀。耕地の中にある封土は殆どなく天井石の大部を露出する石柵であつて、羨道は破損せらるも現存する所長さ二尺幅三尺五寸、玄室は長さ九尺幅四尺に長方形である、高さは若干の土砂流入せるも現在にて三尺五寸、更に露出せる天井石の大なるものは横八尺五寸ある。

備考。當耕地の一隅に鋼殻の附着せる大石の一部露出せるものがあつて之れは海中より移したには相違なきも、古墳のそれか否かは不明である。又此の地の東に接續せる全字畑

六五九番地には昨年開墾の除組合せ石棺を發掘した、此所の西隣に古代陶窯所遺跡がある。

後地瀉古墳

位置。小野田町字一ノ後地瀉芝生地一七七八番地

地勢。燒野より南約四町、西は海に近く稍低き耕地の中にある。

現狀。明治三十年前後迄は石柵存したりしも開墾に際して之れが取除けをなしたるを以て目下は其の跡の存するのみである、此所には斯る石柵取除けの跡と認むべきもの三個所ある。

備考。此の古墳より出土し遺るもの、瓶、全長六寸口径三寸腹部徑三寸五分、蓋徑三寸五分高さ一寸三分、二個銀環一個である、尙附近耕地よりは祝部土器片を出土する、因に此所は普通小松原と呼んで居る。

大須惠古墳

位置。小野田町字二ノ大須惠畑二三三番地

地勢。本山岬の先端に近く西は直に海にして後地瀉より更に南三町の所にあつて附近は目下大日本炭礦廢業の跡にて廢屋、雨に晒されたる汽鑪の間にある。

現狀。既發掘の圓墳である、曾て大日本炭礦此の地に操業せる故二個の石柵中一個は石炭殻にて埋めらる現存せるものは玄室長五尺三寸幅六尺高さは埋もれる故不明である、羨道は大手崩壊せるも長さ二尺幅四尺のみ殘存す、他の一個埋もたるものゝ露出せる天



井石の一個は横五尺である。

大判山組合石棺

位置。小野田町字高尾山林一三一番地ノ四。

地勢。龍王山の東南、本山岬の端近く隆起る小丘の頂上に圓墳がある、東は海に望み西は後地

瀉大須恵を隔て又海であつて眺望佳良の地である。

現状。圓墳は高さ二間徑五間で其上に凝灰岩製箱形石棺がある、此の石棺は内部横二尺縦五

尺二寸深一尺六寸、石の厚さ四寸八分にて棺底には小石を並べたる形跡ありて全石質の蓋をなせしが如く思はれる。

備考。此の石棺は明治二十年頃伐木の際発見したるもので其時は朱の附きたる人骨、鏡、劍出土せりと傳ふるも散逸して詳かでない、尙此の圓墳と並びて圓墳ありしと云ふ者あれ

ど判明しない。

高尾組合石棺群

位置。(一)小野田町字東高尾山林一九三八番地ノ一。

(二)全 町字西高尾山林一三一番地ノ六。

地勢。(一)は大判山の西麓南面の傾斜地にあり(二)は大判山より南へ小溪を隔てたる丘の稜線及び其の南面の傾斜せる疎林中にある。

現状。既發掘にして自然石を以て四壁及び蓋となし其の構造は簡單である、(一)の地に五個(二)の地に七個相群集してゐる。

備考。此所の古墳は伐木や植木掘採りの際發掘したものである尙此の附近には未發見のもの

の多少あると考へられる、而して發掘の際刀劍の類の副葬品を出したと云ふも腐汚甚しく壞損せりと云ふ。(伊藤)

鷹巢古墳

位置。小野田町字山手鷹巢中山保雄氏所有山林。

地勢。小野田町の東境に連互せる丘陵性山地帯に屬する地點にして南面する、遙かに小野田

灣入を望む位置にある。

現状。今破壊されて全くない、古墳存在地は開拓されて果樹園となつて居る。

備考。本古墳は明治二十年代頃中山氏がその所有地開墾に際して偶然發見されたるものにして小澤秀子氏の副げな記憶を辿つて考察するに其の構造は石室なりしが如く又副葬品として祝部土器が存在して居たと思はれる、併し乍ら詳細に汎つては今是を知る者がない、遺物の如きも既に悉く散佚してしまつたと云はれる。

旦古墳

位置。字西旦七千九十九番地ノ一住宅地。

地勢。南面傾斜地にして西は嘗て海面なりし高千帆開作に續き東は溪谷にて打開けて厚南

村に延びる臺地に連續して居る。

現状。既に全く破壊されて居るが附近には石室の石と考へるべき徑六尺以上の巨石數個と祝部土器の殘片多數遺存して居て出土陶片には口部又は脚部殘存のものも發見され

た。

備考。發掘年代に關して傳ふる處に據れば今より五六十年前此處で石炭採掘をした際發見したもので當時是等の石は屋根形に積まれ在りしと云ひ且つ其の内部より貝殻數多出でしと云ふも今其の傳を確かむることを得ない。(小川補記)

三三

## 第二篇 小野田町の上代窯址

### 第一章 窯址發見の沿革と發掘調査研究の經過

論文第一篇に於て既に小野田町を繞る古墳遺跡に就いて若干の考察を興へた吾人は本稿に於ては主として是等古墳築造民族の實生活方面の遺跡として上代窯址に就いて研究し以て古代人の産業的活動の一端を洞見することゝする。而して吾人がこゝにその究明せんとする窯址は前記龍王山南麓及び本山山地帯に點在するものにして更に詳しく云へば今日迄窯址たる確證を得たる次の諸地點である。

- 一、小野田町字二燒野第六百七十一番地及七十二番地岡田音次郎氏所有地
- 二、同 上字東高尾第九百三十八番地ノ一町有林
- 三、同 上字一ノ奈良原第二百九十六番地ノ一兒玉島太郎氏所有地
- 四、同 上字西高尾小西康博氏所有煉瓦工場敷地

以上遺跡の中前三者は伊藤山根兩氏の踏査に據つて最近發見されたもので今回吾々の主として調査研究を試みた地點である。西高尾窯址は既に古く發見されたもので註弘津史文氏の其の調査報告書中に載せられて居るものである。従つて本稿に述ぶる處のもの前三遺跡は吾人の實地踏査及び發掘に據つて得たる材料により後の遺跡は専ら弘津氏の報告書に據つたものであることを明記し以て責任を明らかにする次第である。

扱吾人が本遺跡に注目したる動機としては素より弘津氏による處甚大なるものありしは言を俟たないが是より先既に須惠村の地名に興味を感じ周防國吉敷郡陶村との比較考證を企畫し専ら之が地名の起源に關する確實なる資料を蒐集獲得せんことを以てしたのである。然るに偶々大正十三年秋吾人は同志三宅宗悅君と共に註吉敷郡陶村大字西陶字山田小字越峠に於て古代窯址の確實なる新遺跡を發見し故近藤清石氏の註陶村地名考に一修正を加へ陶村の淵源が陶窯所在地に因することを實證すると共に且又厚狹郡須惠村の地名起源にも一の深き疑を有するに至つたのである。而してこの疑は後に弘津氏の須惠陶窯遺跡發掘調査の報告を見るに及んで勿ち氷解せしも更に吾人の興味を刺戟したものは蓋し兩窯遺跡の比較研究の一事であつた。於是吾人は漸次之が實行を計畫し先づ其の發端として厚狹郡小野田町附近須惠村陶窯遺跡の學術的發掘を試みるに至つたのである。即ち大正十五年四月九日吾人は前記伊藤山根兩氏を始め土地の古老國吉貞次郎濱田仁吉氏等の應援を得て東高尾町有林中の遺跡の發掘に従事し其結果陶窯址及び幾多の遺物を發掘し大いに効果を收めたのである。されば吾人は該遺跡發掘の顛末と遺物の説明を主とし更に殘余の三遺跡及び其の發見

三三

遺物に論及することとする。

註一  
註二  
註三  
註四

三四

## 第二章 二焼野、一奈良原、西高尾窯址の位置と

其の現状〔圖版第二ノ二〕

本章述べんとする處の三遺跡は現在に於ては既に破壊せられて原野田畑と化し確實なる窯址を認むるに困難なるもので今回も吾人は是を發掘せず只踏査に止りたるにすぎないがこゝにいさゝか其遺跡の位置及び現狀を記述し以て参考に資せんとするのである。而して吾人の本春發掘研究せる東高尾遺跡に關しては別に一章を設け以て詳細に説くこととしたので本章よりは之を省略した。

(一) 二焼野遺跡 本遺跡は龍王山の南麓稍西に偏したる地點に位置し一の段丘面を形成する。海岸を去ること東方約三町今畑地となりて遺物散布地帯の面積約三四十坪にも及ばんか其の正確なる面積遺跡破壊の今日に於ては之を測定するに困難であるこの三四十坪に汎る遺物散布地は約六尺の高差を以て二つの段丘畑となり而して窯甕陶器片其他窯壁の一部と

して使用せしと類推し得る石塊數個は概ね之等段丘畑の上方畦に集積されて居る。尙又この二枚の段丘島の土壤は何れも灰土を交へて著しく黒色を呈し之を上方段丘畑の土壤と比較する時その本來の土質に非ざることを認め得るのである。従つてこの事實より推して陶窯の位置も自ら確かにこの地點に存在せしものと信せられるのである。

(二) 一奈良原遺跡 本遺跡は後地瀉古墳の東南方約二丁本山に通ずる里道を中心として道路の兩側に延びて存在するものである。今窯の部分は道路下た埋没され且つ道路の東方部遺物包含地も亦現今新たに埋立を行はれて精査することを得ざれば吾人が昨秋調査せる處に據ると東方部遺物包含層は東高尾山帯の連続にしてその傾斜面に夥だしき陶器片を埋藏し中に就いて最も吾人の興味を惹ける點は本遺跡發見の遺物は他の遺跡發見の遺物に比して著しくその手法の新しきことである。此の點に關する考察は後章に於て更に詳しく論究するがこゝには只その事實のみを指摘して置くに止める。

而して又その傾斜面の下部即ち今の埋立地の下には灰層存在し又道路下より道路西側にかけて圓筒狀陶窯嘗て存在せりと實見者の語るを聞いた即ち之に據つて見れば舊陶窯は現今の道路下の地點より東に延びて在つたものと察知せられる。

(三) 西高尾遺跡 西高尾群集古墳の南方丘陵の突端に位し今廢小西煉瓦工場の建物のある處である。遺跡の實地に就いては吾人未だ以て當つてみないから其の詳細なる現狀に就いては知る由もないが幸に伊藤山根兩氏の踏査に據つて今も尙若干の遺物を埋藏散布して居ることを知り得るのである。

三五

### 第三章 東高尾窯址の位置と窯の構造形式〔圖版二ノ二〕

三六

發掘地點宇東高尾町有林遺跡の所在地は俗稱大判山の西南に當り之に連續する一丘陵の南面傾斜の松林中である。町有林の面積凡そ一町四反八畝十二歩にして吾々の發掘した部分は上方本山に通ずる道路より南方に下ること約十間の地域を中心として約十坪内外の範圍に止まる。この地域は嘗て一原野に過ぎなかつたものであるが約二十年許り以前植林して現在の如き山林帯となつたものであると云ふ。而して植林當時本地點に於て夥しき土器破片と少數の完形土器を發掘したと國吉濱田兩氏は言明して居た。蓋し今日に於ても尙當地域は其の傾斜面下方部に於ては黒土化せる灰土の堆積を實見し得べく傾斜面上方部に於ては灼熱の爲赤色化せる粘土壁及び油藥流出様の壁石乃至は殘滓附着の窯壁を發掘し得たのである。而して黒土狀灰土堆積地域の面積を測定するに大体に於て主軸東西に延びその距離三十二尺南北の幅二十五尺にして位置は稍急角度の傾斜面である。猶又發見窯址はこの堆積灰土の最上部主軸より少し南方に偏しその位置入口を東にひけて東西に長く横つて居た。而して其の形狀は幅約五尺七寸の溝渠狀に土地を掘下げたもので山林表土下約二尺にして地山黄色粘土層に到達する。又窯址上方部は稍圓弧を描きたる形狀をなしこれより約七尺下れる地點即ち入口に向へる處に於て黒色灰土層に接する。故に換言すれば純然たる赤色焼土區域は東西七尺南北五尺四寸深さ二尺の區域に限定せられる。吾々はこの地域の發掘によつて後記するが如く數多の窯壁及遺物を發見したのである。が就中窯壁が高度の灼熱の爲變形して陶器

性を帯びたる平板塊狀を爲せるものを北壁を去る一尺内外の東西に亘つて壁に接して殆んど同一水準面に連續して並列埋藏されて居るのを發見した。尙又更に窯址の東端稍北に寄つた地點に於て堅一尺二寸横一尺一寸厚さ七分の彎曲せる瓦狀の陶質板〔圖版第六ノ一〕を得たがその瓦板の下には失張陶質化せる塊狀窯壁及び赤焼土黒色灰土が充満して居つたことを注意せねばならぬ。

茲に於て吾人は本陶窯の舊形を復原し之が考察を試みるの機に到來したのである。勿論本遺跡は現在に於ては舊形依然たる窯址を遺存するものでなく植林事業の爲全く覆亂され陥没して完全に破壊されて居るものであるが之を本邦各地に遺存する同一遺跡に徴して比較考證する時ははゞその原形に近きものを想像し得るのである。

〔註〕即ち京都府宇治郡山科村北花山及び熊野郡久美谷村大字奥馬地字カベタ窯址に關する梅原末治氏の説明を見るに同氏はその窯の形式に就いて次の如く述べて居る。即ち北花山遺跡に就いては、

今や内部は土砂流入し半ば埋没の状態にあり形式大さの詳細の如きは到底明にすべからず。されど發掘當時島田貞彦氏の調査せる所と委員の實見とを併せ考ふるに窯は全長約三十四尺ありしが如く今下部は十二尺余の部分有し此部の幅約五尺五寸あり。高さは下部埋れて明瞭を缺ぐも四尺を超えざるが如し所謂圓筒の一面を削りて斜に敷設せるの様式を取り兩端の底面の高さの差は五六尺ありしならん。窯は其壁断面について檢するに内壁六寸内外は壁を堅固にせん爲一種の材を以て造りしと覺しく青灰色を呈して

三七

殊にその内面の部分は高度の火力の爲に玻璃の如き光澤ある釉藥の吹き出せるあり又此壁面の外五六寸は土壞焼けて赤色を呈し共に此窯の使用せられしことを示せり、上部の火出の構造は全く破壊して見るべからず火口また小徑の下部に存し埋れて調査するを得ずされど現存部の構造は河内國河内郡山田村に於る製陶窯址とほぼ同一にして、また(註二)京都市上京區北白川町乘願寺の墓地にある瓦窯とも形式を一にせりと認めらるゝを以て之より推してほぼ原形を想像するを得べく、火口は長方形をなし石等を以て是を固めし如く焼出しは恐らく堅き質材を用ひて積み、細長き筒形を造れるならん。

次に奥馬地窯址に就いては又

遺址の現状を見るに窯口は既に破壊せるも他の部分は略存し、口を西にして東西に長さ位置にあり、所謂上り窯の形式に屬し長さ六尺幅五尺の筒状を呈せる窯の主要部より奥は漸次之が傾斜して其部十尺に近く上端に徑一尺三寸の煙突を開く、而して窯の周壁は厚さ一寸余の間或は土砂に混じて一種の陶料を以て塗れるには非ざるかと思はるゝ青味ある堅緻ある土層よりなり、此外層四寸内外は土赤く焼けて著しき火力を受たる痕を示せり。内部傾斜部の底面は上部より流入せる土砂と開口後年次を経たるが爲め今階段其他の設備ありしや否や明かならず、煙突部亦た上端部埋もり調査すること能はざりしも、比較的長く上部に至るに従ひ漸次徑を減せる單なる掘抜き式のものなるが如し。

今吾人は是等の論説及び吾人が弘津、匹田、三宅氏等と共に最近に發見せる周防國吉敷郡陶村大字西陶字山田小字ハマッ坂窯址に據つて本陶窯を考察するに其の類似點の甚だ多いこと

に首肯するのである。即ち土層の赤色化と云ひ一種の陶料を造つた窯壁と云ひ更に又方向の何れも東西に對つて長く位置し幅五尺四寸内外と云ふが如きは全く符合せるものと云ふべきである、只その長さに於て莫大なる差あるは蓋し本遺跡が全く陥没し且つ又既に本地帯が植林の際發掘破壊されたるに歸因すべくしかれ共吾人の發掘地域を以て窯の主要部に當るものと見る時は其の類似せるを發見せしむ、更に又附近に存在する他の遺跡發掘者の實見記憶に依つて見るに本地方に於ける窯の形式も亦前掲遺跡と同様な圓筒状上り窯式のものであつた事を考察し得るのである。即ち弘津史文氏の報告に載せる發掘實見者の話によれば、西高尾窯址は

山の傾斜面に入口を東方に有して下部に段を作り西方に登り居たる七八間の長さを有する直徑三尺位の穴ありし由、當時穴中は黒土と木炭を以て埋まり居たりと云ふ。

と記され尙又他の遺跡一ノ奈良原本山岬に通ずる道路附近の遺跡からも同様な筒狀窯壁を發見したと云はれて居るからには此地方遺跡に於る窯の形式を既述の如く斷定するも恐らく誤があるまいと思ふ。

註一 京都府史蹟踏査調査報告

第二册

註二 全 上

第四册

#### 第四章 遺物に就いて〔圖版第六ノ一〕

四〇

吾人は本章に於ては専ら前記四陶窯遺跡發見の遺物を概観し其の形狀形式及び遺物の特徴に就いて説明することとする。

諸是等四遺跡發見の遺物として擧ぐべきは陶器、窯壁、窯壁粘土塊、木炭灰土等である。以下諸項目に就いて若干の説述を試みやう。

##### A、陶器

本遺跡發見の土器は専ら陶質のもので吾々の所謂祝部土器と稱する部類に屬し原始的土器所謂彌生式土器の系統に屬するものは一二の例外を除いては殆んど之を見ない。しかもこの例外と稱した土器も色彩こそ彌生式土器に類した赤褐色を帯びて居るが紋様は正しく祝部土器の有する同心圓紋様であるが故にこれ等二三の除外例的土器片も亦蓋し燃焼の足らざる未完成土器の一片に過ぎないことは殆んど否定を許さない事實である。故に是の考證に依つて結論を求むれば本地方陶窯遺跡に於て作成せる土器は全部古墳時代以降の陶質祝部土器乃至は之に系統を引ける陶質土器と見るに至當とするものである。しからば其の土器の形狀的分類に依る種類は如何であらうか。出土土器の種類は又殆ど古墳より發見さるゝ各種土器と軌を一にし大甕、坏、高坏、蓋坏、埴輪、横瓶等各種各様のものを混出する。今吾人の實見し又は採收せる土器の二三に就いて其の一般を洞察することにする。

イ、釜形埴輪、弘津史文氏報告書に記載する處のもので今山口高等學校歴史教室に所蔵す

るものである。本品は西高尾遺跡より發見せるもので完形品ではないが之を復原してみると高さ六寸五分、口徑三寸四分、底徑二寸六分にして左右均整に長さ一寸四分の上方に彎曲せる捉手を有し上中下三部分に複線的紋帶を環らして居る。此如き構造の土器を釜形埴輪と稱するものは其使用方法が今日の釜の如く上方より窯狀のものに差入れる處に起源する。本土器色は黒色にして質は堅緻なる陶質である。厚さも形の大きさに比しては薄手の方であると思ふ。

ロ、頸付埴輪、同じく弘津氏報告書に在るもので同一遺跡出土品である。高さ九寸半、缺の面のであるが略原形に復原し得る。之に據つて見れば上方口部は廣く開き頸部に於て一旦縮少せる曲線は再び復部に至つて膨大して居る。而して頸部に簡單なる二條の複線紋様と腹部中央に一連の細線斜平行紋帶がある。本土器と大同小異の形態曲線及び紋様を有するものが本遺跡から余り遠からぬ大須惠山本菊太郎氏所有地内古墳から銀環一個、坏二個を伴出して居ることは注意してよからう。

ハ、高坏、同じく本遺跡から出土したもので今小野田町某氏の所蔵して居る。高坏は脚底部一部缺損せるも大体に於て完全と云ふべく高さ四寸、坏の直徑三寸六分、底徑三寸、普通見る處のものと同である。

又吾々の發掘によつて東高尾遺跡より得たるもの二個何れも缺損せる高不脚部にして青灰色の陶器で三面に透を有しその内一個は高さ二寸九分、底徑三寸七分を測定し得る。此他尙二燒野、一奈良原發見收集の高坏脚部二個あるも之等は透なく其手法稍新しきが如き感がある。

ニ、捉手類、捉手類は合計二個を得た、勿論發掘の際には尙多數を出土したかも知れないが全部を収集しなかつた、之等の捉手は主として一奈良原遺跡より得たるもので小型、大型の二種に分ち得る、大型品は明らかに黄緑色の釉薬を附し其の大き上下兩端間の距離二寸三分、舞曲の最高部と基底間即ち高さ一寸三分捉手の直徑上部七分下部一寸一分、小型品上下兩端距離八分高さ四分徑二分の大きさを有するものであつて釉薬の印跡を認めない。

ホ、坏類、坏類も亦二三各地の遺跡より發見されて居るが特別に注意を惹く形態のものはない。

ヘ、横瓶、前記完形高坏と同様某氏の所藏に歸し同く西高尾遺跡より發見されたものである、形は普通古墳發見品中に見るものと同様で高さ短徑即高さ三寸横五寸口部徑一寸である。

ト、大甕、完形品は發見し得ざりしも吾人の發掘によつて得たる大甕の口部がある大きさ口徑七寸六分厚さ四分其裏面に同心圓紋様を印するものである。之と要するに當地方遺跡發見の土器は略古墳時代使用の土器なれど二燒野、一奈良原遺跡よりしては時々往々人工的に釉薬を施せる跡の歴然たるものを發見するは特筆注目に値する而して釉薬を施せる土器の種類形態にも亦更に技巧の上に時代的變遷を考へ得るものあるは益々以て吾々の興味をそゝらすには置かないのである。

B、其他の遺物

イ、土馬、西高尾遺跡より發見されたもので弘津氏の報告に記載され今山口高等學校歴

史教室の所藏品となつて居る、頭部及前肢は脱落して居て只僅かに前肢の一つが一寸五分程殘存して居る程度のものに過ぎない、大きさは頭部より尾端に至る迄全長五寸三分骨部幅四寸六分前後兩脚間距離二寸、前肢殘存部の徑八分を算する、この遺物は全く面白いもので蓋し古代の陶土が徒然の余り余載として作成した即興的作品か或ひは又高橋健自氏の説の如く祭祀的意味を含んだ獻供品であらう、この二説の中何れに決定すべきかはこの場合必ずしも必要でないと思ふから敢て斷言に及ばないで置くこととする、只同一遺物の出土を傳へる(註一)伊勢國郡山野古墳及(註二)京都府乙訓郡大原野村大字大江近江國蒲生郡鏡山村製陶所址、伯耆國西伯郡陰田よりは何れも陶馬を發見し朝鮮慶尙北道慶州郡慶州よりは猪を發見して居ることを一言する。

ロ、窯壁、赤化粘土、窯壁は既に屢々之を述べた如く陶質堅緻にして赤褐色及び青味を帯びた塗料と覺しきものを釉出して居る、赤化粘土は之を微細に檢する時は鏝を混せる痕跡を明瞭に發見し得るものである。

ハ、灰土、木炭、灰土、木炭は四遺跡何れよりも實に夥しく出土し爲に附近田畑乃至は原野の本來の土壤を變化せしめて黒色を呈せしむるに至つて居る。

註一 三重縣名勝勝蹟天竺紀念物調査報告

註二 島田貞彦氏「考古片錄四」(大正十五年歴史と地理)

註三 遺物は何れも京都帝國大學文學部考古學教室に屬す

## 第五章 遺跡の経緯年代に就いて

四四

吾人は今や本章に於て當然陶器遺跡篇の結論に到達しなければならぬ。吾人は既述せる幾多の例證即ち遺跡の構造形式及び遺物の特色を根據とし且つ文献に徴して本遺跡存続の時代的考察を試みやう。

借標準の價値ある文献にして長門國陶器のこの見えるのは吾人の管見に於ては唯延喜式あるのみである。即ち同書には瓷器献上の國々として長門國の他尾張、美濃、大和、河内、和泉、攝津、播磨、備前、讃岐、筑前の諸國を擧げて居る。而して長門國献上品に就いては同書民政部式に

年料雜品 長門國瓷器大椀五口徑各九寸五分、中椀十口徑各七寸、小椀十五口徑各六寸、茶椀二十口徑各五寸、花盤三十口徑各五寸五分、花瓶十口徑各三寸、瓶十口徑各三寸、瓶十口大四口小六口。

と記載されて居る。之を前記各遺物に適用して其の大き形状等を考察してみるに小差はあるも大体に於て近きを思はしむる。故に當地方陶窯の盛業期の中心をこの時代前後に置くことも一の假定として許さるゝこととなる。しからば其の發生年代は如何と云ふに本遺跡發見の遺品が凡て靑部土器と稱する古墳時代の土器である點を根據とし且つ古墳時代前期若くは先史時代(石器時代)に盛行した彌生式系統土器の一片さへも發見されなかつた事實は本遺跡が決して石器時代に遡るものでないことを確證する。しからば又同じ古墳時代としても古墳時代前期に屬するか果た後期に屬するかといふ疑問を生ずる。この點に關しては吾人は其の

出土遺物の手法的方面より考察を進りやう。即ち前述の如く石器時代及び石器、古墳錯交時代説は吾人の既に否定せる處であるが純然たる古墳時代に這入つても其初期に於ては依然として其製陶上の手法の幼稚さを免れないと得へられる。即ち石器時代後期より發達せる轆轤の使用は漸く盛んとなり高熱度による陶器の製法も漸く進歩の色を見せて來た。然りと雖も尙其間多少技巧上の不熟練の痕跡を止めて居つた筈である。しかるに本遺跡發見の陶器は其手法頗る發達し形態上の美術的均勢の相當に見らるべきものあるは注意すべきであると思ふ。

更に又遺跡附近の石室を有する古墳中から發見された陶器と同一手法のものを發見すると云ふ點に於てこの遺跡と該古墳との或る種の關係を想像することも亦許されて然るべきだと考へる。而して該古墳の築造形式が餘り時代を過つたものでないことは其の配置せる石材の用法及び伴出遺物等より是認し得るのである。此くて本遺跡の存続年代の蓋關が既に瓷器製法上に大いなる進歩を見出せる時代に在ることを考察し得るものである。即ち古墳時代中期恐らくは後期に近い時代に在るものと云へる。即ち奈良朝以前ではあるけれども既に奈良朝に接近しつゝある時代に在ると考察する。次に陶窯所の下降年代を何れに限定するかの問題であるが是も亦其發掘遺物の比較考證に據つて決定を見なければならぬ。即ち遺物によつて之を見るに先づ遺品中特別の注意を惹く點は釉藥の用法と坏の形態上の曲線である。釉藥に關しての考察としては先づ自然釉出と見らるゝ遺物から漸次人工的施釉の各段階を見ることのできる。而して其の最も發達せるものには往々周防國吉敷郡山口町大字野田野神社境

四五



内八幡燒窯址(室町末期)發見の遺品と甚だ酷似せるものあるは其の製作年代の遙かに降れることを證明するものと云へる。

四六

次に形態上から之を觀察するに本遺跡發見の坏の底部曲線は殆んど圓弧を描くに反し周防國吉敷郡陶村越峠窯址發見の坏は弓狀彎曲をなして底邊稍平面に傾き坏と稱するには不隱當のものであり更に同上ハマリ坂窯址發見のものは坏と云ふよりむしろ碗器と稱して佳なる形態曲線を有し敷を著けて居ることは其の製作器物の用途と年代を考へる上に重要な點であると思ふ。即ち吾人の考察に従へば吉敷郡陶村遺跡は専ら日用器具の製作に従事したもにして本遺跡よりも其の始源年代の稍々遅れ既に奈良朝に入れるものと認められる。此くて是等の實證よりして吾人は本遺跡の存続下降年代を甚だ莫然たるものではあるが先づ平安朝初期の終末期とし更に或ひは中期に迄及びしに非ずやとの疑問を有して居るのである。即ち淵源遙かに古墳時代中期より平安朝中期前に亘る年代に本遺跡の發達史は展開され其盛行年代は奈良平安の初期を中心として在つたものと信ずる。故に本遺跡を環る幾多の古墳も亦當時此の遺跡と關係ある民族の當に以て築造したものに違ひない。

之を要するに結論以上の各論に依つて吾人は工業都市としての小野田町は既に約千年の古代に於て當時西陸としては珍らしく殷盛を極めた民族の大聚落地であり古代の一工業都市として既に今日を豫想して居たものと云へる。吾人は於是今日の小野田町の工業都市としての發達が決して一朝一夕に成つたものでないことを知ると同時に小野田町が斯る因縁淺からざる古代遺跡を適當に保存することの最も急務であることを痛感せざるを得ない。幸に今

や町民有志の自覺は漸く斯る機運に向つて來たことを祝福する次第である。

### 第三章 小野田古墳文化の考察

吾人は既に本編第一章古墳の構造形式の項に於て小野田に於ける古墳の文化に就いて其の意見の一端を披瀝して置いた。從て本章に於ける吾人の考察は全く彼に根據を有し是を敷演するものに過ぎないことを前提言として置くのである。

小野田古墳文化は其の構造上既に一の結論に到達して居る。即ち其外觀に於て且つ又内部構造に於て何等地方的特色を見せず又一方興隆文化の隻影を認めず全く他の盛期文明に扞從する影像の如きものである。さればその内容遺物の如きも頗る貧弱を極める。勿論現今完全に遺物保存されざるを以て吾人の言いさゝか暴言に似たれ共其の殘存せる一部の遺物乃至は倭人の傳誦を信するならば少くとも本地方の古墳よりは他地方に見るが如き優秀なる遺物を出すことは少ないものと考へられる。古墳文化を代表する鏡鑑の如きも唯一面大判山古墳より發掘されたることを傳へらるゝのみである。しかもその唯一の鏡鑑も今その所在を失ひ親しく見る能はざりしは吾人の遺憾とする所である。しからば此如く貧弱なる文化吾人が先に影像に擬したこの文化の發達の年代は如何、果又本地方文化が影響を受けたる本來の文化として何處にその源流を求むべきかこの二問題が當然の歸結として提出せらるゝ。しかれ共この二問題に對する正當なる答解は微力なる吾人の現在に於ては到底爲し能はざる處なるを以て唯一の假定として次の結語を指示し以て先覺諸氏の批判を俟つものである。

四七

毋吾人は先づ本地方古墳文化の源流を考察せむ。即ち吾人はかの大判山古墳の凝灰岩石棺に注目し該石材が本地方産のものに非ず所謂豊後石と稱せらるゝものからして既に古く彼我交易の行はれ居たることを想像するのである。こは一章帯水の地理的關係より何人も否定する處なかるべしと信ずる。併し乍ら本地方文化の源流を唯この一點よりして北九州に求むるは隱當なる見解ではない。大判山古墳の石棺の如きも之を持振石棺に類推すれば近く周防國吉敷郡山口町大字下野合字赤妻大字丸山の古墳にその例證を求め得られる併し勿論この兩者に時代的懸隔若くは文化の著しい差異の存することを認め得ることは一言してをさた

い。  
 とにかく吾人は文化の系統を北九州に求めずむしろ近く幾多の古墳を遺存する厚狭の文化に之を結び付けんことを欲するものである。即ち阿波式石棺の如き本郡に於ては他に例を聞かざれど唯厚狭町附近には之を存し且つ又一方西下津古墳の如き縣下稀に見る優秀遺物を發見せる古墳の存在を知る上はこゝにその本源を求むるとも豈馮虎のそしりは受けまいと信ずるのである。

次に本地方古墳の年代に關しては先づ阿波式石棺の年代に關する先輩諸學者の高説を聽く必要がある。是に就いては既に幾多の註諸學者が研究を公にせられて居り就中註喜田貞吉、笠井新也兩氏の論争の如きは最も貴重なる文獻として佳ならむと思ふ。しかれ共要するに吾人は之を以て直ちに古きものと爲さず又之を以て新しきものと爲す説を執らずむしろかゝる原始的墓制は淵源は例へ古く金石併用時代に溯り得ると雖も尙又古墳衰微の時代に及んで

も續構されたものであることを認めたい。即ち本式古墳は其後漸次時代と共に發達せる雄大なる墓制に並行し常に其の築造を保留されたりと爲すを最も隱當なる議論と考へる。

次に更にしからば阿波式石棺以外の古墳の年代は如何。吾人をして云はしむれば小野田町附近古墳として稍々古き面影を存するものは其の内容遺物より考察して大判山々上古墳とするものである。田ノ尻、鳥取、焼野、後地瀧、塚川は大判山古墳より年代の下れるものと認むる。而して是等後の諸古墳後に論ずる陶器所存在の初期と時代を同じうするか或ひは又それに近からんと考察するのである。

最後に古墳被葬者に就いて論究せんか。吾人の許されたる範圍内に内ける推論は大判山古墳、塚河、大須惠、後地瀧の諸古墳は先づ本地方に於ける權威者のものたるべく之を貴族的と見て誤なからむ。夫又、東高尾、西高尾に散在する阿波式石棺に至つては遙かに身分下れるものと認められこの兩者の中間を行くものに焼野、鳥取の諸古墳あるものと推論せむ。之を要するに小野田古墳文化は特筆するに足るべきもの殆どなく唯古代に於ける地方文化の一分脈として吾人の視野に入り來るに過ぎない。以上の言を以て本論を結ぶこととする。

註一 「原史時代の研究」第一輯 梅原末治氏「上代墓制の沿革」

# 長門國厚狹郡厚狹町西下津古墳調査報告

小川 五郎

## 總論

### 第一章 發掘調査の經過

大正十五年四月厚狹郡に於ける考古學的遺跡遺物に關して調査研究する處ありし吾人は偶々故近藤清石氏編山口縣風土誌を繙くに當りその厚西村の條(註一)に於て本古墳の存在を知り直ちに同月下旬所在地西下津に急行し發掘遺物の管理者熊谷彌之助氏について詳細發掘の顛末を聴き更に自ら實地について遺跡の概況を調査する處があつた。しかし乍ら當日は時間制限されて充分なる調査を完了すること能はなかつたので更に同年七月二十一日再び該地に至り山口高等學校教授匹田直氏同上歴史教室囑託弘津史文氏京都府立醫大學生三宅宗悅君、山口高等學校生徒柿川繼義君等と共に徹底的に之が調査を實行しその顛末を簡単に九月下旬の關門日々新聞紙上に吾人の名を以て發表報告するに至つたのである。

採て西下津古墳發見の動機を述べれば既に本部落に於ては昔より長光寺山に關して朝日さし夕日輝く樹の下に黄金千杯朱千杯なる傳説を有してゐたのであるが偶々明治十四年三月

舊曆十九日(部落の人小山守之助同山頂に於て一の狸穴を發見し早速是を捕獲せんとし同僚  
 二三人を伴ひ該地面を地表下約二尺位掘り下たるに忽ち厚さ七八寸巾二三尺長さ五六尺位  
 の石蓋數個並列し其下方に暗黒なる空洞の存在する事を發見し古來よりの傳説を思ひ出し  
 且喜び且驚き一時發掘を中止して山を下り翌日部落民一同の會合を求めて大なる喜悅を希  
 望を以て二日間叮嚀に發掘した結果幾多の貴重なる遺物を發見するに至つたのである。

註一 近藤清石氏「山口縣風土誌」第百七十篇、厚狭村古墳、郡村の下津

明治十四年里人長光寺にて狸を捕ひ石室あるを知り遂に發掘す、夫婦の墓にて銀石一枚鏡三枚を獲其鏡一六枚直径四寸三分五厘、湖  
 州魚石念二叔家照子の款あり、二副形直径七寸一分餘厚三分五厘左右共欠損

## 第二章 古墳の位置及地形 (圖版第二の三)

吾人の所謂西下津古墳と命名せるは行政上區劃から云へば長門國厚狹郡厚狹町大字郡宇西  
 下津小字長光寺山(彌榮山)上に位置する一古墳を指示するものである。西下津部落は厚狹町の  
 西南約二十町山陽國道を去る南約七八丁厚狹川を隔て、東下津に對してゐる。  
 而して長光寺山はこの西下津部落の西邊を圍繞する山地の一で正福寺(舊長光寺)の西南二  
 三丁標高約六十米許の丘陵性山地である。今本古墳上に立つて眺望するに厚狹平野は眼下  
 に展開し之を貫流して厚狹川は銀蛇の如く廻り更にこの沖積層平野を取圍んで出合船木  
 高千帆の諸峯が起伏して居るのである。更に南方には小野田本山の諸山が僅かにその頂を  
 見せて居る。此くしてこの地勢上の考察は厚狹平野が嘗ては一大湖沼若しくは灣入に非ざ

りしかを思考せしむるものにして延びては是が古代文化發展上に重大なる原因となるに  
 至るのである。

## 第三章 古墳の外形及び内部石室の構造

吾人は熊谷彌之助氏幼時の記憶と現存遺跡の綜合とに依つて古墳の外形及び石室の構造に  
 ついて考察を興へる事とする。即ち古墳外形は地勢の關係上山に圓墳に屬するものと認むる  
 を妥當とする。而して封土は深さ約二尺位で葺石濠渠埴輪等は無かつた様である。石室は十尺  
 の間隔を置いて東西二個並存して何れも南北に横たはり主軸は稍東西に傾いてゐる。

石室内部は今全く破壊せるの後なるを以て正確なる形状乃至は大きさは之を期し難いけれど  
 も遺跡について見聞する處からは、その舊形は想像し得る。即ち東西兩石室に就いて今其の  
 形状大きさを述べん。

(A) 西石室 全長約二十七尺、幅約五尺、羨道玄室の區別なきものと思はるゝも實地につき  
 て見るに或ひは羨道玄室の區別を有したる形式にては非ざりしかと云ふ疑點ないでも無い  
 されど同種遺物を發見せる大和國佐味田新山兩古墳の構造に徴して見るに矢張り羨道玄室  
 の區別なき形式に屬せるものとするを隱當とするが故に事實確定の期まで明確なる斷定は  
 是を避くることとする。

(B) 東石室 は南北の長十八尺幅六尺で羨道玄室の區別はないものと考へられてゐる。高  
 さは現存は破壊して測定不可能であるが熊谷氏に依ると蓋石の下は高さ二尺位の空洞貯蓄

にしてあるもこれは内部に封土の侵入堆積せるためにして遺物が約三尺の土層下に埋もれて居たと云はれるので石室の高さを約一間と見るのが當を得ては居ないか。  
次に吾人は是等の石室内から朱の變じたるものと思はるゝ赤土様物質の多少発見されたる點よりして死屍を朱填にしたものと考へる。尙石室内よりは鉄形石鏡蓋等貴重なる遺物と共に釘状の鐵具を多數発見せる處より見れば恐らく本古墳石室内には木棺を收容したものであるかと思はれる。

次に石室の内部構造は小なる割石を以て石垣の如く積み立て石材は概ね此地方産のものを使用してゐる天井石及び蓋石は可成巨大なるものを使用し現在この山上に遺棄してあるものを以てその状態を知ることが出来る即ち之を計量すると左表の如き結果を得る。

	長さ	幅	厚さ
1	五尺三寸	一尺九寸	五寸
2	八尺二寸	二尺七寸	五寸
3	五尺	三尺	五寸
4	五尺二寸	三尺一寸五分	六寸
5	三尺三寸	二尺三寸	一尺二寸

註 (4)及(5)は蓋石であつたと云はれるものである共に今は古墳山麓の小川に架せる橋材に使用せられて居る。

次に吾人は遺跡篇の最後に本古墳を去る約一二丁東南山の中腹に一圓墳の存在せしことを

知るのであるこの圓墳は既に發掘されて完全に封土を削平せられたるもその遺跡より考察するに徑約三四間許りのものたりしが如く發掘當時内部より少數の鐵具類を發見したと云ふことであるから或は山上古墳の陪塚ではないかと考へられるのである一言愚考を附記して後の研究に俟つこととする。

### 各論

#### 遺物篇 (圖版第五の一、及二)

本古墳發見の遺物は何れも長門上代文化を語る優秀なるもので就中碧玉製鐵形石の如きは本縣に於ては他に類例を見ないところのものであるから特記するに足る。而して是等遺物の一部は嘗て明治大帝山口縣行幸の際天覽に供したることあり、その當時の記録現今遺物と共に熊谷彌之助氏に保管されて居る。

厚狭郡厚狭村

下津人民

一 鐵石 一枚

一 古鏡 三枚

右今回

天覽候 = 付自今別々保存方法  
意可致候事

付醉古帖壹部下附候

明治十八年八月 山口縣

尙醉古帖は故近藤清石翁の著書でこの中に本古墳發見銀形石の見取圖をのせて居るものである次に各種遺物の出土状態に關して熊谷氏の記憶を辿るに銀形石及び鏡鑑類等優秀なる遺物は主として西石室より發見しその埋葬状態朱混入土一尺の下に存在して居たと云ふ東石室からは武器と思はるゝ鐵具類を夥しく發見したと云はれて居る。

鏡鑑類

鏡鑑類で既存せるもの計五面であるが發掘當時は尙若干六七面乃至は八九面存在せし模様である。しかるに是等若干のものは發掘後他の遺物と共に小祠として祀りその神體とした爲に何れも散逸してしまつたと云はれる。故に今其の正確なる數及び散逸せるものに就いては是を調査することの出來ないのは實に遺憾千萬である。而して現存せる鏡鑑類は其の種別を擧げると左の如くなる。

獸帶三神三獸鏡 三面

内行花紋鏡 一面

湖州六花鏡 一面

第一の獸帶三神三獸鏡は三面共同一手法のもので直徑七寸一分縁厚二分縁は三角形の突起

を爲すものにして所謂倣製漢式鏡に屬するものである。本鏡は既に本邦各地の古墳から其の發見を傳へられて居る。而して本鏡に關する研究は註一梅原末治氏、佐味田及新山古墳研究中に詳細盡くされて居る。今この論文に據つて見るに本鏡の中國に於ける出土を傳へらるゝは僅かに伯耆國東伯郡灘手村上神大將軍塚あるのみであり四國に於ては讃岐國香川郡弦打村大字鶴市字御殿山九州にあつては肥前國東松浦郡玉島村大字谷口字立中同國東松浦郡鏡村今屋敷日向國兒湯郡西都原第二號古墳の數例に過ぎないのは注意すべきである。第二の内行花紋鏡は一部破損して居るが直徑二寸八分厚さ八厘鏡面の光澤比類なく美しくその優秀品たることを證明して居る。第三の湖州鏡は六花型で直徑四寸二分縁厚五厘湖州眞石家念二叔照子<sup>一</sup>の陽銘を有するものである。本鏡は經塚からは度々出土を傳へらるゝけれども古墳よりの出土は本邦未だ其例なくその時代的考察上或は本古墳出土の該鏡も後世の混入には非ざるかと疑はれるのである。とにかく吾人は後世の混入にあるにせよ本鏡が古墳石室内より出土したと云ふ事實を報告する。

註一 梅原末治氏「佐味田及新山古墳研究」

「背徑六寸縁厚鏡面は徑七寸一分に對し約二分の彎曲あり背側色を呈し一部分に銅漬あり。破碎せるを接合せり。圖樣は鏡の周圍には整はざる有筋風紋を表し、内區は素乳六個の間に比較的粗なる線より成る三神三獸を交互に配し空間を埋むるに線刻の鳥紋其他を以てす。神像は何れも背後の兩側に曲線を附し、先端各乳の上部に當る處に一種火槍狀の圖形を垂下せるを特色とす。但その何を意味するやは未だ考へ及ばず。獸帶は十個の素乳の間に配せるものにして一種のソディアナックを表せりと早く高橋氏の唱導せる處なるも現存せる圖形について見るに双魚の如き天鳩の如きは何れも同圖二あり。他の多くは相対する獸形にして彼十二宮とは其數に於ても又

形に於ても直に對比すべからざる既に甚だしき變化を經たるものたること明かなり。

此種型式の鏡は廣く本邦各地の古墳より出土するもの吾人の見聞せる例を數ふるに第二篇に説く處の新山古墳のそれを初め

- 攝津國三島郡阿武野村大字土室字阿武山 二面
- 山城里葛野郡川岡村大字岡百ヶ池古墳 二面
- 近江國野洲郡野洲町小篠原大岩山古墳
- 上野國群馬郡大類村大字芝崎字蟹澤
- 尾張國東春日井郡不二村大字出川字大平 二面
- 同 國西春日井郡北里村大字小本古墳
- 丹波國水上郡石生村大字石負
- 伯耆國東伯耆郡瀬手村大神大將軍塚
- 肥前國東松浦郡經村今屋敷
- 同 國東松浦郡玉島村大字谷口字立中 二面
- 日向國兒湯郡四郎原第二號古墳
- 讃岐國香川郡笠打村大字鶴市字御殿山

等あり、其の多くは紋様の異形化と手法とよりして本邦製作部の製作に係るものと推定せり。

石製品類

本古墳出土の遺物中石製品は左の二種である。

鍬形石 一個

紡錘車型石製品 一個

鍬形石は碧玉岩製の精巧品で長さ五寸二分幅下方に於て四寸五分上方に於て二寸六分厚さ

下方部一分餘上方部約六分である。鍬形石の出土も亦中國地方に於ては其出土の例少なく先に擧げた伯耆國東伯耆郡瀬手村大神大將軍塚等あるに過ぎない。又北九州に於ても豊後國海部郡に發見されたのみで主として大和地方の大古墳中より發見され北は能登國にたゞ一例あるは注目に値するものである。従て本縣下に於ては本例を以て蓋し唯一とする逸品であることを特筆して置きたい。

紡錘車形石製品は滑石製で徑約一寸八分厚三分四厘の圓形をなし中央に小孔を穿つて居る金屬具類

出土の金屬具類にして現存せるものとしては青銅製小圓筒及び釘型鐵器類がある。前者は高さ一寸徑七分の中空圓筒で底を有し更に約一分の半缺の脚狀部を有する。恐らく弓弭であらうと考へるが未だ確證を得ない。釘型鐵具は現存せるもの二三本に過ぎぬ。長さ二寸八分幅四分、厚さ三分突端に至るに従つて漸次狭小となつてゐる。此他形不明なるも本古墳よりは夥しき鐵具類その重量に於て三四貫目が程のものを出土せりと云はれて居る。或ひは武器類ではなかつたかと考へるが今全く腐朽散逸して一片の形骸をも止めないのは残念である。

結 論

今や吾人は以上述べたるが如き諸項を根據として本古墳の築造年代及び被葬者に關して一考察を與へんとするものである。しかし乍ら是が決定的説明は吾人の如き渺たる一小學徒の

よく爲し能はざる處である。吾人はたゞ先學諸氏の研究に追従して本報告の結論を誘導するの任を果すに過ぎない。

六〇

借本古墳築造の推定年代を見る上に最も重要なものは鏡鑑類であつて今これに據つて時代的考察を試みるに本古墳出土の三神三獸々帯鏡が既に屢々述べたるが如く本邦各地の古墳より發見されて居ることによつて少くとも是等の諸古墳と同一年代若くは餘り時代の差なき年代のものたることは推察に難くない。しからば夫等諸古墳の年代は將又如何と云ふに是に就いては既に諸學者の研究があるから夫によつて本古墳の年代をも推定してゆかう。即ち本古墳と其の石室の構造並びに遺物の類似せるものに大和國北葛城郡馬見村の佐味田及新山の兩古墳を擧げることが出来る。勿論この兩古墳が本古墳よりも更に數等優秀なる文化を有して居ることは否定を許されない明白な事實であるがそれは中央文化と地方文化の差より當然なことである。云はねばならぬ併し乍ら兎に角佐味田及新山の兩古墳が何れも積石式石室であり且つ遺物の中に何れも鍬形石、三神三獸鏡を發見し更に又二三の類似遺物を有して居る點はそこに一縷の系脈あるものと認められる。而して梅原末治氏は佐味田及び新山古墳の研究の各結論並に後編に於て古墳の年代及び被葬者について論じ年代は遺物中の鏡鑑類よりしてこれを支那三國の初期及び中期に置き、被葬者はその副葬せる遺物の優秀なる點より可成り勢力ありし貴族の墳墓たるべしと論じ特に鍬形石が大古墳より常に發見せらるゝことを指摘された。吾人も亦この結論を参照して西下津古墳を三國末期を降らざるもの本邦年代に之を比すれば古墳築造の中心期たりし應神仁德朝前後に接近せる時期のもの

である。と考へるのである。而してその被葬者は本地方を統帥せる大豪族の墳墓と認めるもので尙この被葬者は著しく大和朝廷と關係密接であつたこともその遺物よりして云へる。要するに本古墳は長門國大津郡深川村東深川給塚と共に上代長門文化を如實に語る重要遺跡であることは今更吾人の贅言を要しない處であると思ふ。

而して吾人は最後に本古墳が山上圓墳であり亦遺物中に湖州鏡を混じたることを注意し且つ疑問として新學者の充分なる調査研究を俟つものであることを明かにして置きたい。



# 見島文化の研究

匹田直  
弘津史文  
小川五郎  
三宅宗悦  
姉川從義

## 一、見島の位置と地勢 (緒論) (圖版第一の四)

山口縣阿武郡見島村は萩町の西北廿三哩の海上にある島嶼である。明治三十八年五月、かの日本海の大激戦によつて此の日本海中の渺たる一孤島見島もその名を天下世人に喧傳せらるゝに至り、拿捕露艦、アドミラル、セニヤール、ウイン、號の吾が艦籍に編入さるゝに當つて「見島」なる艦名を冠せらるゝに至つた事は世人周知の事實である。而しながら學者にして果して幾人よ、この孤島の實狀に接し、此に關して研究を遂げたものがあるであらうか。上代の日本と朝鮮

との關係を考ふる上に於て日本海中の飛石として、或意味に於ては日本の朝鮮に最も近き所とも考へ得らるゝのである。而も四時風波強き日本海中の離れ小島であつて交通の便甚だ困難であつたが爲に、學界に今日まで未調査として殘されて來た。この點吾々考古學乃至郷土史を攻究する者の興味を惹き、加ふるに今日にして調査を執行しなければ他日交通發達の弊、折角今日まで純朴なる島民によつて保存し來られたる遺蹟遺物を射利の商賈若くは浮薄なる好事家輩に擾亂せられん事を恐れて、遂に大正十五年七月二十一日見島研究旅行とはなつたのである。

本島は大體二等邊三角形をなし東西三十四町、南北一里六町、周圍四里十六町、面積〇、五三二方里、その北端即ち三角形の頂點は宇津崎、底の西端を鯨浦、東端を日崎と云ふ、尙他に東北に觀音崎突出して宇津港を抱いてゐる。西海岸は一帶に山脈海に迫つて急傾斜をなしその北部にあるは日露戰役中海軍假望樓の設置せられたる神畑(四〇九尺)南にあるは島内最高のイタラケ山(六〇〇尺)と呼ぶ。此より東に向つて多くの丘陵を起伏し、東部に至ると共に漸く低くなつてゐる。平地は纔かに此所に存し、宇津港背後の大田及本村の東部にある所謂八町八反となり主要なる耕作田をなしてゐる。かく山多くして平地少き結果田畑は比較的山嶺に及び、而も島内殆ど河川と稱すべきものなく、灌溉の便頗る不利である爲、此事が後述共同負債の原因の一つをなしたのであるが近年に至つて漸く灌溉用貯水池の設けらるゝものあるを見るに至つた。部落は本村、宇津の二つに分れ、島の南端に要害山、寺山等に圍まれてあるを本島の主要部落本村、港戸數三〇五、人口一五三三とし、その東五町にしてジャンボなる群集古墳の存する横浦

がある。宇津は島の東北觀音崎に抱かれたる宇津灣を前に控へ戸數九〇、人口五七八で共に半農半漁を業としてゐる。

以上記録數字等は、大正十三年見島村材治一班、並に見島郷土誌に依つた。

## 二、土器包含地 (圖版第九の四)

宇本村なる見島村小學校敷地より以前地均の際數個の彌生式土器を發見した、偶然發見にして、その出土状態は不明であるが、今日尙破片が小學校々庭に散布を見る點よりすれば、該地の包含地であつた事は確實である。遺跡地は海岸を去る二町餘の地點、東南向の本島臺地の中腹にして、海をへだて、長門國阿武郡及び大津郡の山々を望む。

出土彌生式土器はいづれも同型式の高三寸八分、口徑二寸二分の小壺にして、赭色の粘土質は比較的良好的ものであるが、外部には紋様及刷目を見ない。

現存せるものは二個にして、一個は見島村役場に一個は同役場より寄贈をうけ、山口高等學校歴史教室に保管して居る。二個共同型略々同大であつて、村役場保管のものは、口縁部を頸部まで、鐘様のものですりへらして居るから、現在口縁部は認められない、恐らく發見後不整に缺けた口縁部を加工したものであらう。又山口町縣立教育博物館にも、見島村出土の彌生式土器がある、このものも高等學校保管のものと同型であるが、いくらか大きく思はれる、その發見地點は前二者と同一であるか否かは不明である、何故ならば本島に於ては、小學校包含地以外に、宇



塚にして、石槨積石式圓墳であり、島居博士の外部石塚内部石槨式古墳に相當する。かかる築造法は、長門周防兩國に於ける最初の發見にして、本邦古墳墳丘に於ても類例少く、僅に左記の個所に於て報告せられて居るに過ぎない。

相模國中郡比々多村大字三ノ宮(群集)

伊豆國サバラ

人類學雜誌第一六九號坪井博士  
誌第二七卷第三號大野氏  
人類學雜誌

阿波國板野郡板東村字平草

考古學雜誌第四卷第四號笠井氏

阿波國板野郡大寺村聖天堂(石槨アリ)

人類學雜誌明治廿四年六三號

阿波國名東郡名東村地藏寺山

阿波國名西郡石井村大字石井氣延山

考古學雜誌第六卷第十一號遠藤氏

阿波國名西郡石井村大字石井字高良

同誌 同人

阿波國美馬郡三島村

讃岐國高松市外石清尾山(群集)

考古學雜誌第十卷第四號長町氏

讃岐國高松市外摺鉢山(石槨アリ)

讃岐國香川郡弦打村大字鶴市字御殿山(群集)

讃岐國綾歌郡宇多津村聖通寺山

讃岐國綾歌郡西庄村(二)

讃岐國綾歌郡西庄村(一)

對島國

島根縣誌第四卷島居博士  
考古學雜誌

右に見る如く本邦に於ける所謂積石塚の分布は、相模伊豆の一團と、北東四國に於ける一大群と、日本海の瀨島、對島、及見島に於てのみ見られるに過ぎないのである。

ジゴンボよりは遺物として見るべき發見少く僅にA墳より出土せる遺物二三の現存せるに過ぎない、其等出土品は、陶器及武器である。

陶器、一個にして高五寸四分、口徑二寸、口縁高一寸一分、底徑二寸八分の祝部にして、灰黑色を呈し、肩部に一條の陰刻線をめぐらし、現代陶器に見るが如き底部を附けて居る。

武器、小刀子と不明武器の二種類である。

小刀子は、鐵製にして、長二寸五分、莖の大部を失ひ、莖の横断面は下部の狭まつた矩形をする。不明武器も鐵製にして、長五寸あり、莖の大部と身の一部を残し、一見直刀断面とも見られるが

莖の横断面が圓形をなす點及身の丸味を帯びて厚い點よりして、古墳末期から奈良朝に現れた、鏃の型式に類似を見るこのいづれに屬するか不明なるも、鏃と見るを妥當とすべきである。

右の遺物と共に、不完全人骨を發見した、この人骨については、項を改めて記載する。

A墳以外の古墳より發見の遺物の現存せるを聞かない、然し横浦一体に擴がる、拳大安山岩礫石の間及下よりは、無數の祝部破片を發見する、これら破片はいづれも時に寄せる大浪のため、又は石槨壁と天井石との組合不完全なるため、石槨外部を包む積石の落下のため破砕され發掘の時に外部に捨てられたものである、この破片中には、表面に自然に生じたる釉藥を有するものが澤山ある、所謂朝鮮式土器にしてその光澤に於て朝鮮新羅古墳出土陶器を思はし

ゆる色は灰緑色を呈す、又内面に朝鮮式土器様の內心圓紋を有し、外面は紋様なく全面に釉薬をほどこせるものがある、このものは殆んど黒色にして、決して前者に見るが如き自然に生じたる釉薬でない點は注目すべきである、以上の如くジゴンボの遺物はいづれも貧弱にして、本島上代文化を物語る有力なる資料の少きを遺憾とするものであるが、これらは、本島の地理的條件上交通不便の結果文化程度低かりしに歸因するものであろう。

然してジゴンボの形成年代としては、發見遺物少く、正確なる考證を缺くのは憾はあるも、陶器に意識的に釉薬をほどこせる點及古墳期末期の鍬と類似の武器を出せる點等よりして、恐らく古墳期末期に築造せられたものではなからうか。

見島に於けるジゴンボと本邦所在の所謂積石塚との間に如何なる關係の存するかは不明であるが、讃岐國高松市外石清尾山に於けるものとは、その型式に於て明かに相異のある事が見られる、即ち長町彰氏(考古學雜誌第十卷第四號)によれば、石清尾山の積石塚は一体に大きく、墳丘の型式に圓墳と前方後圓墳略々同數あり、各石塚内に一個以上數個の石室を作つて、此内には遺物が埋められてある、石室は彼の北九州邊に於て屢々發見されたる、所謂粗製組合石棺と同系統のものゝ推定せられる、なほ石室の大きさは凡一致して居つて

	縦徑	横徑	深
P 墳	八尺	一尺七寸—一尺九寸	三尺
M 墳	九尺	二尺	二尺五寸
I 墳	六尺二寸	二尺五寸	二尺余

右に見る如く石清尾山石塚の石室は、石棺と石室を兼ねるものにして、ジゴンボの石塚よりも小さく、且石室壁をも小さな割石を以て積める點は最も大なる相違である、又P墳よりは、銅劍漢式鏡を出せるより、年代的にも可成の差のあつた事がうかゞはれる。

阿波國板野郡板東村字平草、同國同郡大寺村聖天堂、讃岐國高松摺鉢山の積石塚に於ては石棺を有し、相模國のものに於ては見島と略同型式なるも、石塚は美道を有して大である、又島根縣誌第四卷、三七八ページ記載の鳥居博士の(人種學考古學上より觀たる「隱岐島」)によれば、本島(隱岐島を指す)には干山國時代の古墳が中々多い、之れは李朝の人々の云つた石塚(ケールン)で總て外部は石を積んで居る、發掘すると中部に「チヤンパー」があつて、中に石槨が出来て居り、その上に天井石が數枚ある、外部はケールン即ち積石塚式で内部は天井石を持つた石槨であるより外部石塚内部石槨式古墳と云ひたいと述べられて居る、隱岐島に於けるケールンは見島のジゴンボと略々同型式の構造を有する事がうかゞはれる。

然らば、所謂積石塚特に見島のジゴンボなる型式が如何にして成立したかについて、少しく考究して見たい。

長町氏論文結論に「讃岐國石清尾山の石塚は古代に於て大陸より九州北部に渡來し、更に中國四國地方に移植せる一種の民族即ち支那古史に所謂倭人族の遺跡にして、稍々後期に於て、更に墳墓として重用せられしならんか」と、異民族により築造せられ、更に後に二重遺跡となつた事を説かれ、又鳥居博士は「隱岐島に於ける外部石塚内部石槨式古墳は隱岐島出雲や山陰地方其他に存在する一般古墳と如何なる關係があるか、將來余程研究すべき問題である」と述べ

られて居る。

本邦古墳石塚はすべて朝鮮文化の影響によるものであると云はれて居る今日、朝鮮慶州金冠塚の如き本邦積石塚と有する南鮮まで僅か六十里見島より慶尙南道蔚山附近まで特に潮流關係により屢々朝鮮人の漂着する本島に於いて、ジゴンボは朝鮮文化の影響の結果造られたる、日鮮古墳の連鎖をなすものではなからうかと考へらるゝも、若し然りとすれば我々はこゝに大なる矛盾を見る、それはジゴンボの築造年代の新しい點換言すれば遺物の新しい點である、少くとも本邦古墳への連鎖をなすものであるならば、内地古墳よりも古くなければならぬ。

故に我々は本島ジゴンボの築造された原因について、幾分か朝鮮文化の影響はあろうけれども、より以上に大石材に乏しい事及所在地が一体に礫石よりなる地質的條件がその大部分を占むるものにして、本邦各地の積石塚とは關係なく、獨立的に發達した本島獨特の型式であるうと考へる。

尙本島に於けるジゴンボなる語の起源については未だ充分に解し得ないが、臺灣本島人間にては溜池等にて溺死者のありしとき、その岸に地公墓と彫つた一石を立て、死者の靈を祭ると云ふ。

地公墓は *The-gon-bon* と讀む、この音の *Ji-gon-bo* と非常に似て居るのは興味深い事である、即ち *The* (地)なる音は日本人には發音しにくい音であるため、又は地蔵 (*Ji-zo*) の地の如く *Ji* と讀み *Bon* (墓)は *gon* (公)と同じ子音の重複をさけるため、又は墓地 (*Bo-chi*) の墓の如く *Bo* と讀むならば *Ji-gon-*

なる語の成立を見るのである、然しこれを以て、ジゴンボなる語の起源が、臺灣本島語によるものと斷定するのは早計であるが、いづれにしても、單音節語に屬するものにして、寧ろ支那語より轉化したものではなからうか、本年七月佐久間山口縣立教育博物館長より、見島村に寄贈せられし見島村古文書(明曆三年)に當時本島に漂着した支那人との筆談記録の記載を見る、右の如く、ジゴンボなる語は淺學の未だ解し得ざる點にして、若し先輩言語學者により、研究され解決さるゝならば、望外の喜である。

又安政五年戊午仲冬、萩の人軍用主事新山政辰氏により著されたる乾島略誌(乾島の乾は見と音相通じ、且見島は長門國萩町より乾の方位にあるより乾島と云ふ)中に左の如く一石棺の發見されしを記載して居る。

〔家貞墳墓在福戸山祭爲神教經無子嗣絶初不知墳墓之所在、近世村人普夢一驍將來立枕上告曰我能登守也我遺骨瘞在福戸山年月悠遠荆棘塞徑人無知之汝願爲葬之覺而奇之乃從其言果得一石函發視之枯骸七尺餘面貌四骸皆完折骸數亦存抱而舉之皆崩、乃收其骨改葬之吉祥寺其石蓋爲表〕

右に見る如く、一島人能登守の靈に導かれて石棺を發見せりと云ふも、能登守云々は恐らく後世附會の説であつて、文中の福戸山は今日その位置を明かにせないが、島の人々は昔字本村にて井戸掘作中赤い人骨を發見したと云ふ、多分これが、前述能登守の遺骨であるう、吉祥寺は現存するも、人骨の改葬地點は調査しなかつた、又文中「枯骸七尺餘」は著者の誇大形容であり、頭蓋骨、髌骨、四肢骨、骨盤等も古墳人骨としては珍しく、残つて居た標である、武具の副葬品のあつ

た事もうかゞはれるが右の古墳は、現存せない爲只記録の報導に止める。

古墳ではないが、こゝに面白いのは本村部落近くの現代墓地の構造にして、ジゴンボ所在地同様の礫石性海岸にあつて、墓石の型は普通のものど變らないが、各一家の墓石群の周囲には拳大の礫石をもつて造つた高三尺位の積石塀をめぐらし、墓地を夥しく區劃して居る。同海岸に面した家屋には格別に風よけの石塀を見ないので、墓地に於てのみ、積石塀を見るのは何によるものであろう。金石併用時代に盛に甕棺を用ひた北九州では、今日でも甕棺の用ひらるゝを見る。見島に於ける墓地の積石塀は、或はジゴンボに於ける積石の遺風ではなからうかと考へられる。

又神官多田守家氏によれば、本島神徒は二三十年前まで、一見ドルメン式の墓を造つて居たと云ふ事であるが、残念ながら、現在破壊して實見するを得なかつた。

いづれにしても、本島のみならず我國各地に行はれる葬禮に埋葬法に、上代の遺風の存するは、今後研究すべき事項であらう。

七四

#### 四、ジゴンボ發見の人骨に就て

本島前述群集古墳(ジゴンボ)よりは時々人骨發見せられ、大正十五年七月廿三日調査の際にも以前發掘せられし一石槨横にて大腿骨の一部を得た。又大正十二年發掘せし前述A墳より發見したる人骨二例は、富村々長にして村醫なる有田暢介氏の好意によりその大部分の寄贈を

受けしより、我々の採集せし人骨との三例につき、人類學的記載をなし、今後研究さるべき我國古墳人骨の一報告として、見島古墳人骨を記載する。

見島村役場寄贈の人骨は大正十二年發掘せしA墳の石槨中より發見せるものにして、古墳の主軸(西北)に平行に伸展葬にて仰臥せしものゝ如く、大正十五年七月廿三日の調査の際、該古墳石槨の奥壁より、二尺のところに、頭蓋骨(顛顚骨)の小破片數個を得た。寄贈せられたる人骨は保存状態不良にして、顛顚骨の一部、齒牙三本、胸骨の一部、腓骨の一部及大腿骨である。後述する如く發見者によれば、第一例第二例は共に當墳より發見せりと云はるゝより、大腿骨を除く他はいづれに屬するか不明にして、且いづれも斷片に過ぎざれば別に記載せず、只齒牙のみは所屬は不明であるが、獨立的に記載する。

##### 第一例 壯年の男性

大腿骨のみにして、右側頭、頭、大小兩轉子を缺損せる上半分二一三耗を残す、強大にして現代日本人男性平均(八三・二耗 小金井博士)よりも太く、Platymerie 弱く、Plastichildung は強い、捻轉及彎曲は強きも、脛筋隆起餘り強からず、外面坦にして、内面は陷凹する。

##### 第二例 壯年の女性

前述第一例と共に發見せりと云はるゝものにして、大腿骨のみである。發見者の言によるならば、我々はA墳に於て、男女各一體の合葬の行はれた事を認めなければならぬ。

女性としては稍強大にして、左側頭、頭、大小兩轉子を缺く上部一四一耗である。  
Platymerie 甚だ強く、捻轉強きも、脛筋隆起の發達は貧弱である。

第三例 壯年の男性

大正十五年七月二十三日調査の際偶然一石柳橋にて發見せるものにして、發掘當時に該所に捨てられたものと思はれる。大腿骨のみである。右側中央部一〇二耗を殘すにすぎないが、強大にして細からず *Platychidung* 彙に強く、彎曲は弱く殆んど柱状をなし、内外面は共に陥凹する。齒牙

A 墳より發見せるものにして、所屬は不明であるが上頸右側、犬齒、第二大臼齒及智齒の三本である。犬齒は長二・二耗、咬耗度第三度弱にして、珐瑯質は半ば咬盡せられ、象牙質を現はし咀嚼面に於ては齒弓前半は前下方に傾斜する。第二大臼齒は長二〇・〇耗にして、咬耗度第二度、智齒は前者よりも小さく長一六耗にして、完全に發育するも咬耗度は第一度である。而して齒形特に犬齒咀嚼面の咬耗の形状よりして、中等の缺狀咬合であつた事がうかゞはれる。

朝鮮人下肢骨の人類學的報告を見ざる今日見島人骨大腿骨の比較に興味の大半を失ふものであるが、地理的關係よりして、遂に日本人と關係の方が、より深い事は想像せられる。大腿骨はいづれも脛筋隆起弱く *Platychidung* 形にして、第一例の如きは、幾内日本人同様 *Platychidung* 強く *Platymeric* 弱く、現代日本人骨相を備ふるも、同一古墳より發見せる第二例は *Platymeric* 甚だ強く、寧ろ我國石器時代人骨に類似の傾向を見る。

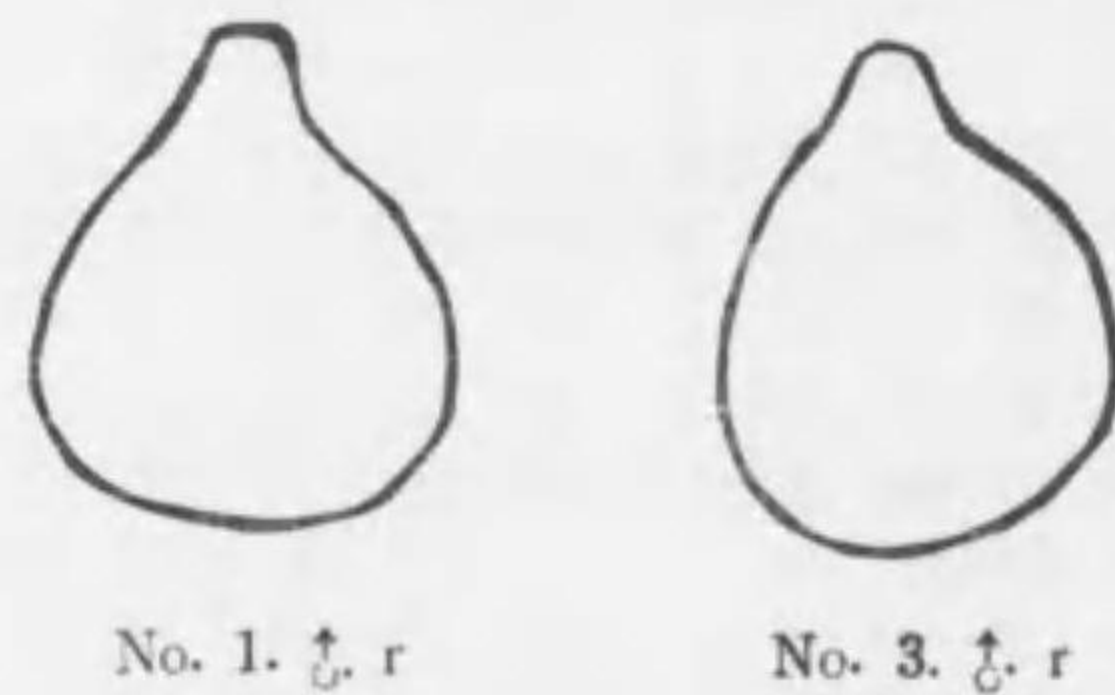
齒牙の咬合は、津雲、國府等の石器時代人骨に見るが如き鉗子狀をなさずして、現代日本人に見るが如き缺狀咬合である。犬齒全長は、現代日本人平均數二六・四耗(宮原氏)臺灣蕃人(高砂族)平均數二六・八耗(津崎氏)支那人平均二六・六耗(尾形氏)より遂に短い。これは咬耗による齒冠高の減退

Femur

Femur	No. 1. ♂. r.	No. 3. ♂. r.
Sagittaler Durchmesser der Mitte	27.9	28.6
Transversalen Durchmesser der Mitte	26.4	24.8
Umfang der Mitte	84.1	82.2
Index platymericus	105.6	115.3

備考

No. 1 ♂. r. No. 2 ♂. l. / Index platymericus は保存状態不良ニシテ不正確ナルヲ除外セリ  
而シテ前者ニ於テハ 80.0 以上ニシテ後者ニテハ 70.6 デアル事ヲ附記シテオク



Querschnitte durch die Mitte des Femur

にして、齒冠高は、現代日本人平均數一〇・一耗より四・一耗、臺灣蕃人平均數九・四耗より三・四耗、支那人平均數一〇・六耗より四・六耗短く六・〇耗である。故に見島人骨犬齒は咬耗度零度なる時に於ては全長約二五・二六耗ありしものと推定せられる。  
尙本古墳群の A 墳に於けるが如く、一石柳橋内に男女各一體を合葬せる例は、熊本縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書第二冊に、清野・宮本兩博士の報告せられたる、肥後國熊本春日町北岡神社境内古墳に於ても見られる。



## 五、見島に於ける古佛像及び金石文に就いて

七八

### 緒論

見島は其の位置絶海の孤島に位するも既に文化の開發が遙かに遠く古墳築造年代に在ることは別稿三宅宗悦君の論文に據つて之を明らかにすることが出来る。而してこの上代文化の延長が即ち吾人の本稿に於て述べんとする處の佛像並びに金石文を以て代表する見島中興文化の基礎を形作つたものであることは何人も首肯し得る處である。諸吾人が本篇記述する處の遺物は總て慶長以前のものをとり夫以後のものは全部之を省略した。而して是等の遺物は其の殆ど全部が今は本村宇田屋にある禪利讀岐坊の所蔵にかゝることを附記して置き傳來の由來に就いては適宜各論中に於て説明することにする。

### 各論

#### 第一章 在銘大日如來座像に就いて (圖版第六圖ノ二)

全長三尺九寸二分の木彫像にして胸、兩側膝、背部は各々獨立し組はづし得るものである。僅稍之を底井野觀音と云ふも觀音ではなく正しく大日如來像である。今細部に汎つて其の大きさを測定するに

頭上髻部 長六寸九分

顔面部 長八寸八分  
幅五寸八分

胸腹部 長一尺八寸  
幅(胸部上方に於て) 一尺三寸  
側面一尺一寸

膝脚部 高五寸五分  
幅二尺八寸

となる。而して手の長さ左右共一尺一寸五分を測り得る。而して古くは像を塗るに彩色を以てしたるものゝ如く今もその痕跡を明らかに認め得るものがある。像全體より受ける感じは稍朴訥にしてぎこちなく秀作として推すには躊躇する。特に其の顔面の美に於て其の彫刻家の技術と當時の彫像藝術が既に末期文明の悲哀を象徴して居ることを認め得るのである。偕又銘は本佛像胎内背部内面に墨書せられ居るもので今も尙文字歴然として殘存するは嬉しい。而してその銘は楷書體を以て一行に書かれ次の如く讀まれる。

應永十二年乙酉三月十三日 住持了元謹白  
佛子侍從

應永十二年は即ち今を去る五百二十二年(皇紀二〇六五)で室町時代の初期に當る。又銘に在る住持了元は讀岐坊二世にして開祖開大阿闍梨(應永二十八年八月廿七日入滅壽七十七)の後を嗣いだもので應永三十三年十二月四日壽四十二で涅槃に入つて居る。故に本木像に墨書銘を入れたのは開大阿闍梨六十一歳了元二十一歳の時になるわけである。故に吾人の考察する處を述べれば開大阿闍梨還曆の故を以て寺坊を若手の弟子了元に譲り了元即ち師の志を嗣いで見島教化の重任に當つたものとみえる。尙了元に關しては讀岐坊緣起(天保十二年四月初

七九

八日二十七世祐真奥書中僧家妻帶引證之事と云ふ條に

唐土梁武帝時在善慧傳大士妻謂妙光子曰普建次曰普成雖然方爲佛法大棟梁而初造輪藏普度衆生且爲天子作師範以揮案一下復著心王銘如是三藏三學全備之知識也干茲將知當坊今古妻帶之家常本於傳大士之左右者爾也其外和唐帶妻祖師不追枚舉博覽傳燈祖錄等今爰疑耶故開祖了開二祖了元曰相續也尤難矣所以若當坊既許妻帶者爲欲使當社別當永無斷絕者也

と見え之に據ると開祖の名了開なることをも知ることができらる。

本木像の傳來に關しては當讚岐坊所藏の鑿口が又有力なる考察の一資料となる、即ち其の銘に曰く

奉施入底井野觀音堂御寶前

文明七年六月十八日 願主 家長敬白

とあるが文明七年は應永十二年を去ること七十年の後に當るがこの事實は本木像が既に當時全島の崇敬を受けて居たことを確證するものである、而して當時既に本木像は觀音と認められて居たものとみえる。

尙更に當坊には數體の腐朽甚だしき古佛像及神像を藏するが是等の彫像に關する研究は他日又改めて發表したいと思つて居る。

## 第二章 懸佛に就いて

當讚岐坊所藏の懸佛は總計十二枚にして何れも神佛混淆廢止の際郷社入幡宮より受繼いだものと云ふ、而して其の大體の形狀等には格別新奇なる手法とてもなく普通吾人の見る處のものと同小異である、各個とも彌陀一尊佛の浮出にして佛體の兩側に小花瓶を安置して居る、質は薄青銅板にして裏面に板打の存するものと無きものとあつて板の無きものゝ方其の手法稍新しきものゝ如く思はれる。

次に各懸佛の大きさを表示するこの大きさは圓盤の直徑を以て測定したものである。

- 一、 四寸一分
- 二、 四寸八分
- 三、 四寸八分
- 四、 四寸八分
- 五、 四寸九分
- 六、 五寸一分
- 七、 五寸二分
- 八、 五寸四分
- 九、 五寸五分
- 十、 五寸五分
- 十一、 六寸三分
- 十二、 一尺

第三章 金石文に就いて

見島に於ける慶長以前の金石文として現在遺存せるものは凡て讃岐坊所蔵品にして其の種類は鐘銘一、鐸口銘三に分ち得る。而して其の年代は何れも應永を中心として至徳、文明の間に在ることは本島文化變遷考察に當つて有力なる資料を提供してくれるものと云へる。吾人は次に各遺品に就いて説明を試みてゆかう。

(一) 三島八幡宮鐸口

本鐸口は直徑一尺三寸にして中帶、外帶に刻銘を有する。三島八幡宮は後に改稱して郷社見島神社となり本村字瀬田に鎮座する。祭神は應神天皇、仲哀天皇、神功皇后、武内宿禰、表筒男命、中筒男命、底筒男命にして往古は讃岐坊之が社坊として管掌の任に當つたものと見える。銘は次の如く讀まれる。先づ中帶の中には

憑功動天地清寧皇風永扇海晏河清神威  
長振

外帶の中には

奉施長州大津郡見嶋郷大壇那永乾  
八幡宮御寶前鐸口者是  
皆至徳卯林鐘初吉日  
大工道久

とある。至徳四年(皇紀二〇四七)は北朝年號にして八月二十三日改元せられ嘉慶元年となり同年は南朝の元中四年に當つて居ることは注意すべき點であると思ふ。

(二) 皇子宮鐸口  
奉懸

本地熊野十二所權現御寶前  
大津郡三島郷  
皆嘉慶貳年大呂初吉日

願王養性寺住持比丘某

皇子宮にありし鐸口で同宮廢せられて今その所在を知らない。嘉慶貳年は皇紀二〇四八に當る。

(三) 宇津觀音堂鐸口

此の鐸口は直徑八寸にして中帶外帶に刻銘がある。宇津觀音は宇津字上古牧にあつて聖觀音を本尊とし讃岐坊の管理に屬して居る。銘文は中帶の中に

奉懸觀音御前大宮司貞  
外帶中に

長門州大津郡見嶋郷宇津  
應永十三年丙戌十二月廿四日願主白敬  
とある。應永十三年は皇紀二〇六六年に當る。

(四) 覺滿宮洪鐘

此の鐘總高二尺八寸五分内龍頭高七寸にして口徑一尺六寸四分乳廓四ヶ所各廓内に三列九個の乳を有する、撞座は二ヶ所を有し第一銘廓に刻銘がある即ち

奉懸

長州大津郡見嶋郷

覺滿宮大菩薩洪鐘一口

右奉爲天長地久兩地頭

安穩殊万民扶樂故也

應永廿癸巳年七月廿八日

大願主平朝臣山田雅樂助弘貞敬

同下神 宗重 白

とある。鐘は古色掬すべきものがある。應永廿年は皇紀二〇七三に當る。

(五) 底井野觀音堂鑿口

既に第一章に於て其の銘を述べたるものにして大さ徑八寸外帯に陽銘あるは他の刻銘なるに反して特記すべき點とする。銘は

奉施入底井野觀音堂御寶前

文明七年六月十八日願主家長敬白

とありて文明七年は皇紀二一三五年に當るものである。

六、傘石に就いて [圖版第七の一、及二。]

見島本村の各所に俚人傘石と稱する奇怪なる巨石の立てるものがある。其の果して如何なる時代に屬し且つ如何なる民族が如何なる理由に據つて此如き巨石を建立せるものかは文献並びに傳説の徴するものなくしかも今やこの遺物は此くして全く迷々裡に破壊されゆかんとする運命にあるは吾人の最も遺憾とする處である。故に本論文に於てはいさゝか吾人の獨斷的考察を開陳し其の適當なる保存法に就いて建議すると共に一方民俗學研究者の爲に一の資料を提供せんと欲するのである。

先づ其の形狀に就いて云へば一本の柱狀巨石を立て其の柱頭に一枚の平石を載せ宛も傘の如き形態を爲して居る而してこの平石は中央を凹面に切抜きこゝに柱頭が差込む様な構造となつて居る(圖版參照)各傘石の高さは略々同一であるが今其の一をとつて之を測定してみると總高八尺九寸内上部笠狀平石部厚さ一尺其の縱幅三尺横幅二尺而して柱石の幅一尺二寸を算する。更に石質は凝灰岩質の子持石を粗雜に切り取りて作つて居る。多田守家氏の談話によると嘗ては本島に於て全部十三箇ありしも既に半は破壊せられて現存せるもの左記の七個にすぎない。而して之等は何れも本村に限られ又常に二本宛相對立して居るを例とするのはそこに何等かの理由があるものと見へる。

所在地

個數

堂ノ數

一

塔ノ平	一
山ノ崎	一
波止場	一
山ノ前	一
荒神山宮崎	一
裏通	一
計	七

吾人はこゝに本巨石遺物に對する愚見を述べる。第一に本巨石遺物を以て供養塔の一種には非ざるかと云ふ意見を有せしむ尙夫に對しては多少の疑點を保持することを遺憾に思ふ。しからば又かの朝鮮系統のドムメン文化遺物であるかと云ふに吾人は之にも賛同することは出来ない。本島に於ける古墳の形式内容遺物が著しく朝鮮的色彩を有して居るが之を以て直ちに朝鮮文化の影響とすることは尙輕卒の感がある。併し乍ら吾人は全くその文化系統と無關係なるものとするには異存を挿せざるを得ない。夫は借置いて本巨石遺物は吾人の考へては正に生殖器崇拜の宗教的信仰に起源を發して居るもので其の信仰は必ずしも朝鮮又は純日本民族間のものに限ることなく原始民族の普遍的宗教感と見るを妥當と考へるのである。即ちこの傘石の形態は交接を意味したものと見る時そこに原始人の素朴な心理的の動きが活躍して居るのである。こゝにかく吾人は此の如く觀察することに於てこの巨石文化を最もよく理解し得るものと思ふのである。

### 七、見島近世史上の二大史實

#### 一、緒論

見島は長門國阿武郡萩町を距る二十五裡に在る日本海中の一孤島である。同島は交通の不便と周回僅かに四里十六町に過ぎぬ最僻たる一小島であるこの故を以て今まで餘り世人の注意を惹かなかつた。然し朝鮮半島と本州とを聯絡するステラツピング、ストーンとして隱岐、隱岐、壹岐對馬の諸島と共に上代民族移動上に何等かの關係がありはしまいか、一度調査に行き度い、もは吾等教室同人の年來の宿望であつた。偶々本夏七月、機熟して同人五名は遂に見島調査を決行する事にした。吾等の豫想は的中して收穫は頗る多かつた。同行五名各々分擔其の得る所を筆録して見島の歴史を世に紹介する事にした。余は同島近世史上の二大史實を闡明して世に問ふ事にする。一は島民共同負債のため全島を擧げて他縣人の有たらんとした悲惨な歴史であり、他は日露戦争日本海々戦時に於ける見島に就てである。共に同島最近時の出來事であつて、余等にもつては寧ろ副産物であるが渡島の後、これを直接當事者より聞くに及んで興味津々たるものがあつたので之れを筆録して世に紹介する事にした次第である。この小篇は見島村當路者及見島小學校校長松友吉氏等に負ふ所頗る多い。記して諸氏の好意を謝す。

#### 二、共同負債の起因及償還沿革

見島は其東南部平地に廿三町歩餘の田地あるのみで其他は、村落宅地を除く外概して山地

である。随つて田畑の耕地は山腹或は山頂に及んで居る。加ふるに灌溉に適した河流もなく又溜池も無い。只だ天水に頼つて耕作するより外、方法無き状態である。されば夏時、旱魃十日に及ぶ時は、田面の龜裂を没し、稻は立枯れとなり、雜草亦枯死して牛の飼料にさへ窮することありといはれて居る。是れ往年旱魃頻りに至つて大負債を醸した原因である。

見島は明治八年以降、連年大旱魃の襲來を受けた。天恵に乏しい見島々民の困窮は實に大きかつた。殊に中以下の細民は饑餓日に迫つた。食料に幾分餘裕ある人々は廻り持ちで粥の炊出しを爲すといふ状態であつた。此の粥を稱して「相持粥」と稱したといふ。蓋し世は相持の意か「どいり餅」にて麥のとき汁の沈澱物を取りて之に蓬を混じり搗いて餅に製したものを食し、或は又麥の熟するを待つ餘裕なくして未熟の物を刈り取り之を平釜等にて焙つてホウロ粥として食するが如き有様であつた。困窮の極に陥つた島民は萩地方其他に於て、高歩の利息と不當の手数料とを顧みるの逸なくて各自に莫大の借金をした。この儘放置せんか全島は擧げて他町村人の所有に歸せんとするの危機に瀕した。

茲に於て乎明治十七年負債者一同は協議して仕組方法を設定し、保護方を其筋に歎願するに至つた。同年九月、近藤山口縣大書記官は見島に渡り親しく視察の上、恢復維持策を講じた。其の結果、翌十八年二月、全島田地悉皆を擔保として第百十國立銀行より金二萬圓を利率八厘五釐、六ヶ年賦償還の約定で借入れ、外に萩町久保田某より一時借入金壹千八百圓及負債者一同の積立金叁千二百四十圓とを合せ計二萬五千四百圓を以て島外に於ける各自累年の負債を夫々債權者に支拂つた。かくて各自負債は共同負債と性質を一變したのである。これ見島共同

#### 負債の發端である。

然るに年賦償還の初年なる十八年から廿年にかけて見島は又々旱魃風損に悩まされ穀菽の收穫大に減少した。加之主として負債償還の責に充つべき米價は漸次下落の傾向を示して來た。かくて遂に年賦償還の責務を果たすこと能はざるに立ち至つた。これに因つて廿一年春監督郡吏及債主たる銀行員は見島に渡來し、嚴重督促の末、到底六ヶ年賦償還の見込立たざるを見て一時殘額返金を要求した。茲に見島は全く官の保護を離るるの止むなきに至つたのである。

茲に於て廿二年四月、負債者所有に係る田畑山林等合段別五百九十七町四段六畝七步、地價金二萬六千五百五十四圓七十二錢の地所を七朱利付十ヶ年賦償買戻約定の下に萩町大岡某に賣渡し、金二萬六千二百圓を得て、第百十國立銀行其他の負債を償還した。而して初年度の年賦償還は辛うじてこれを完うする事を得たが翌廿三年は又々旱魃の害に罹つて豫定の償還を爲す能はず遂に苛酷なる法廷沙汰にまで問はれ、再び債主を更ふるの餘儀なきに立至り、負債者總代は四方に奔走して金主を索め、擔保として田畑山林其他の合段別五百九十八町八段七畝一步、地價二萬六千八百八圓七十八錢の地所を十五ヶ年目買戻契約、而かも該地所に係る租税は總べて負債者に於て負擔するの約束を以て金參萬五千圓を島根縣鹿足郡畑追村畑某より借入れ、以て大岡某其他の負債を償還した。而して其償還方法は廿四年より卅八年に至る十五ヶ年間、毎年九朱利即金三千五百五十圓宛を支拂ひ、元金は据置にして年々一定の額を定めず米穀豐饒の年に當り幾分宛の積立金をなし置き、滿期に至つて悉皆償還せんとする豫定であつ

た。

然るに同年より翌年に亘り、負債者總代間に諸費差違に關する紛擾起り一方より山口地方裁判所に告訴し、豫審の取調を受くるものあるに至つた。かくの如き混雜ありし爲め、敢て負債償還の事を顧るものなく爲めに兩年分の利子は無支拂のまゝ経過した。加ふるに廿六年は早損風害並臻り、廿七年は更に一層の大旱魃に會し、島民の困窮益々甚しく従つて兩年とも支拂利子の取纏めを爲すに由なく、債主より嚴重な督促を受け、僅々六百六十圓を支拂ひたるに過ぎなかつた。

かゝる仕末であつたので利子は累年延滞に延滞を重ね、加之各種租税金も亦債主堀某より繰替納を受ける有様で遂に廿八年一月、秋區裁判所より支拂命令を發せられ、且共同負債連帯者一同の動産、不動産の假差押を受くるに至つた。於是負債者一同協議の末、債主に懇願して同年十月迄の利子延滞金、諸税繰替金及訴訟費用等を計上し、其總額一万二千八百二十九圓三十九錢の借増證書を差入れ、以て假差押の解除を得た。而して同年及翌廿九年は田畑共に相當の産額を得たるも、尙は償還を完ふする事は素より出来なかつた。且つ舊債殘額償還及雜費支辨のため、卅年五月、以前の擔保物の外、更に宅地五町六段八畝六歩、建物二百五棟を書入れ、以て金五千八百圓を、九朱利付三十七年迄八ヶ年賦償還の契約を以て同債主より借入れた。

然るに不幸にして同年も亦大旱魃であつた。爲めに償還金に大不足を生じ、又々債主から嚴促を受け、遂に卅一年十月に至つて、廿八年及卅年兩度の借増金及償還延滞金二萬二千三百九十九圓六十錢を計上して、同年より卅八年に至る八ヶ年賦九朱利附償還の契約を改訂するの

止ひなきに至つた。於是堀某に對する最初の借入金元利並借増金及償還延滞金を合する時は卅一年末仕詰は實に六萬五百四十九圓六十錢を算するに至り、負債者一同の困窮は愈々其度を加へ、人氣頓に墮落して殆んど其堵に安んずる者なき状態であつた。而してかくの如き事情の下に荏苒推移せんか數年の後には年限賣渡の地所は永く堀某の所有と確定するの外なき狀況であつた。

然るに明治三十二年十月、阿武郡書記厚東教一氏は郡衙の命を受けて見島に駐在し、共同負債整理監督の任に當る事になつた。茲に整理は曙光を認め、越へて卅三年一月、共同負債者總代、組長世話役三十三名は連署を以て償還事務一切を厚東氏に委嘱し、厚東氏亦、この至難なる要望を容れて一意専心、救済方法を講ずることになつた。爾來熱誠なる厚東氏指導の下に島民亦共同一致刻苦勉勵償却に勉めた上、明治三十三年以來往年の凶作に代ふるに連年の豊作を以てしたために三十八年を以て曩時の借増金及延滞金だけは悉皆これを償還することを得た。於是卅年五月、擔保として書入れた宅地段別五町六段八畝六歩、建物二百五棟の返還を得、負債者一同聊か愁眉を開いた。

けれども多年の巨債、素より豫定年限内に完済すべくも無かつた。依つて厚東氏は債主へ交渉して三十九年一月、殘元金三萬五千圓に對し、四十三年迄償還延期の改約をなし得たるも、同年中に完償覺束なきを見、更に四十三年七月、債主に再び交渉して、四十四年十二月まで償還延期の承諾を得た。

厚東氏の苦心は遂に聞いられる時が來た。それは四十四年八月であつた。此月、殘元利悉皆

償還の手續を終つた。爾來抵當地所買戻に關する書類の調製に着手し、翌四十五年三月九日を以て田畑山林宅地等合段別五百九十九町八畝十一歩、地價二萬六千三百八十圓五十錢の地所買戻に關する登記濟證書が萩區裁判所から交附せられて茲に目出度見島の土地すべては舊所有者の手に完全に恢復せられたのである。

顧みるに明治十八年二萬餘圓の共同負債を起してより茲に年を關する事廿有七年、其間償還した金額正に十二萬六千九百八十八圓八十一錢、之れに雜費を加ふる時は十三萬七千五百三十九圓六十一錢の巨額に達す、之れが解決に當つての厚東氏の苦心經營及其功績は云ふ迄もなく島民が共同一致、永年よく天災と戰つて遂に全島を他人の有に歸せしむるの屈辱から救ひ得た態度に對しては吾人も萬腔の同情と敬意を表さずには居られない。現在の見島々人が世の風潮に動かさるることなく最も健實なる生活を送りつゝある所以のものは、實にこの悲惨なる經驗の賜物である。吾人は見島のために祝福を禁じ得ない。

### 三、日本海大海戰時の見島

明治三十七年七月廿三日午後一時、汽船一隻、見島本村港沖合に碇泊した。浦潮艦隊の跋扈暴行を憂ひつゝあつた折柄なれば村民は先きを争つて宮崎山上に登つて様子を探つた。やがて一隻のボートは港口をめぐりかけて進んで來た。船號を見れば正しく日本船であるが乗組員を見れば、艦隊長大、服装は樺黄色であつたので、或は露兵に非ややど人々畏れ戰いた。然るに着岸上陸したのは正に我が海軍佐官一名と其隨行員及水兵であつた。一行は黙々として村役場に至

つた。やが

を解せずして

東郡書記長谷川村長の先導で兩を冒して山地に向つた。村民皆其の故郷還定の爲めに渡島したものである。參謀長は同日午後六時、さうの御用船日川丸で引揚げられ、隨行員たりし舞鶴海軍部武藤技手のみ居残つた。

留樓地は見島の最北端、宇神畑に選定せられ、同月廿一日白川丸建築材料を運び來り、日ならずして竣功した。

越へて三十八年五月廿七日、午後三時頃から遠雷の如き砲聲が聞へ出した。此日西南風強く天は曇つて海上朦朧たりかねて、遠艦隊の來航切迫せるを知れる島民、殊に臨戰地域に入るべきを覺悟して居た島民は、スハ敵艦の來航ぞと色ゆき渡つた。村役場に押かけて實否を正さんとする者、平素物知りと思はれて居た教員に聞かばやと學校に詰めかける者などあつて人心恟々たり。小學校では恰かも第五時の授業將に終らんとする時であつたので、兒童皆色を失ふて狼狽の色があつた。教師等は故らに泰然自若として生徒等に諭した。還謀深慮、全身膽なる東郷司令長官の畫策に萬遺漏あるべき筈なく、且つや忠勇義烈に於て將た又戰闘技備に於て宇内無双の吾が海軍なれば決して心配の要なし、村役場より何分の沙汰あるまで妄りに輕率妄動せぬ様、父母に告げよと、舉島狼狽の様、見るが如し。

時しも、相神望樓長より長谷川村長宛の通報が來た。使者は宇津村の青年、長富某、双層おしぬぎ汗みどろとなり息をもつかず一散に馳せ來つたのである。通報は云ふ。

「今朝、敵ノ第二艦隊神崎對州ノ南東十哩ニ出現シ、東水道ニ向ヒ來リタルニヨリ、我艦隊ハ總



ベテ之ニ向ヒシガ今、況前沖ノ島望樓附近ニテ大會戰アリ、砲聲當樓ニモ聞ユ、沖島望樓ハ破  
 壞セラルタル疑ヒアリ、漸次北進ノ模様ナリ、萬一ノ場合、人民ノ避難方ニ付御注意相成度シ  
 我等勇躍シテ任務遂行ニ餘念ナシ、云々

右の飛報は直に村内に傳達せられ、併せて村長より一般村民に對して、避難準備を爲すは妨  
 げなきも、追て何分の沙汰あるまでは安りに狼狽すべからざる旨の注意が與へられた。さりな  
 がら島民の周章はかゝる一片の布達では抑へられなかつた。用牛を匿くさんとして引き出す  
 者、鍋釜を携へて山中に逃れんとする者、などあつて其混亂眞に名狀すべからざるものがあつ  
 た。而かも砲聲は刻々激しくなり、遂には手にとる如く聞は始めて來た。

然るに夜に入つて砲聲は漸く遠く且つ疎となり、九時半頃からは全く聞はなくなつた。かく  
 て晝間の戰爭騒ぎも漸く静まつた。

明くれば二十八日、此日や前日の荒れに引換へて海波穩に一天拭ふが如き天候であつた。前  
 日の砲聲に戦いた村民も今や勝利を信じて、一刻も早く戦況を聞まほしく思ふのであつた。  
 村役場でも早朝から長谷川村長以下役場員參集、善後策を議し、厚東郡書記、多田調導、黒瀬巡查  
 を派して戦況取りの爲め望樓に赴かしめた。一行は午前八時出發した。然るにこの一行が殆  
 んど望樓に行き着いたと思はる頃、宇津村常使夫中村榮吉なる老人が息せききつて村役場  
 に飛び込み來り、露西亞海兵の襲來を報じた。村長以下の驚愕一方ならず、如何はせんと協議し  
 居るところに第二の使者が望樓行の一行よりの通信をもたらしした。之は黒瀬巡查が手帳をら  
 ぎりて鉛筆にて「たもので、露國海兵約六十名(負傷者十名)上陸す。至急醫師の派遣ありた

し」といふのであつた。茲に露西亞兵の上陸は攻撃の爲めでなくて敗殘兵であつた事が知れて  
 役場員一同胸をなで下した。村長は直に醫師二名有田暢介氏及長松文恭氏を隨へて沙彌田へ  
 急行、村内警護の必要の無くなつた役場員又これに従ふ。現場では、村長は役場員を指揮して救  
 護事務に奔走した。露兵は總員五十五名中、負傷者十名であつた。中には左肺貫通の重傷をうけ  
 た者もあつた。負傷者に對しては應急治療を施し、無傷の者には直に食物をあてがつた。食物は  
 云ふまでもなく握飯であつた。握飯など見た事もない彼等は暫し、手をつけ様どもせぬ。役場員  
 中、氣轉のききたるもの手眞似を以て範を示めせば、彼等漸くこれを喰ひ始めた。

以上は村長側の消息であるが吾人は茲に望樓行一行の消息を物語らねばならぬ。

一行が宇津に着くと、宇津の村民は「ロシアが來た。ロシアが來た」とて右往左往しつゝ、荷物を  
 脊負つて逃げまどふて居るのを認め、依つて一行は死を堵して實否を見極めんと望樓行を  
 中止して道を五軒屋通にとつて進んだ。途中、敵船を見たりといふ某村民に逢つて其處在を知  
 り、ミノタチへ急行した。果して海岸近く一隻のボートあり、初めは日本のボートか、敵のそれか  
 敵のボートにしても襲撃の目的か漂着か、判明しなかつた。恰かもよし現場に來合せた望樓の  
 一水兵、試みに銃を振すればボートの一員、白ハッカチーフを頼りに打振ふ。敗殘兵の漂着なる  
 事始めて判明、一行胸をなで下ろす。ボートを本村港に廻航せしめんとしたが意通せず、ボート  
 は遂に沙彌田に入港したのである。黒瀬巡查の村長への報告はこの時書かれたものである。

かくて同日午後に至り、角島望樓附近にあつた吳鎮守府所屬の水雷艇福壽號及第二十五號  
 の二隻來航して、當島望樓と交渉の結果、敵兵を收容して午後六時頃引揚げた。以上によつて日

337  
468

昭和二年六月二十五日印刷  
昭和二年六月三十日發行

(非賣品)

發行者

山口高等學校歴史教室内  
山高郷土史研究會

印刷人

山口縣山口町鹿嶋門前第九番地  
小澤兵造

印刷所

同上  
山口響海館

本海々戦時の見島の状況一斑を窺知する事が出来る。

九六

#### 四、結 論

既にはしがきにも述べた如く本稿は今回の調査に當つての副産物である。主力を考古學的  
研究に置く本報告書にとつては或は無くもがなの蛇足かも知れん。然し「見島研究」を一部とす  
る今回の報告書にとつてはこれを割愛するに忍びなかつた。我が郷土にあつて而かも今まで  
余り顧みられなかつた見島の最近史實を郷土史研究會の報告に掲載するのも決して無意義  
では無からうと思ふ。これ敢へて、この一文を草した所以である。

最後に本篇の共同負債に關する記事は大正二年九月廿一日に舉行せられた見島村共同負  
債完済の祝賀會に於ける厚東毅一氏の報告に據り、更に日本海々戦時の見島の記事は見島村  
小學校長長松友吉氏著見島郷土史所載の「日本海々戦と見島」に據つたものである事を明にし  
て附氏に深厚の謝意を表する次第である。

337  
468

本海々戦時の見島の状況一斑を窺知する事が出来る。

四、結 論

既にはしがきにも述べた如く本稿は今回の調査に當つての副産物である。主力を考古學的  
研究に置く本報告書にとつては或は無くもがなの蛇足かも知れん。然し「見島研究」を一部とす  
る今回の報告書にとつてはこれを割愛するに忍びなかつた。我が郷土にあつて而かも今まで  
余り顧みられなかつた見島の最近史實を郷土史研究會の報告に掲載するのも決して無意義  
では無からうと思ふ。これ敢へて、この一文を草した所以である。

最後に本篇の共同負偵に關する記事は大正二年九月廿一日に舉行せられた見島村共同負  
偵完済の祝賀會に於ける厚東毅一氏の報告に據り、更に日本海々戦時の見島の記事は見島村  
小學校長長松友吉氏著見島郷土史所載の「日本海々戦と見島」に據つたものである事を明にし  
て兩氏に深厚の謝意を表する次第である。

昭和二年六月二十五日印刷  
昭和二年六月三十日發行

(非賣品)

發行者

山口高等學校歴史教室内  
山高郷土史研究會

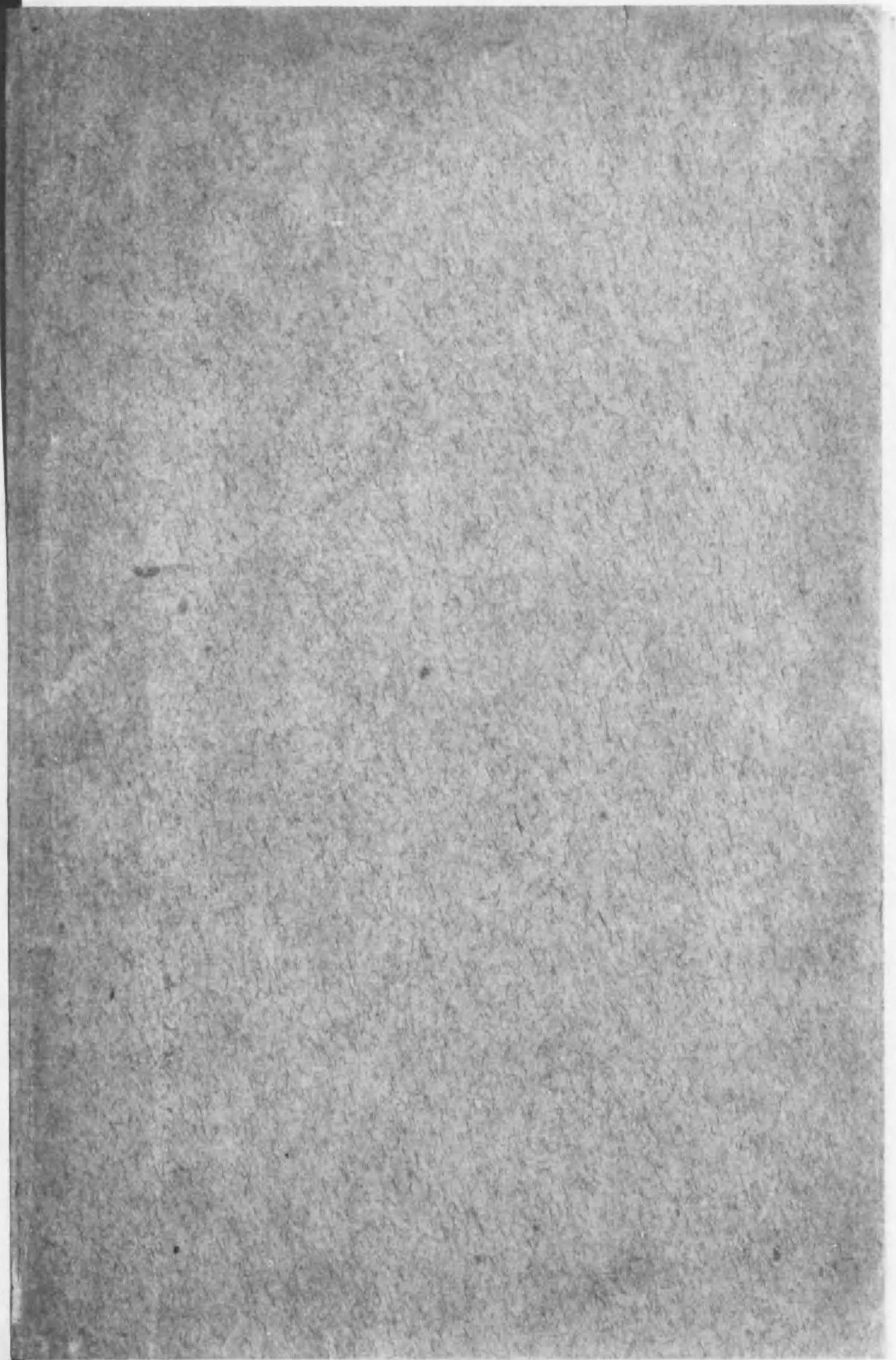
印刷人

山口縣山口町道場門前第九番地  
小澤兵造

印刷所

同上  
山口響海館

337  
468



終